

I P データサービス契約約款

令和 7 年 7 月 1 日

ソフトバンク株式会社

I P データサービス契約約款

平成 12 年 3 月経企第 11-233 号
施行 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この I P データサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、I P データサービスを提供します。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条（I P データサービスの種類）に規定する第 1 種 I P データサービス及び第 2 種 I P データサービスに係る規定については、令和 3 年 3 月 31 日において、同サービスに係る I P データ契約を締結しているものに限りこの約款を適用します。

(注) 本条のほか、当社は、I P データサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限りです。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 I P データ網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 I P データサービス	I P データ網を使用して行う電気通信サービス
5 I P データサービス取扱所	I P データサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	I P データサービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
8 サービス接続点	I P データサービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信設備との接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 他社接続回線	相互接続点において接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
11 特定事業者	特定他社接続回線に係る協定事業者
12 特定他社接続回線	別紙 1 の 1 に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線

13 特定接続回線	サービス接続点を介して接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網契約又は別に定める当社の電気通信サービスに係る契約に基づき設置されるもの
14 契約者回線	I Pデータ契約に基づいて収容 I Pデータサービス取扱所内に設置された取扱所交換設備と、I Pデータ申込者が指定する場所に設置する電気通信設備又は当該収容 I Pデータサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
15 接続契約者回線	第1種 I Pデータ契約に基づいて、別に定める収容 I Pデータサービス取扱所の取扱所交換設備と相互接続点（別紙1に規定する協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線との接続に係るものに限ります。））、サービス接続点（特定接続回線との接続に係るものに限ります。）又は特定他社サービス接続点（I Pデータサービスに係る電気通信設備と特定他社サービス（別に定める他事業者の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間に、当社が設置する電気通信回線
16 削除	削除
17 契約者回線等	他社接続回線、特定接続回線、契約者回線又は接続契約者回線
18 指定回線	データ通信網サービス契約約款又はイーサネット通信網サービス契約約款に規定する契約者回線等（別に定める付加機能に係るものに限ります。）
19 他社相互接続通信	相互接続点において当社の I Pデータ網と接続する協定事業者の設置する電気通信設備を通じて送受される通信
20 契約者識別符号	別紙1の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線と接続する接続契約者回線に係る第1種 I Pデータ契約者を識別するための英字又は数字の組合せであって、当社が I Pデータ契約者に割り当てるもの
21 グループ識別符号	別紙1の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線と接続する接続契約者回線に係る第1種 I Pデータ契約者を識別するための英字又は数字の組合せであって、当社が I Pデータ契約者に割り当てるもの
22 I Pデータ契約	当社から I Pデータサービスの提供を受けるための契約
23 I Pデータ契約者	当社と I Pデータ契約を締結している者
24 I Pアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
25 契約者回線群	I Pデータ網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線等又は指定回線により構成される回線群
26 論理パス	I Pデータ網を使用して相互に通信を行うために、契約者回線若しくは接続契約者回線相互間又は契約者回線若しくは接続契約者回線から別に定めるサービス接続点との間に設定される論理的通信路
27 端末設備	契約者回線の終端又は別紙1の1の(2)に定める協定事業者の I Pルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
28 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
29 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
30 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
31 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）
32 引込線	契約者回線のうち、引込柱から保安器、配線盤までの間の線路（保安器及びアース棒を含みます。）
33 収容 I Pデータサービス取扱所	取扱所交換設備が設置されている当社が別に定める I Pデータサービス取扱所
34 収容区域	1の収容 I Pデータサービス取扱所に契約者回線を収容する区域であって、当社が別に定めるもの
35 加入区域	1の収容 I Pデータサービス取扱所の収容区域のうち、次に定める区域で、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで I Pデータサービスを提供するもの (1) 当該収容 I Pデータサービス取扱所内の区域（料金表第1表第1類第1（第1種 I Pデータサービスに係るもの）に規定する特定契約者回線型に係るもの）

	るものを除きます。) (2) 当社が別に定める建物内の区域（料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に規定する特定契約者回線型に係るもの）に限りません。）
36 区域外	1の収容区域のうち加入区域以外のもの
37 区域外線路	加入区域を超える地点から引込柱までの間の線路
38 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 削除

第2章 IPデータサービスの種類

（IPデータサービスの種類）

第5条 当社の提供するIPデータサービスは、次のとおりとします。

第1種IPデータサービス （商品名：ULTINA IP-VPN／ ULTINA VPN Options／ホワイトク ラウド ゲートウェイ）	特定の接続契約者回線又は指定回線を使用して行うIPデータサービスであって、契約者回線群を構成するもの
第2種IPデータサービス （商品名：ULTINA IP-VPN ダイレ クトアクセス／指定センター終端 ／データセンターアクセス）	特定の契約者回線を使用して行うIPデータサービスであって、契約者回線群を構成するもの

第6条～第7条 削除

第3章 IPデータサービスの提供範囲

（IPデータサービスの提供区間）

第8条 当社が提供するIPデータサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、相互接続点の所在場所及び業務区域（別に定める区域をいいます。以下同じとします。）をIPデータサービス取扱所に掲示します。

（注）本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

第4章 契約

第1節 第1種IPデータ契約（第1種IPデータ利用契約を除きます。）

（第1種IPデータサービスの品目等）

第9条 第1種IPデータサービス（第1種IPデータ利用契約に係るものを除きます。以下この節において同じとします。）には、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に規定する品目及び通信、保守若しくは設備の態様による細目又は伝送速度若しくは契約条件に係る細目（以下「品目等」といいます。）があります。

（契約の単位）

第10条 当社は、接続契約者回線1回線ごとに1の第1種IPデータ契約（当社から第1種IPデータサービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。この節においては、第1種IPデータ利用契約を除きます。）を締結します。この場合、第1種IPデータ契約者（当社と第1種IPデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は1の第1種IPデータ契約につき1人に限ります。

2 前項の場合において、別紙1の1の(1)（株式会社オプテージに係るものを除きます。）に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線を使用するときは、協定事業者の当該電気通信サービスに関する契

約約款に規定する1のアクセス回線又は1の契約者回線につき、1の接続契約者回線と接続します。

- 3 第1項の場合において、別紙1の2の(1)に定める協定事業者のIP通信網サービスに係る他社接続回線を使用するときは、1のグループ識別符号を利用する他社接続回線につき、1の接続契約者回線と接続します。
- 4 第1項の場合において、特定接続回線を使用するときは、イーサネット通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群につき、1の接続契約者回線と接続します。

(共同IPデータ契約)

第11条 当社は、前条の規定にかかわらず、1の接続契約者回線について第1種IPデータ契約者が2人以上となる第1種IPデータ契約（以下「共同IPデータ契約」といいます。）を締結します。

ただし、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(収容IPデータサービス取扱所の変更)

第11条の2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上及びIPデータサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容IPデータサービス取扱所を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合があります。

(第1種IPデータ契約申込の方法)

第12条 第1種IPデータ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIPデータサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種IPデータサービスの品目等
 - (2) 相互接続点の所在場所等
 - (3) 所属する契約者回線群
 - (4) その他第1種IPデータ契約申込の内容を特定するための事項
- 2 他社接続回線又は特定接続回線と接続する第1種IPデータ契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIPデータサービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線に係るサービスの種類
 - (2) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線の品目等
 - (3) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線に係る区間
 - (4) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
 - (5) その他他社接続回線又は特定接続回線と接続する第1種IPデータ契約申込の内容を特定するための事項

(第1種IPデータ契約申込の承諾)

第13条 当社は、第1種IPデータ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種IPデータ契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった接続契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者がIPデータサービスの料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 他社接続回線と接続する第1種IPデータ契約の申込みにあつては、申込みのあった他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) 特定接続回線と接続する第1種IPデータ契約の申込みにあつては、その特定接続回線に係る電気通信サービスに関する契約約款等の規定により当社が特定接続回線に係る契約の申込みを承諾しないとき。
 - (5) 特定他社サービスに係る電気通信設備と接続する第1種IPデータ契約の申込みにあつては、特定他社サービスに関する契約がないとき。
 - (6) 第48条（契約者回線群の設定）に規定する契約者回線群がないとき。
 - (7) その他IPデータサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第14条 第1種IPデータサービスについては、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第1種IPデータ契約者は、前項の最低利用期間内に第1種IPデータ契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

第15条 削除

(品目等の変更)

第16条 第1種IPデータ契約者は、第1種IPデータサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（第1種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の設置)

第16条の2 当社は、第1種IPデータ契約者（別紙1の1の(2)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線と接続するものに限り。）が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第1種IPデータ契約者と協議します。

(接続契約者回線の移転)

第17条 第1種IPデータ契約者は、第1種IPデータ契約に係る接続契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（第1種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第18条 第1種IPデータ契約者は、別紙1の2に定める他社接続回線又は特定接続回線の利用休止又は解除の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IPデータサービス取扱所に通知していただきます。

2 第1種IPデータ契約者は、他社接続回線の移転の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IPデータサービス取扱所に通知していただきます。

3 当社は、前2項の通知の内容が第13条（第1種IPデータ契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第22条（第1種IPデータ契約者が行う第1種IPデータ契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

4 第1種IPデータ契約者は、次の場合には、そのことを速やかにIPデータサービス取扱所に通知していただきます。

(1) 第1種IPデータ契約に係る協定事業者の別紙1の1に定めるサービス又は特定他社サービスに係る契約の解除

(2) 第1種IPデータ契約に係る他社接続回線（第1項に規定する他社接続回線を除きます。）の利用休止

5 当社は、前項の通知があったときは、第22条（第1種IPデータ契約者が行う第1種IPデータ契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注) 本条第1項又は第4項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) 当社は、第1種IPデータ契約者から本条第1項又は第4項の通知がないときは、第86条（協定事業者からの通知）の通知により、本条第1項又は第4項の通知があったものとみなすことがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、第1種IPデータ契約者から請求があったときは、第12条（第1種IPデータ契約申込の方法）第1項第4号又は第2項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（第1種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱

います。

(第1種IPデータサービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、第1種IPデータ契約者から請求があったときは、第1種IPデータサービスの利用の一時中断（その第1種IPデータ契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第1表第1類第1（第1種IPデータサービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(第1種IPデータ契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第21条 第1種IPデータ契約者が第1種IPデータ契約に基づいて第1種IPデータサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(第1種IPデータ契約者が行う第1種IPデータ契約の解除)

第22条 第1種IPデータ契約者は、第1種IPデータ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめIPデータサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種IPデータ契約の解除)

第23条 当社は、次の場合には、その第1種IPデータ契約を解除することがあります。

- (1) 第64条（利用停止）の規定により第1種IPデータサービスの利用停止をされた第1種IPデータ契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 相互接続協定の解除、相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第1種IPデータ契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、その第1種IPデータ契約に係る接続契約者回線の移転、利用の一時中断又は第62条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (3) その第1種IPデータ契約に係る契約者回線群について、第50条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があったときであって、第49条（契約者回線群の変更等）第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
 - (4) 第1種IPデータ契約者が第64条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がIPデータサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第1種IPデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種IPデータ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第24条 第1種IPデータ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第1節の2 第1種IPデータ利用契約

(第1種IPデータ利用契約)

第24条の2 当社は、指定回線1回線ごとに1の第1種IPデータ利用契約を締結します。

- 2 前項の場合において、データ通信網サービス契約約款又はイーサネット通信網サービス契約約款に規定する別に定める付加機能の提供を受けたときは、その契約者は、第1種IPデータ利用契約を締結したこととなります。
- 3 前項の付加機能に係るデータ通信網契約若しくはイーサネット通信網契約を解除した場合又は前項に規定する付加機能を廃止した場合は、その第1種IPデータ利用契約を解除したものとします。
- 4 第1種IPデータ利用契約に基づいて第1種IPデータサービスを利用する権利は、譲渡することはできません。

第2節 第2種IPデータ契約

(第2種IPデータサービスの品目等)

第25条 第2種IPデータサービスには、料金表第1表第1類第2（第2種IPデータサービスに係るもの）に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第26条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第2種IPデータ契約（当社から第2種IPデータサービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第2種IPデータ契約者（当社と第2種IPデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は1の第2種IPデータ契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第27条 当社は、収容IPデータサービス取扱所（第2種IPデータ契約者との協議により当社が指定した収容IPデータサービス取扱所とします。）内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点又は第2種IPデータ契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は端末設備を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第2種IPデータ契約者と協議します。

3 当社は、取扱所交換設備が設置されている収容IPデータサービス取扱所の所在場所を当社が指定するIPデータサービス取扱所に掲示します。

第28条 削除

(第2種IPデータ契約申込の方法)

第29条 第2種IPデータ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIPデータサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第2種IPデータサービスの品目等

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) 所属する契約者回線群

(4) その他第2種IPデータ契約申込の内容を特定するための事項

(第2種IPデータ契約申込の承諾)

第30条 当社は、第2種IPデータ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種IPデータ契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 申込者がIPデータサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第48条（契約者回線群の設定）に規定する契約者回線群がないとき。

(4) その他IPデータサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第31条 第2種IPデータサービスについては、料金表第1表第1類第2（第2種IPデータサービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第2種IPデータ契約者は、前項の最低利用期間内に第2種IPデータ契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1類第2（第2種IPデータサービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

(品目等の変更)

第32条 第2種IPデータ契約者は、第2種IPデータサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第30条（第2種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第33条 第2種IPデータ契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第30条（第2種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線多重の提供)

第34条 第2種IPデータ契約者は、料金表第1表第1類第2（第2種IPデータサービスに係るもの）に定めるところにより契約者回線多重（契約者回線の終端の場所が同一であって、第2種IPデータ契約者が同一の者（共同IPデータ契約を締結している契約者回線については、その契約者回線多重を利用する他の契約者

回線に同一の第2種IPデータ契約者が含まれている場合とします。)である複数の契約者回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

ただし、共同IPデータ契約を締結している契約者回線について、その契約者回線多重に係る第2種IPデータ契約者全員の同意が得られないときはこの限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第30条(第2種IPデータ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第35条 当社は、第2種IPデータ契約者から請求があったときは、第29条(第2種IPデータ契約申込の方法)第1項第4号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第30条(第2種IPデータ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第2種IPデータ契約の解除)

第36条 当社は、次の場合には、その第2種IPデータ契約を解除することがあります。

- (1) 第64条(利用停止)の規定により第2種IPデータサービスの利用停止をされた第2種IPデータ契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) その第2種IPデータ契約に係る契約者回線群について、第50条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があったときであって、第49条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
 - (3) 第2種IPデータ契約者が第64条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がIPデータサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第2種IPデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種IPデータ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第37条 共同IPデータ契約、収容IPデータサービス取扱所の変更、第2種IPデータサービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第2種IPデータ契約者が行う第2種IPデータ契約の解除の取扱いについては、第1種IPデータ契約の場合に準ずるものとします。

- 2 第2種IPデータ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第3節 削除

第38条～第46条 削除

第4節 削除

第46条の2～第46条の14 削除

第5章 契約者回線群

(契約者回線群の品目)

第47条 IPデータサービスに係る契約者回線群(第1種IPデータサービス又は第2種IPデータサービスであって料金表に規定する契約者回線等により構成されるものを除きます。)には、料金表第1表第2類(契約者回線群使用料)に規定する品目があります。

(注) 本条に規定する料金表に規定する契約者回線等は、プラン1に係るものとします。

(契約者回線群の設定)

第48条 IPデータ契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は、次の場合を除き、契約者回線群を設定します。
- (1) その契約者回線群に所属する契約者回線等に係るIPデータ契約者の承諾が得られないとき。
 - (2) 削除

- (3) 料金表第1表第1類（接続基本料等）に規定する提供条件を満たさないとき。
- 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る I P データ契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る I P データ契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる I P データ契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。
- 4 1 の契約者回線群に所属することのできる契約者回線等の数は、当社が別に定める数までとします。

（契約者回線群の変更等）

- 第 49 条 I P データ契約者は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、その所属先の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。
- 3 I P データ契約者は、回線群代表者を、その契約者回線群に所属する I P データ契約者の承認が得られないときを除き、同一の契約者回線群に所属する他の I P データ契約者に変更することができます。

（契約者回線群の廃止）

- 第 50 条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。
- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線等について、契約の解除又は接続休止があったときであって、前条第 3 項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群に所属する契約者回線等がなくなったとき。
- (4) 料金表第1表第1類（接続基本料等）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第 6 章 付加機能

（付加機能の提供）

- 第 51 条 当社は、I P データ契約者から請求があったときは、その I P データ契約について、次の場合を除き、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）により付加機能を提供します。
- (1) 付加機能の提供を請求した I P データ契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の I P データサービスに関する業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の廃止）

- 第 52 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
- (1) その付加機能の提供を受けている I P データ契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

（付加機能の利用の一時中断）

- 第 53 条 当社は、付加機能を利用している I P データ契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- ただし、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 7 章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

- 第 54 条 当社は、I P データ契約者から請求があったときは、その契約者回線等について別に定める端末設備を提供します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、他社接続回線（別紙1の1の(2)に定める協定事業者の I P ルーティング網接続専用サービスに係るものに限ります。）と接続するものについては、第 16 条の 2（端末設備の設置）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その契約者回線等が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

（端末設備の種類の変更）

第 55 条 当社は、I P データ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

（端末設備の移転）

第 56 条 当社は、I P データ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の接続変更）

第 57 条 当社は、第 2 種 I P データ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その I P データ契約者に係る他の契約者回線への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 54 条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）

第 58 条 当社は、I P データ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 8 章 回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線との接続）

第 59 条 I P データ契約者は、その契約者回線（別紙 1 の 1 の (2) に定める協定事業者の I P ルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線を含みます。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線（以下「他社回線」といいます。）との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を I P データサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

（他社接続回線の相互接続）

第 60 条 当社は、第 1 種 I P データ契約申込又は第 1 種 I P データ契約に係る契約者回線等の移転の請求を承諾したときは、その第 1 種 I P データ契約に係る他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

（相互接続点の所在地の変更）

第 61 条 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

（他社接続回線接続変更）

第 62 条 当社は、第 1 種 I P データ契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 13 条（第 1 種 I P データ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 9 章 利用中止等

(利用中止)

第 63 条 当社は、次の場合には、ＩＰデータサービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第 61 条（相互接続点の所在地の変更）の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
- (3) 第 66 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりそのＩＰデータサービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをＩＰデータ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 64 条 当社は、ＩＰデータ契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（そのＩＰデータサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰデータサービスの料金、工事に関する費用（特定他社接続回線又はサービス接続点に係る別に定める電気通信サービスの料金又は工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものを含みます。）又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＩＰデータサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 84 条（利用に係るＩＰデータ契約者の義務）各号の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりそのＩＰデータサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰデータ契約者に通知します。

ただし、ＩＰデータ契約者が、第 84 条（利用に係るＩＰデータ契約者の義務）各号の規定に違反したときであって、ＩＰデータサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(注) 本条第 1 項第 4 号に規定する別に定める規定は、別記 5 及び別記 7 に定めるものとします。

(接続休止)

第 65 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止により、ＩＰデータ契約者が当社のＩＰデータサービス又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのＩＰデータサービス又は付加機能について接続休止（そのＩＰデータサービス又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのＩＰデータサービス又は付加機能を一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのＩＰデータ契約者にそのことを通知します。

3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのＩＰデータ契約は解除又は付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのＩＰデータ契約者にそのことを通知します。

(通信利用の制限)

第 66 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関
 通信の確保に直接関係がある機関
 電力の供給の確保に直接関係がある機関
 ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 水道の供給の確保に直接関係がある機関
 選挙管理機関
 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 国又は地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 14 に定めるものとします。

第 67 条 削除

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 68 条 当社が提供する I P データサービスの料金は、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金とし、当社が提供する I P データサービスの態様に応じて、合算接続基本料、接続基本料、通信料、加算額、契約者回線群使用料、付加機能使用料、線路設置費及び設備費を合算したものとします。

2 当社が提供する I P データサービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 69 条 I P データ契約者は、その I P データ契約に基づいて当社が I P データサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日) について、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの (以下「定額利用料」といいます。) の支払いを要します。

ただし、契約者回線群使用料又は料金表に規定する付加機能使用料に係る定額利用料についてはこの限りではありません。

2 回線群代表者 (第 1 種 I P データサービス又は第 2 種 I P データサービス (料金表に規定するものに限ります。) に係る契約者回線等により構成される契約者回線群の回線群代表者を除きます。) は、その I P データ契約に基づいて当社が契約者回線群の設定をした日から起算して、その契約者回線群の廃止があった日の前日までの期間 (設定をした日と廃止があった日が同一である場合は、その日) について、その契約者回線群に係る契約者回線群使用料の支払いを要します。

3 回線群代表者は、その I P データ契約に基づいて当社が料金表に規定する付加機能の提供を開始した日から起算して、その付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一である場合は、その日) について、その付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。

4 前 3 項の期間において、利用の一時中断等により I P データサービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、I P データ契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、I P データ契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、I P データ契約者は、次の場合を除き、I P データサービス又は付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P データ契約者の責めによらない理由により、その I P データサービス又は付加機能を全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下こ	(1) そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するその I P データサービス (その I P データサービスの一部を全く利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この表にお

の表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>時 間</th></tr> <tr> <td>(1) (3)以外の場合</td><td>1 時間</td></tr> <tr> <td>(2) 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>(3) 料金表に規定する付加機能を使用する場合(その付加機能に係る電気通信設備の部分に限ります。)</td><td>24 時間</td></tr> </table>	区 分	時 間	(1) (3)以外の場合	1 時間	(2) 削除	削除	(3) 料金表に規定する付加機能を使用する場合(その付加機能に係る電気通信設備の部分に限ります。)	24 時間	いて同じとします。)又は付加機能についての定額利用料(契約者回線群使用料を除きます。) (2) そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその契約者回線群使用料(利用できなかった契約者回線等(その契約者回線群に所属するものに限ります。)のそれぞれについて、1の契約者回線群に当該契約者回線等のみ所属する場合に適用となる契約者回線群使用料の額により算出したものの合計額とします。ただし、当該月のその契約者回線群に係る契約者回線群使用料の額を上限とします。)
区 分	時 間								
(1) (3)以外の場合	1 時間								
(2) 削除	削除								
(3) 料金表に規定する付加機能を使用する場合(その付加機能に係る電気通信設備の部分に限ります。)	24 時間								
2 当社の故意又は重大な過失により、そのIPデータサービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのIPデータサービス又は付加機能についての定額利用料(契約者回線群使用料の算定に当たっては、1欄の規定に準ずるものとします。)								
3 契約者回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、IPデータサービス又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(IPデータ契約者の都合によりIPデータサービス又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIPデータサービス又は付加機能についての定額利用料(契約者回線群使用料の算定に当たっては、1欄の規定に準ずるものとします。)								

5 第1項、第2項及び第3項の期間において、IPデータ契約者が他社相互接続通信を行うことができないため、IPデータサービス又は付加機能を全く利用することができないときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他IPデータ契約者に帰する理由により、他社相互接続通信を行うことができなかった場合であっても、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、IPデータ契約者は、次の場合を除き、他社相互接続通信を行うことができないため、IPデータサービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 IPデータ契約者の責めによらない理由により、他社相互接続通信を行うことができない状態(他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じたため、当社のIPデータサービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合 (2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、前項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	(1) そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(前項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのIPデータサービス(そのIPデータサービスの一部を全く利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この表において同じとします。)又は付加機能についての定額利用料(契約者回線群使用料を除きます。) (2) そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(前項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその契約者回線群使用料(利用できなかった契約者回線等(その契約者回線群に所属するものに限ります。)のそれぞれについて、1の契約者回線群に当該契約者回線等のみ所属する場合に適用となる契約者回線群使用料の額により算出したものの合計額とします。ただし、当該月のその契約者回線群に係る契約者回線群使用料の額を上限とします。)
2 他社相互接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社相互接続通信を行うことができないため、そのIPデータサービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのIPデータサービス又は付加機能についての定額利用料(契約者回線群使用料の算定に当たっては、1欄の規定に準ずるものとします。)

3 I Pデータサービス又は付加機能の接続休止をしたとき。	I Pデータサービス又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその I Pデータサービス又は付加機能についての定額利用料（契約者回線群使用料の算定に当たっては、1 欄の規定に準ずるものとします。）
-------------------------------	--

6 削除

7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

8 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）本条第1項ただし書及び第3項に規定する付加機能使用料は、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）に規定する優先送信機能又は特定サービス接続機能 I に係る付加機能使用料とします。

（注）本条第2項に規定する料金表に規定する第1種 I Pデータサービス又は第2種 I Pデータサービスは、プラン1に係るものとします。

（注）本条第4項第3号の表中1左欄に規定する付加機能は、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）に規定する優先送信機能又は特定サービス接続機能 I とします。

（通信料の支払義務）

第70条 I Pデータ契約者は、料金表第1表第1類（接続基本料等）の規定により測定した接続通信時間に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第71条 I Pデータ契約者は、I Pデータ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1類（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその I Pデータ契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I Pデータ契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第72条 I Pデータ契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には、料金表第1表第4類第1（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にその I Pデータ契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) 契約者回線の終端が区域外となる I Pデータ契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線の終端が区域外にある I Pデータサービスについて、品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 I Pデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線の新設工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第73条 I Pデータ契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する I Pデータ契約の申込み（品目等の変更又は移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4類第2（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にその I Pデータ契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 I Pデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第74条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第75条 共同IPデータ契約を締結している各IPデータ契約者は、そのIPデータ契約者が支払うべき料金その他の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

2 IPデータ契約者（第1種IPデータ契約者又は第2種IPデータ契約者であって料金表に規定するものを除きます。）は、所属する契約者回線群に係る契約者回線群使用料の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

3 IPデータ契約者は、所属する契約者回線群に係る付加機能使用料（料金表に規定する付加機能に係るものに限ります。）の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

(注) 本条第2項に規定する料金表に規定する第1種IPデータ契約者又は第2種IPデータ契約者は、プラン1に係るものとします。

(注) 本条第3項に規定する付加機能は、料金表第1表第3類（付加機能使用料等）に規定する優先送信機能特定サービス接続機能Iとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第76条 IPデータ契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第77条 IPデータ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 特定他社接続回線等の料金等

(特定他社接続回線等の料金等)

第77条の2 IPデータ契約者は、そのIPデータ契約に係る特定他社接続回線の料金等（IPデータサービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件（責任の制限を含みます。）は、この約款及び料金表に定めるところによります。

この場合、第69条（定額利用料の支払義務）第4項第3号の表及び料金表に規定する時間については、特定他社接続回線との接続に係るIPデータサービスにおいて適用する時間と同じとします。

3 削除

4 削除

第12章 保守

(IPデータ契約者の維持責任)

第78条 IPデータ契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(I P データ 契約 者 の 切 分 責 任)

第 79 条 I P データ 契約 者 は、自 営 端 末 設 備 又 は 自 営 電 気 通 信 設 備 が 契 約 者 回 線 等 に 接 続 さ れ て い る 場 合 で あ っ て、当 社 の I P データ サービス を 利 用 す る こ と が で き な く な っ た と き は、そ の 自 営 端 末 設 備 又 は 自 営 電 気 通 信 設 備 に 故 障 の な い こ と を 確 認 の う え、当 社 に 修 理 の 請 求 を し て い だ き ま す。

2 前 項 の 確 認 に 際 し て、I P データ 契約 者 から 請 求 が あ っ た と き は、当 社 は、I P データ サービス 取 扱 所 に お い て 当 社 が 別 に 定 め る 方 法 に よ り 試 験 を 行 い、そ の 結 果 を I P データ 契約 者 に お 知 ら せ し ま す。

3 当 社 は、前 項 の 試 験 に よ り 当 社 が 設 置 し た 電 気 通 信 設 備 に 故 障 が な い と 判 定 し た 場 合 に お い て、I P データ 契約 者 の 請 求 に よ り 当 社 の 係 員 を 派 遣 し た 結 果、故 障 の 原 因 が 自 営 端 末 設 備 又 は 自 営 電 気 通 信 設 備 に あ っ た と き は、I P データ 契約 者 に そ の 派 遣 に 要 し た 費 用 を 負 担 し て い だ き ま す。こ の 場 合 に お い て、負 担 を 要 す る 費 用 の 額 は、派 遣 に 要 し た 費 用 の 額 に 消 費 税 相 当 額 を 加 算 し た 額 と し ま す。

(注) 本 条 は、自 営 端 末 設 備 又 は 自 営 電 気 通 信 設 備 に つ い て 当 社 と 保 守 契 約 を 締 結 し て い る I P データ 契約 者 に は 適 用 し ま せ ン。

(修 理 又 は 復 旧 の 順 位)

第 80 条 当 社 は、当 社 の 設 置 し た 電 気 通 信 設 備 が 故 障 し、又 は 滅 失 し た 場 合 に、そ の 全 部 を 修 理 し、又 は 復 旧 す る こ と が で き な い と き は、第 66 条 (通 信 利 用 の 制 限) の 規 定 に よ り 優 先 的 に 取 り 扱 わ れ る 通 信 を 確 保 す る た め、次 の 順 位 に 従 っ て そ の 電 気 通 信 設 備 を 修 理 し、又 は 復 旧 し ま す。こ の 場 合 に お い て、第 1 順 位 及 び 第 2 順 位 の 電 気 通 信 設 備 は、同 条 の 規 定 に よ り 当 社 が そ れ ら の 機 関 と の 協 議 に よ り 定 め た も の に 限 り ま す。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気 象 機 関 に 設 置 さ れ る も の 水 防 機 関 に 設 置 さ れ る も の 消 防 機 関 に 設 置 さ れ る も の 災 害 救 助 機 関 に 設 置 さ れ る も の 警 察 機 関 に 設 置 さ れ る も の 防 衛 機 関 に 設 置 さ れ る も の 輸 送 の 確 保 に 直 接 関 係 の あ る 機 関 に 設 置 さ れ る も の 通 信 の 確 保 に 直 接 関 係 の あ る 機 関 に 設 置 さ れ る も の 電 力 の 供 給 の 確 保 に 直 接 関 係 の あ る 機 関 に 設 置 さ れ る も の
2	ガ ス の 供 給 の 確 保 に 直 接 関 係 の あ る 機 関 に 設 置 さ れ る も の 水 道 の 供 給 の 確 保 に 直 接 関 係 の あ る 機 関 に 設 置 さ れ る も の 選 挙 管 理 機 関 に 設 置 さ れ る も の 別 に 定 め る 基 準 に 該 当 す る 新 聞 社、放 送 事 業 者 又 は 通 信 社 の 機 関 に 設 置 さ れ る も の 預 貯 金 業 務 を 行 う 金 融 機 関 に 設 置 さ れ る も の 国 又 は 地 方 公 共 団 体 の 機 関 に 設 置 さ れ る も の (第 1 順 位 と な る も の を 除 き ま す。)
3	第 1 順 位 及 び 第 2 順 位 に 該 当 し な い も の

(注) 本 条 の 表 中 第 2 順 位 に 規 定 す る 別 に 定 め る 基 準 は、別 記 14 に 定 め る も の と し ま す。

(注) 当 社 は、当 社 の 設 置 し た 電 気 通 信 設 備 を 修 理 又 は 復 旧 す る と き は、故 障 又 は 滅 失 し た 契 約 者 回 線 等 に つ い て、暫 定 的 に そ の I P データ サービス 取 扱 所 を 変 更 す る こ と が あ り ま す。

第 13 章 損 害 賠 償

(責 任 の 制 限)

第 81 条 当 社 は、I P データ サービス を 提 供 す べ き 場 合 に お い て、当 社 又 は 協 定 事 業 者 の 責 め に 帰 す べ き 理 由 に よ り そ の 提 供 を し な か っ た と き は、そ の I P データ サービス が 全 く 利 用 で き な い 状 態 (当 該 契 約 に 係 る 電 気 通 信 設 備 に よ る 全 て の 通 信 に 著 し い 支 障 が 生 じ、全 く 利 用 で き な い 状 態 と 同 程 度 の 状 態 と な る 場 合 を 含 み ま す。以 下 こ の 条 に お い て 同 じ と し ま す。) に あ る こ と を 当 社 が 知 っ た 時 刻 か ら 起 算 し て、第 69 条 (定 額 利 用 料 の 支 払 義 務) 第 4 項 第 3 号 の 表 の 1 欄 に 規 定 す る 時 間 以 上 そ の 状 態 が 連 続 し た と き に 限 り、I P データ 契約 者 の 損 害 を 賠 償 し ま す。

た だ し、協 定 事 業 者 が 協 定 事 業 者 の 電 気 通 信 サービス に 関 す る 契 約 約 款 に 定 め る と ころ に よ り そ の 損 害 を 賠 償 す る 場 合 は、こ の 限 り で あ り ま せ ン。

2 前 項 の 場 合 に お い て、当 社 は、I P データ サービス が 全 く 利 用 で き な い 状 態 に あ る こ と を 当 社 が 知 っ た 時 刻 以 後 の そ の 状 態 が 連 続 し た 時 間 (第 69 条 (定 額 利 用 料 の 支 払 義 務) 第 4 項 第 3 号 の 表 の 1 欄 に 規 定 す る 時 間 の 倍 数 で あ る 部 分 に 限 り ま す。) に 対 応 す る 当 該 I P データ サービス に 係 る 料 金 表 第 1 表 (料 金) に 規 定 す る

定額利用料（その I P データサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額に限り
ます。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表
通則の規定に準じて取扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により I P データサービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しま
せん。

（免責）

第 82 条 当社は、I P データサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に
当たって、I P データ契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得な
い理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において
「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しま
せん。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更
（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線等に接
続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用
のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 14 章 雑則

（承諾の限界）

第 83 条 当社は、I P データ契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的
に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 I P データサービスに関する当社の業務の遂行上支障が
あるとき（第 1 種 I P データサービスを提供する場合において、当社の電気通信設備と他社接続回線との接続
に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基
づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この
場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（書面等の提出等）

第 83 条の 2 I P データ契約者又は I P データ契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含み
ます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やイン
ターネットを経由して当社所定の書式を I P データサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により
提出等を行うことができます。

（利用に係る I P データ契約者の義務）

第 84 条 I P データ契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が I P データ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しく
は損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通
信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が I P データサービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P データ
契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が I P データ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、I P データサービスを利用しないこと。

（注）I P データ契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定す
る期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

（I P データ契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

第 85 条 I P データ契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める内容は、別記 10 及び別記 11 に定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第 86 条 当社は、I P データ契約者が別に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、I P データ契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 2 に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める電気通信サービスは、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス又は別紙 1 に規定する協定事業者の電気通信サービスとします。

(特約条項等)

第 86 条の 2 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、I P データ契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で I P データサービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と I P データ契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(注意喚起)

第 86 条の 3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。)により I P データサービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する I P データ契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第 87 条 I P データサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記 4 から別記 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 88 条 I P データサービスにおける基本的な技術的事項は、別に定めるところによります。

2 当社は当社が指定する I P データサービス取扱所において、I P データサービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(注) 本条第 1 項に規定する別に定める内容は、別表に定めるものとします。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める事項は、別記 15 に定めるものとします。

第 15 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 89 条 I P データサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 12 及び別記 13 に定めるものとします。

別記

1 IPデータサービスの提供区間

当社が提供するIPデータサービスの提供区間は、次のとおりとします。

(1)

- ア 相互接続点、サービス接続点（特定接続回線に係るものに限り、以下(1)において同じとします。）又は特定他社サービス接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの
- イ 業務区域内の契約者回線（第2種IPデータサービスに係るものに限り、以下(1)において同じとします。）の終端相互間のもの
- ウ 相互接続点、サービス接続点又は特定他社サービス接続点と契約者回線の終端相互間のもの
- エ 相互接続点、サービス接続点、特定他社サービス接続点又は契約者回線の終端とインタワークポイント（IPデータ網と特定サービス接続機能Ⅰ、特定サービス接続機能Ⅱ若しくは特定サービス接続機能Ⅲに規定する特定サービス又は特定回線群接続機能に規定する特定回線群に係る電気通信設備との接続点をいいます。）相互間のもの

2 氏名等の変更

- (1) IPデータ契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IPデータサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 IPデータ契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIPデータ契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIPデータサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 自営端末設備の接続

- (1) IPデータ契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IPデータ契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IPデータ契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IPデータ契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑

な提供に支障がある場合において必要があるときは、ＩＰデータ契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ＩＰデータ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ＩＰデータ契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

(1) ＩＰデータ契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) ＩＰデータ契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) ＩＰデータ契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) ＩＰデータ契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

9 ＩＰデータ契約者に係るパーソナルデータの利用

(1) 当社は、ＩＰデータ契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

(2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

10 ＩＰデータ契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) 契約者回線等（契約者回線（その終端の場所が収容 ＩＰデータサービス取扱所内であるものを除きます。）又は別紙 1 の 1 の(2)に定める特定他社接続回線をいいます。以下 10 において同じとします。）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下 10 において同じとします。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その ＩＰデータ契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、ＩＰデータ契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときは ＩＰデータ契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

11 ＩＰデータ契約者からの電気の提供

当社が ＩＰデータ契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ＩＰデータ契約者から提供していただくことがあります。

12 協定事業者の専用サービス等に関する手続きの代行

当社は、ＩＰデータ契約の申込みをする者又はＩＰデータ契約者から要請があったときは、当社のＩＰデータサービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービス、高速イーサネット網接続サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、高速イーサネット専用サービス、第Ⅲ種イーサネット網サービス又はEther コミュファサービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

13 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、ＩＰデータ契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのＩＰデータ契約者に代わってＪＰＲＳ（株式会社日本レジストリサービスをいいます。以下同じとします。）にその契約者回線等で使用するドメイン名（ＪＰＲＳによって割り当てられる組織を示す名称をいい、当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）の割当て、変更、移転又は廃止の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、ＩＰデータ契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) ＩＰデータ契約者は、その契約者回線等においてドメイン名を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) ＩＰデータ契約者は、ドメイン名を利用している場合において、ＩＰデータ契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（ＪＰＲＳに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、ＪＰＲＳが定める者をいいます。以下 13 において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) 当社は、ＩＰデータ契約者がそのＩＰデータ契約を解除する場合において、(4)に規定する申請手続きに係る請求が行われなかったときは、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行うことがあります。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、ＩＰデータ契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が１の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電氣的条件
- (3) 論理的条件

料金表

通則

(料金の設定)

- 1 特定他社接続回線と接続して提供する第1種IPデータサービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社が設定します。
ただし、特定事業者の契約約款に規定するところによりその特定事業者が定める料金及び工事に関する費用については、この限りではありません。
- 2 1の場合において、特定他社接続回線の料金等について、当社の提供区間と特定事業者の提供区間とを併せて当社が1の料金を設定する場合を除いて、第1表第1類第1の2（第1種IPデータサービスに係る特定他社接続回線に関する料金）に定めるところによります。
- 3 第1種IPデータ利用契約に係る料金（付加機能使用料を除きます。）については、データ通信網サービス契約約款又はイーサネット通信網サービス契約約款に規定する別に定める付加機能に係るデータ通信網契約又はイーサネット通信網契約に係る料金と併せて設定するものとし、その取扱いについてはデータ通信網サービス契約約款又はイーサネット通信網サービス契約約款に定めるものとします。
- 4 削除
- 5 削除

(料金の計算方法等)

- 6 当社は、IPデータ契約者がその契約に基づき支払う定額利用料は、料金月（1の暦月の起算日（当社がIPデータ契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 7 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割します。
ただし、第1表第1類（接続基本料等）に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりIPデータサービス又は付加機能の提供の開始があったとき
 - (2) 料金月の初日以外の日によりIPデータサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき
 - (3) 料金月の初日によりIPデータサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのIPデータサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき
 - (4) 料金月の初日以外の日により定額利用料の改定があったとき。この場合改定後の定額利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日によりIPデータサービスの品目等（契約者回線群及び付加機能の品目を含みます。）の変更等により定額利用料の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の定額利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 第69条（定額利用料の支払義務）第4項第3号の表及び第5項第2号の表の規定に該当するとき
 - (7) 10の規定に基づく起算日の変更があったとき
- 8 当社は、第1種IPデータ契約者（タイプ1又はタイプ2の特定他社サービス回線に係るものを使用する者に限ります。）が別に定める方法により品目等の変更を行った場合は、7の規定にかかわらず次の通り取り扱います。
 - (1) 品目等の変更により定額利用料の額が増加又は減少したときは、その変更後の定額利用料を、変更があった日の5営業日（土曜日、日曜日、祝日及び当社が別に定める休日を除いた日）をいいます。）後の翌日から適用します。
 - (2) (1)の規定により、1の料金月において異なる定額利用料を適用するときは、その利用日数に応じて日割りします。
- 9 7及び8の規定による定額利用料の日割は、暦日数により行います。
- 10 当社は、IPデータサービスに関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、6に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

- 12 I Pデータ契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はI Pデータサービス取扱所等において支払っていただきます。

（注）料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

- 13 当社は、当社に特別の事情がある場合は、12の規定にかかわらず、I Pデータ契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 14 当社は、料金又は工事に関する費用について、I Pデータ契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

（消費税相当額の加算）

- 15 第69条（定額利用料の支払義務）から第73条（設備費の支払義務）まで及び第77条の2（特定他社接続回線等の料金等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。

（注）当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 16 15の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、I Pデータ契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第69条（定額利用料の支払義務）から第73条（設備費の支払義務）まで及び第77条の2（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のI Pデータサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1類 接続基本料等

第1 第1種IPデータサービスに係るもの

1 適用

第1種IPデータサービスに係る料金の適用については、第69条（定額利用料の支払義務）、第70条（通信料の支払義務）及び第77条の2（特定他社接続回線等の料金等）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用															
(1) 第1種IPデータサービスに係る他社接続回線等の種類等	第1種IPデータサービスで使用する他社接続回線等（他社接続回線、特定接続回線又は特定他社サービスに係る電気通信設備をいいます。以下第1において同じとします。）には、次の種類があります。														
	<table><tr><th>他社接続回線等の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>イーサネット相当回線</td><td>別紙1の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線</td></tr><tr><td>IPルーティング網接続専用相当回線</td><td>別紙1の1の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線</td></tr><tr><td>光伝送相当回線</td><td>別紙1の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線</td></tr><tr><td>IP通信網相当回線</td><td>別紙1の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線</td></tr><tr><td>特定接続回線</td><td>第3条（用語の定義）13に規定する電気通信回線</td></tr><tr><td>特定他社サービス回線</td><td>特定他社サービスに係る電気通信設備</td></tr></table>	他社接続回線等の種類	内 容	イーサネット相当回線	別紙1の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線	IPルーティング網接続専用相当回線	別紙1の1の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線	光伝送相当回線	別紙1の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線	IP通信網相当回線	別紙1の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線	特定接続回線	第3条（用語の定義）13に規定する電気通信回線	特定他社サービス回線	特定他社サービスに係る電気通信設備
	他社接続回線等の種類	内 容													
	イーサネット相当回線	別紙1の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線													
	IPルーティング網接続専用相当回線	別紙1の1の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線													
	光伝送相当回線	別紙1の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る特定他社接続回線													
	IP通信網相当回線	別紙1の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線													
	特定接続回線	第3条（用語の定義）13に規定する電気通信回線													
	特定他社サービス回線	特定他社サービスに係る電気通信設備													
	備 考														
1 IPルーティング網接続専用相当回線、IP通信網相当回線、特定接続回線又は特定他社サービス回線を使用するものは、第11条（共同IPデータ契約）の規定にかかわらず、共同IPデータ契約は締結しません。															
2 光伝送相当回線、IP通信網相当回線、特定接続回線又は特定他社サービス回線を使用するものについては、IPデータ契約者は、第17条（接続契約者回線の移転）の規定にかかわらず、移転の請求はできません。															
3 特定他社サービス回線を使用するものについては、IPデータ契約者は、第20条（第1種IPデータサービスの利用の一時中断）の規定にかかわらず、利用の一時中断の請求はできません。															
4 IP通信網相当回線を使用するものは、当社が別に定めるところに従って、契約者識別符号及びグループ識別符号並びに暗証符号を送信することにより利用することができます。															
5 IPルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、IP通信網相当回線又は特定他社サービス回線を使用するものは、第69条（定額利用料の支払義務）第4項第3号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。															
(2) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。														
	ア イーサネット相当回線を使用するもの（商品名：他社イーサネットアクセス）														
	<table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0.5 Mb/s</td><td>0.5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで</td><td>1.0メガビット／秒から1.0メガビット／秒ごとに10.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで</td><td>20.0メガビット／秒から100.0メガビット／秒ごとに100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>200 Mb/s から 1000 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで</td><td>200.0メガビット／秒から1000.0メガビット／秒ごとに1.0ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr></table>	品 目	内 容	0.5 Mb/s	0.5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1.0メガビット／秒から1.0メガビット／秒ごとに10.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	20.0メガビット／秒から100.0メガビット／秒ごとに100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	200 Mb/s から 1000 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	200.0メガビット／秒から1000.0メガビット／秒ごとに1.0ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの				
品 目	内 容														
0.5 Mb/s	0.5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの														
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1.0メガビット／秒から1.0メガビット／秒ごとに10.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの														
20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	20.0メガビット／秒から100.0メガビット／秒ごとに100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの														
200 Mb/s から 1000 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	200.0メガビット／秒から1000.0メガビット／秒ごとに1.0ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの														

イ I Pルーティング網接続専用相当回線を使用するもの（商品名：Ether アクセス）

品 目	内 容
2 0 0 Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	2 0 0 . 0 メガビット／秒から 1 0 0 . 0 メガビット／秒ごとに 1 . 0 ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの

ウ 光伝送相当回線を使用するもの（商品名：光アクセス プランC）

品 目	内 容
1 0 0 Mb/s	最大 1 0 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

エ I P通信網相当回線を使用するもの（商品名：ダイレクト IP ゲートウェイ 2）

品 目	内 容
1 0 Mb/s	1 0 . 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 0 0 Mb/s	1 0 0 . 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
2 0 0 Mb/s	2 0 0 . 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
3 0 0 Mb/s	3 0 0 . 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

オ 特定接続回線を使用するもの

品 目	内 容
5 Mb/s	5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 0 Mb/s	1 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 0 0 Mb/s	1 0 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

備 考

- 1 品目は、(3) 欄エに規定するタイプ 1 のものにあります。
- 2 I Pデータ契約者は、第 16 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、特定接続回線に係る電気通信サービスの種類の変更の請求はできません。

カ 特定他社サービス回線を使用するもの

品 目	内 容
1 0 Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	1 0 . 0 メガビット／秒から 1 0 . 0 メガビット／秒ごとに 1 0 0 . 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの
2 0 0 Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	2 0 0 . 0 メガビット／秒から 1 0 0 . 0 メガビット／秒ごとに 1 . 0 ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、通信、保守若しくは設備の態様による細目又は伝送速度若しくは契約条件に係る細目を定めます。

ア イーサネット相当回線又は I Pルーティング網接続専用相当回線を使用するものには、次の通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
1 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが 1 0 B A S E - T のもの
1 0 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが 1 0 0 B A S E - T X のもの
1 Gイーサネット	ユーザ・網インタフェースが 1 0 0 0 B A S E - L X 又は 1 0 0 0 B A S E - S X のもの

備 考

- 1 1 0 Mイーサネットのものについては、0 . 5 Mb/s、1 Mb/s から 1 Mb/s までごとに 1 0 Mb/s までの品目に限り提供します。
- 2 1 0 0 Mイーサネットのものについては、1 0 Mb/s から 1 0 Mb/s までごとに 1 0 0 Mb/s までの品目に限り提供します。
- 3 1 Gイーサネットのものについては、2 0 0 Mb/s から 1 0 0 Mb/s までごとに 1 Gb/s までの品目に限り提供します。
- 4 1 0 Mイーサネット及び 1 0 0 Mイーサネットのものについては、I Pルーティング網接続専用相当回線を使用するものには提供しません。
- 5 1 Gイーサネットのものについては、イーサネット相当回線（別に定めるものに限ります。）を使用するものには提供しません。

イ 光伝送相当回線を使用するものには、次の保守の態様による細目があります。

区 分	内 容
タイプ 1	特定他社接続回線について、特定事業者の Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下この欄において同じとします。）外に、その特定他社回線について特定事業者が修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

ウ I P 通信網相当回線を使用するものには、次の伝送速度に係る細目があります。

区 別	内 容
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで	1. 0 メガビット／秒から 1. 0 メガビット／秒ごとに 1 0. 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの
2 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	2 0. 0 メガビット／秒から 1 0. 0 メガビット／秒ごとに 1 0 0. 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの

備 考	
1 伝送速度に係る細目の別は、1 0 Mb/s 又は 1 0 0 Mb/s の品目のものにあります。	
2 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 9 Mb/s までのものについては、1 0 Mb/s の品目に限り提供します。	
3 2 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s までのものについては、1 0 0 Mb/s の品目に限り提供します。	

エ 特定接続回線を使用するものには、次の設備の態様による細目があります。

区 別	内 容
タイプ 1 (商品名：インターコネクト (Wide Ether))	サービス接続点においてイーサネット通信網サービスに係る電気通信設備と接続するもの
タイプ 2	サービス接続点において別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信設備と接続するもの

備考	
1 タイプ 1 に係る特定接続回線は、イーサネット通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群において、イーサネット通信網サービス契約約款に規定する I P データサービス接続機能の提供を受けているものに限りします。	
2 I P データ契約者は、第 16 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目の変更を請求することはできません。	

オ 特定他社サービス回線を使用するものには、次の設備の態様による細目があります。

区 別	内 容
タイプ 1 (商品名：ダイレクトアクセス for AWS)	Amazon Web Services, Inc. の別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備と接続するもの
タイプ 2 (商品名：ダイレクトアクセス for Microsoft Azure)	Microsoft Corporation の別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備と接続するもの

	<table><tr><td>タイプ 3 (商品名：ダイレ クトアクセス for Alibaba Cloud)</td><td>当社が別に定める電気通信サービス（旧 SB クラウド株式会 社に係るものとします。）に係る電気通信設備と接続する もの</td></tr><tr><td>タイプ 4 (商品名：ダイレ クトアクセス for Google Carrier Peering)</td><td>Google Inc. の別に定める電気通信サービスに係る電気通信 設備と接続するもの</td></tr><tr><td colspan="2">備考 1 タイプ 2 のものについては、10Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 2 タイプ 3 のものについては、10Mb/s、20Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 3 I P データ契約者は、第 16 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、設備 の態様による細目の変更の請求はできません。</td></tr></table>	タイプ 3 (商品名：ダイレ クトアクセス for Alibaba Cloud)	当社が別に定める電気通信サービス（旧 SB クラウド株式会 社に係るものとします。）に係る電気通信設備と接続する もの	タイプ 4 (商品名：ダイレ クトアクセス for Google Carrier Peering)	Google Inc. の別に定める電気通信サービスに係る電気通信 設備と接続するもの	備考 1 タイプ 2 のものについては、10Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 2 タイプ 3 のものについては、10Mb/s、20Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 3 I P データ契約者は、第 16 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、設備 の態様による細目の変更の請求はできません。			
タイプ 3 (商品名：ダイレ クトアクセス for Alibaba Cloud)	当社が別に定める電気通信サービス（旧 SB クラウド株式会 社に係るものとします。）に係る電気通信設備と接続する もの								
タイプ 4 (商品名：ダイレ クトアクセス for Google Carrier Peering)	Google Inc. の別に定める電気通信サービスに係る電気通信 設備と接続するもの								
備考 1 タイプ 2 のものについては、10Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 2 タイプ 3 のものについては、10Mb/s、20Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、 500Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。 3 I P データ契約者は、第 16 条（品目等の変更）の規定にかかわらず、設備 の態様による細目の変更の請求はできません。									
(4) 第 1 種 I P デー タサービスに係る プラン	ア 第 1 種 I P データサービスには、次のプランがあります。 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>プラン 1 (商品名：シンプル 料金プラン)</td><td>接続契約者回線及び契約者回線群に係る料金を併せて 1 の料金を設定するもの</td></tr><tr><td>プラン 2 (商品名：閉域料金 プラン)</td><td>この類に規定する接続契約者回線に係る料金のほか、 契約者回線群について、第 2 類（契約者回線群使用 料）に規定する契約者回線群使用料を加算するもの</td></tr><tr><td colspan="2">備考 プラン 2 に係るものは、イーサネット相当回線（1 G イーサネットのものに限 ります。）、I P ルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、I P 通信 網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を使用するものには提供し ません。</td></tr></table> イ 第 48 条（契約者回線群の設定）の規定にかかわらず、当社は、第 1 種 I P データ 契約者にプラン（（第 2（第 2 種 I P データサービスに係るもの）1 (3) アに規定す るプランを含みます。）ごとに 1 の契約者回線群を指定していただきます。 ただし、当該契約者回線群に係る全ての契約者回線等のプランを変更する場合であ って、そのプランの変更を同一の日に行わないときは、この限りではありません。 ウ I P ルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、I P 通信網相当回線、特 定接続回線及び特定他社サービス回線を使用する第 1 種 I P データサービス並びに特 定契約者回線型に係る第 2 種 I P データサービスに係るものについては、イの規定は 適用しません。 エ 第 1 種 I P データ契約者は、アに規定するプランの変更の請求をすることができま す。 オ 当社は、エの請求があったときは、第 13 条（第 1 種 I P データ契約申込の承諾） 並びにイ及びウの規定に準じて取り扱います。	区 分	内 容	プラン 1 (商品名：シンプル 料金プラン)	接続契約者回線及び契約者回線群に係る料金を併せて 1 の料金を設定するもの	プラン 2 (商品名：閉域料金 プラン)	この類に規定する接続契約者回線に係る料金のほか、 契約者回線群について、第 2 類（契約者回線群使用 料）に規定する契約者回線群使用料を加算するもの	備考 プラン 2 に係るものは、イーサネット相当回線（1 G イーサネットのものに限 ります。）、I P ルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、I P 通信 網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を使用するものには提供し ません。	
区 分	内 容								
プラン 1 (商品名：シンプル 料金プラン)	接続契約者回線及び契約者回線群に係る料金を併せて 1 の料金を設定するもの								
プラン 2 (商品名：閉域料金 プラン)	この類に規定する接続契約者回線に係る料金のほか、 契約者回線群について、第 2 類（契約者回線群使用 料）に規定する契約者回線群使用料を加算するもの								
備考 プラン 2 に係るものは、イーサネット相当回線（1 G イーサネットのものに限 ります。）、I P ルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、I P 通信 網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を使用するものには提供し ません。									
(5) 削除	削除								
(6) 復旧等に伴い契 約者回線等の経路 を変更した場合の 料金の適用	協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的にその経路を変更 した場合の料金は、その契約者回線等を変更前の経路において修理又は復旧したもの とみなして適用します。								
(7) 長期継続利用に 係る料金の適用 (商品名：長期継 続利用割引)	ア 当社は、第 1 種 I P データ契約者から、その I P データ契約に係る第 1 種 I P デー タサービス（光伝送相当回線、I P 通信網相当回線、特定接続回線又は特定他社サー ビス回線を使用するものを除きます。以下この欄において同じとします。）につい て、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいま す。）の申出があった場合には、その期間における合算接続基本料又は接続基本料 （この表の(10)までの適用による場合は、適用した後の合算接続基本料又は接続基本 料（加算料を除きます。）とします。以下この欄において「合算接続基本料等」とい います。）については、同表に規定する額を減額して適用します。								

区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）
基本期間	36 か月	合算接続基本料等の額に 0.07 を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日の属する料金月（第 1 種 I P データ契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第 1 種 I P データサービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る第 1 種 I P データ契約者は、アに規定する基本期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、基本期間の満了日の 10 日前までに、その継続利用を、当社に申し出ていただきます。

エ ウの申出があった場合には、その期間における合算接続基本料等については、次表に規定する額を減額して適用します。

区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）
継続期間	(ア) 基本期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.09 を乗じて得た額
	(イ) (ア)の期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.10 を乗じて得た額
	(ウ) (イ)の期間経過後	合算接続基本料等の額に 0.11 を乗じて得た額

オ 継続して利用する期間は 1 料金月を 1 か月とします。ただし、アの基本期間開始に係る長期継続利用の適用開始日を含む料金月については、1 か月に満たない場合であっても、1 か月として取り扱います。

カ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、第 1 種 I P データサービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

キ 当社は、長期継続利用に係る第 1 種 I P データサービスについて、その第 1 種 I P データ契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

ク 長期継続利用に係る第 1 種 I P データ契約者は、長期継続利用期間（エの表の(ウ)の期間を除きます。）の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の合算接続基本料等に 0.35 を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(8) 削除 削除

(9) 削除 削除

(10) 最低利用期間に係る料金の適用

ア 第 1 種 I P データサービスについては、特定接続回線又は特定他社サービス回線を使用するもの及び(7)に規定する長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

イ アに規定する最低利用期間は、第 1 種 I P データサービスを提供した日から起算して 1 年間とします。

ウ 第 1 種 I P データ契約者は、最低利用期間内に第 1 種 I P データ契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「基本額」（合算接続基本料及び接続基本料に限りします。）の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、I P データ契約の解除と同時にデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約を締結するとき（解除する I P データ契約に係る契約者回線群が第 3 類（付加機能使用料等）に規定する特定回線群接続機能の提供を受けるものであって、新たに締結するデータ通信網契約がその接続先となる特定回線群に係るものである場合に限りします。）であって、当社が別に定める場合（以下、「契約移行」といいます。）はこの限りではありません。

エ 第 1 種 I P データ契約者は、最低利用期間内に第 1 種 I P データサービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（合算接続基本料及び接続基本料に限りします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、その品目等の変更と同時に(4)欄に規定するプランの変更を行うときは、この限りではありません。

オ エの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、契約者回線等の新設又は第 1 種 I P データ契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行

	う新設等の契約者回線等の金額を合算して行います。								
(11) サービス品質 (故障回復時間) に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、第1種IPデータ契約者（プラン1に係るものに限り、IP通信網相当回線、特定接続回線又は特定他社サービス回線を使用するものを除きます。以下(13)欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第1種IPデータサービス（プラン1に係るものに限り、IP通信網相当回線、特定接続回線又は特定他社サービス回線を使用するものを除きます。以下(13)欄までにおいて同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（対応IPデータ契約に係る第1種IPデータサービスが利用できる状態であるため、予備型に係る第1種IPデータサービスを利用できないときを除きます。）に、当社がそのことを知った時刻から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その契約に係る合算接続基本料（IP通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線に係るもの並びに加算料を除きます。以下(13)欄までにおいて同じとします。）の額（その契約がIPルーティング網接続専用相当回線又は光伝送相当回線を使用するものであるときは、その契約に係る合算接続基本料に2分の1を乗じて得た額とします。以下(13)欄までにおいて同じとします。）を第1種IPデータ契約者に返還します。ただし、その状態が生じた場合に、その第1種IPデータサービスが利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときは、この限りではありません。 イ アの規定による場合の返還する料金額は、その契約に係る合算接続基本料の額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障返還料金額」といいます。）とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以上6時間未満</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>6時間以上72時間未満</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>72時間以上</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> ウ アの規定による場合は、当社は、第69条（定額利用料の支払義務）第4項第3号の表の1欄の規定（合算接続基本料に係るものに限りです。）は適用しません。 エ アに規定する状態が発生した後、その料金月にその契約者回線等の品目等又はプランの変更があった場合は、当社は、その変更前の契約者回線等の品目等又はプランにより、故障返還料金額を算出します。 オ アに規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。 カ オまでの規定にかかわらず、オまでの適用により返還する料金額は、返還上限額（当該料金月のその契約者回線等に係る合算接続基本料の額をいいます。以下(13)欄までにおいて同じとします。）を上限とします。	アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1時間以上6時間未満	15%	6時間以上72時間未満	60%	72時間以上	100%
アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率								
1時間以上6時間未満	15%								
6時間以上72時間未満	60%								
72時間以上	100%								
(12) サービス品質 (網内平均遅延時間) に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定した網内遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、当該料金月のその契約者回線等に係る合算接続基本料の額に10分の1を乗じて得た額（以下「網内平均遅延時間返還料金額」といいます。）を第1種IPデータ契約者に返還します。 ただし、その第1種IPデータサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。 イ この欄又は(11)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額及び網内平均遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。								
(13) サービス品質 (稼働率)に係る 料金の適用	ア 当社は、次の算式により算出した稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月における第1種IPデータサービスの合算接続基本料の額に10分の1を乗じて得た額（以下、「稼働率返還料金額」といいます。）を、第1種IPデータ契約者に返還します。 ただし、その第1種IPデータサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。								

	$\text{稼働率 (\%)} = 1 - \frac{\left(\begin{array}{l} \text{I Pデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線について、当該料金月に利用できなかった総時間（当社が別に定める提供期間が利用できないことに起因する場合に限りま} \\ \text{す。）} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{I Pデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線の数} \end{array} \right) \times \text{当該料金月の利用可能総時間}} \times 100$ ただし、I Pデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線とは、当社が提供する全ての第1種 I Pデータ契約に係る接続契約者回線（I P通信網相当回線に係るものを除きます。）及び全ての第2種 I Pデータ契約に係る契約者回線とします。 イ この欄、(11) 欄又は(12) 欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額、網内平均遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。
(14) 端末設備に係る料金の適用	I Pルーティング網接続専用相当回線に係る回線終端装置については、回線終端装置に係る料金額を適用します。

2 料金額

(1) 基本額

ア 合算接続基本料

(ア) プラン1

a イーサネット相当回線を使用するもの

(a) 10Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0. 5 Mb/s	40,000円（税込44,000円）
1 Mb/s	49,000円（税込53,900円）
2 Mb/s	60,000円（税込66,000円）
3 Mb/s	75,000円（税込82,500円）
4 Mb/s	93,000円（税込102,300円）
5 Mb/s	112,000円（税込123,200円）
6 Mb/s	143,000円（税込157,300円）
7 Mb/s	160,000円（税込176,000円）
8 Mb/s	177,000円（税込194,700円）
9 Mb/s	194,000円（税込213,400円）
10 Mb/s	210,000円（税込231,000円）

(b) 100Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
10 Mb/s	277,000円（税込304,700円）
20 Mb/s	343,000円（税込377,300円）
30 Mb/s	409,000円（税込449,900円）
40 Mb/s	475,000円（税込522,500円）
50 Mb/s	541,000円（税込595,100円）
60 Mb/s	607,000円（税込667,700円）
70 Mb/s	673,000円（税込740,300円）
80 Mb/s	739,000円（税込812,900円）
90 Mb/s	805,000円（税込885,500円）
100 Mb/s	870,000円（税込957,000円）

(c) 1Gイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
200Mb/s	1,900,000円 (税込2,090,000円)
300Mb/s	2,700,000円 (税込2,970,000円)
400Mb/s	3,500,000円 (税込3,850,000円)
500Mb/s	4,300,000円 (税込4,730,000円)
600Mb/s	5,100,000円 (税込5,610,000円)
700Mb/s	5,900,000円 (税込6,490,000円)
800Mb/s	6,700,000円 (税込7,370,000円)
900Mb/s	7,500,000円 (税込8,250,000円)
1Gb/s	8,200,000円 (税込9,020,000円)

b IPルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

(a) 基本料

i 1Gイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
200Mb/s	2,410,000円 (税込2,651,000円)
300Mb/s	3,210,000円 (税込3,531,000円)
400Mb/s	4,090,000円 (税込4,499,000円)
500Mb/s	4,890,000円 (税込5,379,000円)
600Mb/s	5,690,000円 (税込6,259,000円)
700Mb/s	6,610,000円 (税込7,271,000円)
800Mb/s	7,410,000円 (税込8,151,000円)
900Mb/s	8,210,000円 (税込9,031,000円)
1Gb/s	8,910,000円 (税込9,801,000円)

備考
「区域内」のものに限り提供します。

c 光伝送相当回線を使用するもの

(a) タイプ1

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
100Mb/s	20,000円 (税込22,000円)

備考
特定事業者の契約約款に規定する回線終端装置の料金を含むものとします。

(b) タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
100Mb/s	23,000円 (税込25,300円)

備考
特定事業者の契約約款に規定する回線終端装置の料金を含むものとします。

d IP通信網相当回線を使用するもの

(a) 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	伝送速度に係る細目	料金額 (月額)
10Mb/s	1Mb/s	104,000円 (税込114,400円)
	2Mb/s	129,000円 (税込141,900円)
	3Mb/s	144,000円 (税込158,400円)
	4Mb/s	159,000円 (税込174,900円)
	5Mb/s	174,000円 (税込191,400円)
	6Mb/s	189,000円 (税込207,900円)

	7 Mb/s	204,000円 (税込224,400円)
	8 Mb/s	219,000円 (税込240,900円)
	9 Mb/s	234,000円 (税込257,400円)
	10 Mb/s	249,000円 (税込273,900円)
100 Mb/s	10 Mb/s	350,000円 (税込385,000円)
	20 Mb/s	500,000円 (税込550,000円)
	30 Mb/s	650,000円 (税込715,000円)
	40 Mb/s	800,000円 (税込880,000円)
	50 Mb/s	950,000円 (税込1,045,000円)
	60 Mb/s	1,100,000円 (税込1,210,000円)
	70 Mb/s	1,250,000円 (税込1,375,000円)
	80 Mb/s	1,400,000円 (税込1,540,000円)
	90 Mb/s	1,550,000円 (税込1,705,000円)
	100 Mb/s	1,700,000円 (税込1,870,000円)
200 Mb/s	—	2,850,000円 (税込3,135,000円)
300 Mb/s	—	4,050,000円 (税込4,455,000円)

(b) 加算料

i NTT東日本株式会社に係るIP通信網相当回線を使用するとき

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10 Mb/s	326,000円 (税込358,600円)
100 Mb/s	1,720,000円 (税込1,892,000円)
200 Mb/s	2,086,000円 (税込2,294,600円)
300 Mb/s	2,452,000円 (税込2,697,200円)

ii NTT西日本株式会社に係るIP通信網相当回線を使用するとき

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10 Mb/s	326,000円 (税込358,600円)
100 Mb/s	1,720,000円 (税込1,892,000円)
200 Mb/s	2,760,000円 (税込3,036,000円)
300 Mb/s	3,812,000円 (税込4,193,200円)

e 特定接続回線を使用するもの

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
5 Mb/s	0円
10 Mb/s	100,000円 (税込110,000円)
100 Mb/s	180,000円 (税込198,000円)

f 特定他社サービス回線を使用するもの

(a) タイプ1

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10 Mb/s	64,000円 (税込70,400円)
20 Mb/s	118,000円 (税込129,800円)
30 Mb/s	164,000円 (税込180,400円)
40 Mb/s	204,000円 (税込224,400円)
50 Mb/s	239,000円 (税込262,900円)
60 Mb/s	270,000円 (税込297,000円)
70 Mb/s	298,000円 (税込327,800円)
80 Mb/s	322,000円 (税込354,200円)
90 Mb/s	344,000円 (税込378,400円)
100 Mb/s	364,000円 (税込400,400円)

2 0 0 Mb/s	6 9 5, 0 0 0 円 (税込 7 6 4, 5 0 0 円)
3 0 0 Mb/s	9 9 7, 0 0 0 円 (税込 1, 0 9 6, 7 0 0 円)
4 0 0 Mb/s	1, 2 7 4, 0 0 0 円 (税込 1, 4 0 1, 4 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 5 2 8, 0 0 0 円 (税込 1, 6 8 0, 8 0 0 円)
6 0 0 Mb/s	1, 7 6 3, 0 0 0 円 (税込 1, 9 3 9, 3 0 0 円)
7 0 0 Mb/s	1, 9 8 1, 0 0 0 円 (税込 2, 1 7 9, 1 0 0 円)
8 0 0 Mb/s	2, 1 8 3, 0 0 0 円 (税込 2, 4 0 1, 3 0 0 円)
9 0 0 Mb/s	2, 3 7 1, 0 0 0 円 (税込 2, 6 0 8, 1 0 0 円)
1 Gb/s	2, 5 4 7, 0 0 0 円 (税込 2, 8 0 1, 7 0 0 円)

(b) タイプ 2

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	6 4, 0 0 0 円 (税込 7 0, 4 0 0 円)
3 0 Mb/s	1 6 4, 0 0 0 円 (税込 1 8 0, 4 0 0 円)
5 0 Mb/s	2 3 9, 0 0 0 円 (税込 2 6 2, 9 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 6 4, 0 0 0 円 (税込 4 0 0, 4 0 0 円)
2 0 0 Mb/s	6 9 5, 0 0 0 円 (税込 7 6 4, 5 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 5 2 8, 0 0 0 円 (税込 1, 6 8 0, 8 0 0 円)
1 Gb/s	2, 5 4 7, 0 0 0 円 (税込 2, 8 0 1, 7 0 0 円)

(c) タイプ 3

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	6 4, 0 0 0 円 (税込 7 0, 4 0 0 円)
2 0 Mb/s	1 1 8, 0 0 0 円 (税込 1 2 9, 8 0 0 円)
5 0 Mb/s	2 3 9, 0 0 0 円 (税込 2 6 2, 9 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 6 4, 0 0 0 円 (税込 4 0 0, 4 0 0 円)
2 0 0 Mb/s	6 9 5, 0 0 0 円 (税込 7 6 4, 5 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 5 2 8, 0 0 0 円 (税込 1, 6 8 0, 8 0 0 円)
1 Gb/s	2, 5 4 7, 0 0 0 円 (税込 2, 8 0 1, 7 0 0 円)

(d) タイプ 4

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	6 4, 0 0 0 円 (税込 7 0, 4 0 0 円)
2 0 Mb/s	1 1 8, 0 0 0 円 (税込 1 2 9, 8 0 0 円)
3 0 Mb/s	1 6 4, 0 0 0 円 (税込 1 8 0, 4 0 0 円)
4 0 Mb/s	2 0 4, 0 0 0 円 (税込 2 2 4, 4 0 0 円)
5 0 Mb/s	2 3 9, 0 0 0 円 (税込 2 6 2, 9 0 0 円)
6 0 Mb/s	2 7 0, 0 0 0 円 (税込 2 9 7, 0 0 0 円)
7 0 Mb/s	2 9 8, 0 0 0 円 (税込 3 2 7, 8 0 0 円)
8 0 Mb/s	3 2 2, 0 0 0 円 (税込 3 5 4, 2 0 0 円)
9 0 Mb/s	3 4 4, 0 0 0 円 (税込 3 7 8, 4 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 6 4, 0 0 0 円 (税込 4 0 0, 4 0 0 円)
2 0 0 Mb/s	6 9 5, 0 0 0 円 (税込 7 6 4, 5 0 0 円)
3 0 0 Mb/s	9 9 7, 0 0 0 円 (税込 1, 0 9 6, 7 0 0 円)
4 0 0 Mb/s	1, 2 7 4, 0 0 0 円 (税込 1, 4 0 1, 4 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 5 2 8, 0 0 0 円 (税込 1, 6 8 0, 8 0 0 円)
6 0 0 Mb/s	1, 7 6 3, 0 0 0 円 (税込 1, 9 3 9, 3 0 0 円)
7 0 0 Mb/s	1, 9 8 1, 0 0 0 円 (税込 2, 1 7 9, 1 0 0 円)
8 0 0 Mb/s	2, 1 8 3, 0 0 0 円 (税込 2, 4 0 1, 3 0 0 円)
9 0 0 Mb/s	2, 3 7 1, 0 0 0 円 (税込 2, 6 0 8, 1 0 0 円)
1 Gb/s	2, 5 4 7, 0 0 0 円 (税込 2, 8 0 1, 7 0 0 円)

イ 接続基本料

(ア) プラン 2

a イーサネット相当回線を使用するもの

(a) 10Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5Mb/s	44,000円 (税込48,400円)
1 Mb/s	58,000円 (税込63,800円)
2 Mb/s	75,000円 (税込82,500円)
3 Mb/s	92,000円 (税込101,200円)
4 Mb/s	109,000円 (税込119,900円)
5 Mb/s	126,000円 (税込138,600円)
6 Mb/s	143,000円 (税込157,300円)
7 Mb/s	160,000円 (税込176,000円)
8 Mb/s	177,000円 (税込194,700円)
9 Mb/s	194,000円 (税込213,400円)
10 Mb/s	211,000円 (税込232,100円)

(b) 100Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10 Mb/s	277,000円 (税込304,700円)
20 Mb/s	343,000円 (税込377,300円)
30 Mb/s	409,000円 (税込449,900円)
40 Mb/s	475,000円 (税込522,500円)
50 Mb/s	541,000円 (税込595,100円)
60 Mb/s	607,000円 (税込667,700円)
70 Mb/s	673,000円 (税込740,300円)
80 Mb/s	739,000円 (税込812,900円)
90 Mb/s	805,000円 (税込885,500円)
100 Mb/s	870,000円 (税込957,000円)

ウ 通信料

1のチャンネルごとに

区 分	単 位	料金額
通信料	1の通信につき通信時間 60 秒まで ごとに	10円 (税込11円)

(2) 加算額

ア 端末設備使用料

1の回線終端装置ごとに

区 分	料金額 (月額)
回線終端装置	
(イ) 回線終端装置 I 型の場合	10Mイーサネット 又は100Mイーサ ネットのもの 4,000円 (税込4,400円)
(ロ) 回線終端装置 II 型の場合	1Gイーサネットの もの 40,000円 (税込44,000円)

第1の2 第1種IPデータサービスに係る特定他社接続回線（特定事業者の別紙1の1の(1)に定める電気通信サービスに係るものに限ります。以下第1の2において同じとします。）に関する料金

1 適用

第1種IPデータサービスに係る特定他社接続回線に関する料金の適用については、第77条の2（特定他社接続回線等の料金等）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																	
(1) 特定他社接続回線の料金の適用	次に掲げる事項については、特定事業者の別紙1の1の(1)に定める電気通信サービスに係る料金表の規定を準用します。 ア 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用（品目については、当社が別に定めるものに限ります。） イ 特定他社接続回線の回線距離の測定 ウ 収容区域及び加入区域の設定 エ 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用 オ 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用																
(2) 加入料金区域に係る料金の適用	ア 当社は、料金表を適用するにあたって、株式会社オプテージに係るもの（1 Gb/sの品目のものに限ります。）、株式会社Q T n e tに係るもの（200 Mb/sから1 Gb/sの品目のものに限ります。）及びO T N e t株式会社に係るものを除き、加入料金区域（特定他社接続回線の終端の所属する単位料金区域又は都道府県ごとに、当社が別に定める区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。 イ アの場合において、北海道総合通信網株式会社に係るイーサネット相当回線については単位料金区域ごとに、株式会社オプテージ、株式会社S T N e t、株式会社トークネット、株式会社エネコム、K D D I 株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社又は株式会社Q T n e tに係るイーサネット相当回線については都道府県ごとに定めます。																
(3) 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用	ア 当社は、第1種I Pデータ契約者（特定事業者の別紙1の1の(1)に定める電気通信サービスに関する契約を締結している第1種I Pデータ契約者としてします。以下第1の3において同じとします。）が、第1（第1種I Pデータサービスに係るもの）1の表の(7)に規定する長期継続利用に係る料金の適用を受けている場合には、長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用を行います。 イ 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用とは、次表に規定する継続利用の期間における接続基本料（この表の(2)までの適用による場合は、適用した後の接続基本料とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額を減額して適用することをいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th>継続して利用する期間</th><th>減額する接続基本料（月額）</th></tr><tr><td>基本期間</td><td>36 か月</td><td>接続基本料の額に 0.07 を乗じて得た額</td></tr></table> ウ 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用の期間は、第1（第1種I Pデータサービスに係るもの）1の表の(7)に規定する長期継続利用に係る料金の適用の期間に準じて取り扱います。 エ 第1（第1種I Pデータサービスに係るもの）1の表の(7)ウに規定する長期継続利用の継続の申出があった場合には、その期間における接続基本料については、次表に規定する額を減額して適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>継続して利用する期間</th><th>減額する接続基本料（月額）</th></tr><tr><td rowspan="3">継続期間</td><td>(ア) 基本期間経過後 12 か月</td><td>接続基本料の額に 0.09 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) (ア)の期間経過後 12 か月</td><td>接続基本料の額に 0.10 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ウ) (イ)の期間経過後</td><td>接続基本料の額に 0.11 を乗じて得た額</td></tr></table> オ 長期継続利用に係る第1種I Pデータ契約者は、長期継続利用期間（エの表の(ウ)の期間を除きます。）の満了前に、第1（第1種I Pデータサービスに係るもの）1の表の(7)に規定する長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の接続基本料に 0.35 を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 カ 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用その他の取扱いについては、第1（第1種I Pデータサービスに係るもの）1の表の(7)オ、カ及びキの規定に準ずるものとします。	区 分	継続して利用する期間	減額する接続基本料（月額）	基本期間	36 か月	接続基本料の額に 0.07 を乗じて得た額	区 分	継続して利用する期間	減額する接続基本料（月額）	継続期間	(ア) 基本期間経過後 12 か月	接続基本料の額に 0.09 を乗じて得た額	(イ) (ア)の期間経過後 12 か月	接続基本料の額に 0.10 を乗じて得た額	(ウ) (イ)の期間経過後	接続基本料の額に 0.11 を乗じて得た額
区 分	継続して利用する期間	減額する接続基本料（月額）															
基本期間	36 か月	接続基本料の額に 0.07 を乗じて得た額															
区 分	継続して利用する期間	減額する接続基本料（月額）															
継続期間	(ア) 基本期間経過後 12 か月	接続基本料の額に 0.09 を乗じて得た額															
	(イ) (ア)の期間経過後 12 か月	接続基本料の額に 0.10 を乗じて得た額															
	(ウ) (イ)の期間経過後	接続基本料の額に 0.11 を乗じて得た額															

(4) 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用	ア 特定他社接続回線については、(3)に規定する長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、特定事業者が特定他社接続回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ただし、データ通信網サービス契約約款に規定する契約移行により第1種IPデータ契約を締結するときは、第1種IPデータサービスを提供した日から起算して1年間とします。 ウ 第1種IPデータ契約者は、最低利用期間内に特定他社接続回線に係る契約（特定事業者の別紙1の1の(1)に定める電気通信サービスに係る契約をいいます。以下この欄において同じとします。）の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「基本額」の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ 第1種IPデータ契約者は、最低利用期間内に特定他社接続回線の品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料に限り、以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 オ エの場合に、特定他社接続回線の品目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の特定他社接続回線の金額を合算して行います。
-----------------------------	---

2 料金額

(1) 基本額

ア 接続基本料

(ア) 基本料

a 株式会社オプテージに係るもの

(a) (b)以外のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	42,200円 (税込46,420円)	59,700円 (税込65,670円)
1Mb/s	50,400円 (税込55,440円)	70,200円 (税込77,220円)
2Mb/s	62,100円 (税込68,310円)	86,600円 (税込95,260円)
3Mb/s	79,600円 (税込87,560円)	110,000円 (税込121,000円)
4Mb/s	97,200円 (税込106,920円)	133,400円 (税込146,740円)
5Mb/s	126,400円 (税込139,040円)	173,200円 (税込190,520円)
10Mb/s	211,800円 (税込232,980円)	449,300円 (税込494,230円)
20Mb/s	227,000円 (税込249,700円)	486,800円 (税込535,480円)
30Mb/s	242,200円 (税込266,420円)	524,200円 (税込576,620円)
40Mb/s	258,600円 (税込284,460円)	561,600円 (税込617,760円)
50Mb/s	273,800円 (税込301,180円)	599,100円 (税込659,010円)
100Mb/s	351,000円 (税込386,100円)	786,300円 (税込864,930円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(b) 1Gb/s のもの

1 の特定他社接続回線ごとに

距 離 区 分		料金額（月額）
回 線 距 離	15キロメートルまでのもの	1,365,600円 (税込1,502,160円)
	30キロメートルまでのもの	2,535,600円 (税込2,789,160円)
	40キロメートルまでのもの	2,800,800円 (税込3,080,880円)
	50キロメートルまでのもの	3,034,800円 (税込3,338,280円)
	60キロメートルまでのもの	3,220,800円 (税込3,542,880円)
	70キロメートルまでのもの	3,370,800円 (税込3,707,880円)
	80キロメートルまでのもの	3,501,600円 (税込3,851,760円)
	90キロメートルまでのもの	3,626,400円 (税込3,989,040円)
	100キロメートルまでのもの	3,747,600円 (税込4,122,360円)
	120キロメートルまでのもの	3,865,200円 (税込4,251,720円)
	120キロメートルを超えるもの	3,979,200円 (税込4,377,120円)

b 株式会社S T N e tに係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	46,800円 (税込51,480円)	46,800円 (税込51,480円)
1Mb/s	54,000円 (税込59,400円)	54,000円 (税込59,400円)
2Mb/s	75,600円 (税込83,160円)	75,600円 (税込83,160円)
3Mb/s	92,400円 (税込101,640円)	92,400円 (税込101,640円)
4Mb/s	111,600円 (税込122,760円)	111,600円 (税込122,760円)
5Mb/s	130,800円 (税込143,880円)	130,800円 (税込143,880円)
10Mb/s	168,000円 (税込184,800円)	168,000円 (税込184,800円)
20Mb/s	205,200円 (税込225,720円)	205,200円 (税込225,720円)
30Mb/s	237,600円 (税込261,360円)	237,600円 (税込261,360円)
40Mb/s	266,400円 (税込293,040円)	266,400円 (税込293,040円)

5 0 Mb/s	2 9 1, 6 0 0 円 (税込 3 2 0, 7 6 0 円)	2 9 1, 6 0 0 円 (税込 3 2 0, 7 6 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 7 2, 0 0 0 円 (税込 4 0 9, 2 0 0 円)	3 7 2, 0 0 0 円 (税込 4 0 9, 2 0 0 円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙４に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

c 北海道総合通信網株式会社に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	5 6, 5 0 0 円 (税込 6 2, 1 5 0 円)	5 6, 5 0 0 円 (税込 6 2, 1 5 0 円)
2 Mb/s	6 5, 9 0 0 円 (税込 7 2, 4 9 0 円)	6 5, 9 0 0 円 (税込 7 2, 4 9 0 円)
3 Mb/s	8 2, 4 0 0 円 (税込 9 0, 6 4 0 円)	8 2, 4 0 0 円 (税込 9 0, 6 4 0 円)
4 Mb/s	9 6, 5 0 0 円 (税込 1 0 6, 1 5 0 円)	9 6, 5 0 0 円 (税込 1 0 6, 1 5 0 円)
5 Mb/s	1 0 9, 4 0 0 円 (税込 1 2 0, 3 4 0 円)	1 0 9, 4 0 0 円 (税込 1 2 0, 3 4 0 円)
1 0 Mb/s	1 3 8, 8 0 0 円 (税込 1 5 2, 6 8 0 円)	2 6 3, 5 0 0 円 (税込 2 8 9, 8 5 0 円)
2 0 Mb/s	1 6 7, 6 0 0 円 (税込 1 8 4, 3 6 0 円)	3 1 7, 5 0 0 円 (税込 3 4 9, 2 5 0 円)
3 0 Mb/s	1 9 5, 9 0 0 円 (税込 2 1 5, 4 9 0 円)	3 7 0, 6 0 0 円 (税込 4 0 7, 6 6 0 円)
4 0 Mb/s	2 2 4, 2 0 0 円 (税込 2 4 6, 6 2 0 円)	4 2 3, 7 0 0 円 (税込 4 6 6, 0 7 0 円)
5 0 Mb/s	2 5 2, 6 0 0 円 (税込 2 7 7, 8 6 0 円)	4 7 6, 8 0 0 円 (税込 5 2 4, 4 8 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 9 1, 8 0 0 円 (税込 4 3 0, 9 8 0 円)	7 3 2, 9 0 0 円 (税込 8 0 6, 1 9 0 円)
1 Gb/s	6 7 6, 8 0 0 円 (税込 7 4 4, 4 8 0 円)	—
備考 1 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙４に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。 2 1 Gb/s のものは、区域内のものに限り提供します。		

d 株式会社トークネットに係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0. 5 Mb/s	5 0, 4 0 0 円 (税込 5 5, 4 4 0 円)	6 4, 8 0 0 円 (税込 7 1, 2 8 0 円)
1 Mb/s	5 6, 4 0 0 円 (税込 6 2, 0 4 0 円)	7 5, 6 0 0 円 (税込 8 3, 1 6 0 円)
2 Mb/s	7 3, 2 0 0 円 (税込 8 0, 5 2 0 円)	1 1 1, 6 0 0 円 (税込 1 2 2, 7 6 0 円)
3 Mb/s	9 1, 2 0 0 円 (税込 1 0 0, 3 2 0 円)	1 5 0, 0 0 0 円 (税込 1 6 5, 0 0 0 円)
4 Mb/s	1 0 9, 2 0 0 円 (税込 1 2 0, 1 2 0 円)	1 8 3, 6 0 0 円 (税込 2 0 1, 9 6 0 円)

5 Mb/s	128,400円 (税込141,240円)	216,000円 (税込237,600円)
10 Mb/s	201,600円 (税込221,760円)	363,600円 (税込399,960円)
20 Mb/s	212,400円 (税込233,640円)	409,200円 (税込450,120円)
30 Mb/s	223,200円 (税込245,520円)	454,800円 (税込500,280円)
40 Mb/s	234,000円 (税込257,400円)	500,400円 (税込550,440円)
50 Mb/s	244,800円 (税込269,280円)	546,000円 (税込600,600円)
100 Mb/s	300,000円 (税込330,000円)	780,000円 (税込858,000円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

e 株式会社エネコムに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	
	特定区域内	特定区域外
0. 5 Mb/s	42,200円 (税込46,420円)	42,200円 (税込46,420円)
1 Mb/s	49,200円 (税込54,120円)	49,200円 (税込54,120円)
2 Mb/s	66,700円 (税込73,370円)	66,700円 (税込73,370円)
3 Mb/s	83,100円 (税込91,410円)	83,100円 (税込91,410円)
4 Mb/s	103,000円 (税込113,300円)	103,000円 (税込113,300円)
5 Mb/s	121,700円 (税込133,870円)	121,700円 (税込133,870円)
10 Mb/s	161,500円 (税込177,650円)	161,500円 (税込177,650円)
20 Mb/s	181,400円 (税込199,540円)	181,400円 (税込199,540円)
30 Mb/s	201,300円 (税込221,430円)	201,300円 (税込221,430円)
40 Mb/s	221,200円 (税込243,320円)	221,200円 (税込243,320円)
50 Mb/s	241,100円 (税込265,210円)	241,100円 (税込265,210円)
100 Mb/s	339,300円 (税込373,230円)	339,300円 (税込373,230円)
200 Mb/s	819,000円 (税込900,900円)	1,287,000円 (税込1,415,700円)
300 Mb/s	1,053,000円 (税込1,158,300円)	1,638,000円 (税込1,801,800円)

4 0 0 Mb/s	1, 2 8 7, 0 0 0 円 (税込 1, 4 1 5, 7 0 0 円)		1, 9 8 9, 0 0 0 円 (税込 2, 1 8 7, 9 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 5 2 1, 0 0 0 円 (税込 1, 6 7 3, 1 0 0 円)		2, 3 4 0, 0 0 0 円 (税込 2, 5 7 4, 0 0 0 円)
1 Gb/s	1, 0 5 3, 0 0 0 円 (税込 1, 1 5 8, 3 0 0 円)	2, 6 9 1, 0 0 0 円 (税込 2, 9 6 0, 1 0 0 円)	4, 0 9 5, 0 0 0 円 (税込 4, 5 0 4, 5 0 0 円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。 ただし、1 Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。			

f KDD I 株式会社に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料 金 額（月 額）		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
0. 5 Mb/s	4 9, 2 0 0 円（税込 5 4, 1 2 0 円）		6 9, 4 0 0 円 (税込 7 6, 3 4 0 円)
1 Mb/s	5 2, 9 0 0 円（税込 5 8, 1 9 0 円）		7 3, 1 0 0 円 (税込 8 0, 4 1 0 円)
2 Mb/s	7 3, 8 0 0 円（税込 8 1, 1 8 0 円）		9 7, 4 0 0 円 (税込 1 0 7, 1 4 0 円)
3 Mb/s	8 6, 1 0 0 円（税込 9 4, 7 1 0 円）		1 2 1, 8 0 0 円 (税込 1 3 3, 9 8 0 円)
4 Mb/s	1 1 0, 6 0 0 円（税込 1 2 1, 6 6 0 円）		1 4 6, 1 0 0 円 (税込 1 6 0, 7 1 0 円)
5 Mb/s	1 3 5, 2 0 0 円（税込 1 4 8, 7 2 0 円）		1 7 0, 5 0 0 円 (税込 1 8 7, 5 5 0 円)
1 0 Mb/s	1 9 6, 6 0 0 円（税込 2 1 6, 2 6 0 円）		2 6 7, 9 0 0 円 (税込 2 9 4, 6 9 0 円)
2 0 Mb/s	2 2 1, 4 0 0 円（税込 2 4 3, 5 4 0 円）		3 3 2, 1 0 0 円 (税込 3 6 5, 3 1 0 円)
3 0 Mb/s	2 4 6, 0 0 0 円（税込 2 7 0, 6 0 0 円）		3 9 3, 6 0 0 円 (税込 4 3 2, 9 6 0 円)
4 0 Mb/s	2 5 8, 3 0 0 円（税込 2 8 4, 1 3 0 円）		4 4 2, 8 0 0 円 (税込 4 8 7, 0 8 0 円)
5 0 Mb/s	2 7 0, 6 0 0 円（税込 2 9 7, 6 6 0 円）		4 9 2, 0 0 0 円 (税込 5 4 1, 2 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 3 1, 8 0 0 円（税込 3 6 4, 9 8 0 円）		7 3 0, 5 0 0 円 (税込 8 0 3, 5 5 0 円)
2 0 0 Mb/s	9 2 2, 5 0 0 円 (税込 1, 0 1 4, 7 5 0 円)	9 8 4, 0 0 0 円（税 込 1, 0 8 2, 4 0 0 円）	1, 4 8 8, 3 0 0 円 (税込 1, 6 3 7, 1 3 0 円)
3 0 0 Mb/s	9 5 9, 4 0 0 円 (税込 1, 0 5 5, 3 4 0 円)	1, 2 5 4, 6 0 0 円 (税込 1, 3 8 0, 0 6 0 円)	2, 0 1 7, 2 0 0 円 (税込 2, 2 1 8, 9 2 0 円)
4 0 0 Mb/s	1, 0 0 8, 6 0 0 円 (税込 1, 1 0 9, 4 6 0 円)	1, 5 3 7, 5 0 0 円 (税込 1, 6 9 1, 2 5 0 円)	2, 5 4 6, 1 0 0 円 (税込 2, 8 0 0, 7 1 0 円)

500Mb/s	1,045,500円 (税込1,150,050円)	1,808,100円 (税込1,988,910円)	3,075,000円 (税込3,382,500円)
1Gb/s	1,217,700円 (税込1,339,470円)	3,185,700円 (税込3,504,270円)	5,707,200円 (税込6,277,920円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ただし、200Mb/s から 1Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

g 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	54,000円 (税込59,400円)	78,000円 (税込85,800円)
1Mb/s	55,200円 (税込60,720円)	79,200円 (税込87,120円)
2Mb/s	79,200円 (税込87,120円)	115,200円 (税込126,720円)
3Mb/s	103,200円 (税込113,520円)	151,200円 (税込166,320円)
4Mb/s	127,200円 (税込139,920円)	187,200円 (税込205,920円)
5Mb/s	151,200円 (税込166,320円)	223,200円 (税込245,520円)
10Mb/s	175,200円 (税込192,720円)	307,200円 (税込337,920円)
20Mb/s	219,600円 (税込241,560円)	382,800円 (税込421,080円)
30Mb/s	267,600円 (税込294,360円)	462,000円 (税込508,200円)
40Mb/s	315,600円 (税込347,160円)	541,200円 (税込595,320円)
50Mb/s	363,600円 (税込399,960円)	620,400円 (税込682,440円)
100Mb/s	411,600円 (税込452,760円)	807,600円 (税込888,360円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

h 北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	48,000円 (税込52,800円)	62,400円 (税込68,640円)
1Mb/s	54,000円 (税込59,400円)	75,600円 (税込83,160円)
2Mb/s	73,200円 (税込80,520円)	111,600円 (税込122,760円)

3 Mb/s	91,200円 (税込100,320円)	150,000円 (税込165,000円)
4 Mb/s	112,800円 (税込124,080円)	186,000円 (税込204,600円)
5 Mb/s	133,200円 (税込146,520円)	219,600円 (税込241,560円)
10 Mb/s	166,800円 (税込183,480円)	356,400円 (税込392,040円)
20 Mb/s	184,800円 (税込203,280円)	400,800円 (税込440,880円)
30 Mb/s	202,800円 (税込223,080円)	445,200円 (税込489,720円)
40 Mb/s	220,800円 (税込242,880円)	489,600円 (税込538,560円)
50 Mb/s	238,800円 (税込262,680円)	534,000円 (税込587,400円)
100 Mb/s	324,000円 (税込356,400円)	747,600円 (税込822,360円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

i 株式会社Q T n e tに係るもの

(a) (b)、(c)、(d)、(e)及び(f)以外のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0.5 Mb/s	42,200円 (税込46,420円)	69,100円 (税込76,010円)
1 Mb/s	51,500円 (税込56,650円)	78,400円 (税込86,240円)
2 Mb/s	73,800円 (税込81,180円)	111,200円 (税込122,320円)
3 Mb/s	90,100円 (税込99,110円)	146,300円 (税込160,930円)
4 Mb/s	108,900円 (税込119,790円)	181,400円 (税込199,540円)
5 Mb/s	128,700円 (税込141,570円)	210,600円 (税込231,660円)
10 Mb/s	193,100円 (税込212,410円)	312,400円 (税込343,640円)
20 Mb/s	213,600円 (税込234,960円)	366,000円 (税込402,600円)
30 Mb/s	242,400円 (税込266,640円)	422,400円 (税込464,640円)
40 Mb/s	266,400円 (税込293,040円)	476,400円 (税込524,040円)
50 Mb/s	291,600円 (税込320,760円)	529,200円 (税込582,120円)
100 Mb/s	395,500円 (税込435,050円)	758,200円 (税込834,020円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙4に定める加入料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

(b) 200Mb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	780,000円(税込858,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,140,000円(税込1,254,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,440,000円(税込1,584,000円)
	120キロメートルまでのもの	1,680,000円(税込1,848,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,160,000円(税込2,376,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	240キロメートルを超えるもの	3,600,000円(税込3,960,000円)

(c) 300Mb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	840,000円(税込924,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,200,000円(税込1,320,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,560,000円(税込1,716,000円)
	120キロメートルまでのもの	1,800,000円(税込1,980,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,640,000円(税込2,904,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,240,000円(税込3,564,000円)
	240キロメートルを超えるもの	3,840,000円(税込4,224,000円)

(d) 400Mb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	900,000円(税込990,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,320,000円(税込1,452,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,680,000円(税込1,848,000円)
	120キロメートルまでのもの	2,040,000円(税込2,244,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,880,000円(税込3,168,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,360,000円(税込3,696,000円)
	240キロメートルを超えるもの	4,080,000円(税込4,488,000円)

(e) 500Mb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	960,000円(税込1,056,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,560,000円(税込1,716,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,920,000円(税込2,112,000円)
	120キロメートルまでのもの	2,400,000円(税込2,640,000円)
	180キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,480,000円(税込3,828,000円)
	240キロメートルを超えるもの	4,320,000円(税込4,752,000円)

(f) 1Gb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	1,260,000円(税込1,386,000円)
	40キロメートルまでのもの	2,400,000円(税込2,640,000円)
	80キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	120キロメートルまでのもの	3,600,000円(税込3,960,000円)
	180キロメートルまでのもの	3,840,000円(税込4,224,000円)
	240キロメートルまでのもの	4,200,000円(税込4,620,000円)
	240キロメートルを超えるもの	5,400,000円(税込5,940,000円)

j OTN e t 株式会社に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 M b / s	6 9, 7 0 0 円（税込 7 6, 6 7 0 円）
2 M b / s	8 8, 2 0 0 円（税込 9 7, 0 2 0 円）
3 M b / s	1 0 5, 3 0 0 円（税込 1 1 5, 8 3 0 円）
4 M b / s	1 2 6, 9 0 0 円（税込 1 3 9, 5 9 0 円）
5 M b / s	1 4 4, 0 0 0 円（税込 1 5 8, 4 0 0 円）
1 0 M b / s	1 6 2, 5 0 0 円（税込 1 7 8, 7 5 0 円）
1 0 0 M b / s	1, 3 5 4, 0 0 0 円（税込 1, 4 8 9, 4 0 0 円）

第2 第2種IPデータサービスに係るもの

1 適用

第2種IPデータサービスに係る料金の適用については、第69条（定額利用料の支払義務）及び第70条（通信料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用										
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。									
	ア ATM型（ATM方式により符号伝送を行う契約者回線を使用するものをいいます。以下同じとします。）									
	<table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0. 5Mb/s</td><td>0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 3 4 Mb/s まで</td><td>1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 3 4. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 3 5Mb/s</td><td>1 3 4. 7メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr></table>	品 目	内 容	0. 5Mb/s	0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 3 4 Mb/s まで	1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 3 4. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	1 3 5Mb/s	1 3 4. 7メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	品 目	内 容								
	0. 5Mb/s	0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの								
	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 3 4 Mb/s まで	1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 3 4. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの								
	1 3 5Mb/s	1 3 4. 7メガビット／秒の符号伝送が可能なもの								
	備 考 第2種IPデータ契約者は、第32条（品目等の変更）の規定にかかわらず、イーサネット型への品目等の変更を請求することはできません。									
	イ イーサネット型（別表に規定するユーザ・網インタフェースに係る契約者回線を使用するものをいいます。以下同じとします。）									
	<table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0. 5Mb/s</td><td>0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで</td><td>1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>2 0Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで</td><td>2 0. 0メガビット／秒から1 0. 0メガビット／秒ごとに1 0 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>2 0 0Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで</td><td>2 0 0. 0メガビット／秒から1 0 0. 0メガビット／秒ごとに1. 0ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr></table>	品 目	内 容	0. 5Mb/s	0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで	1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	2 0Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	2 0. 0メガビット／秒から1 0. 0メガビット／秒ごとに1 0 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	2 0 0Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで
品 目	内 容									
0. 5Mb/s	0. 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの									
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで	1. 0メガビット／秒から1. 0メガビット／秒ごとに1 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの									
2 0Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	2 0. 0メガビット／秒から1 0. 0メガビット／秒ごとに1 0 0. 0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの									
2 0 0Mb/s から 1 0 0 Mb/s ごとに 1 Gb/s まで	2 0 0. 0メガビット／秒から1 0 0. 0メガビット／秒ごとに1. 0ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの									
備 考 1 第34条（契約者回線多重の提供）に規定する契約者回線多重に係る契約者回線を使用するものは提供しません。 2 第2種IPデータ契約者は、第32条（品目等の変更）の規定にかかわらず、ATM型への品目等の変更を請求することはできません。										
(2) 細目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、通信、保守又は設備の態様による細目を定めます。									
	ア イーサネット型には、次の通信又は設備の態様による細目があります。									
	(ア) 通信の態様による細目									
	<table><tr><th>区 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>1 0 Mイーサネット</td><td>ユーザ・網インタフェースが1 0 B A S E - Tのもの</td></tr><tr><td>1 0 0 Mイーサネット</td><td>ユーザ・網インタフェースが1 0 0 B A S E - T Xのもの</td></tr><tr><td>1 Gイーサネット</td><td>ユーザ・網インタフェースが1 0 0 0 B A S E - L X、1 0 0 0 B A S E - S X又は1 0 0 0 B A S E - Tのもの</td></tr></table>	区 別	内 容	1 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 B A S E - Tのもの	1 0 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 0 B A S E - T Xのもの	1 Gイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 0 0 B A S E - L X、1 0 0 0 B A S E - S X又は1 0 0 0 B A S E - Tのもの	
	区 別	内 容								
	1 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 B A S E - Tのもの								
	1 0 0 Mイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 0 B A S E - T Xのもの								
	1 Gイーサネット	ユーザ・網インタフェースが1 0 0 0 B A S E - L X、1 0 0 0 B A S E - S X又は1 0 0 0 B A S E - Tのもの								
	備 考 1 1 0 Mイーサネットのものについては、0. 5 Mb/s、1 Mb/s から 1 Mb/s までごとに 1 0 Mb/s までの品目に限り提供します。 2 1 0 0 Mイーサネットのものについては、1 0 Mb/s から 1 0 Mb/s までごとに 1 0 0 Mb/s までの品目に限り提供します。 3 1 Gイーサネットのものについては、2 0 0 Mb/s から 1 0 0 Mb/s までごとに 1 Gb/s までの品目に限り提供します。									
	(イ) 設備の態様による細目 1									
<table><tr><th>区 別</th><th>内 容</th></tr></table>	区 別	内 容								
区 別	内 容									

	一般型 (商品名：ダイレクトアクセス／指定センター端末)	特定契約者回線型以外のもの
	特定契約者回線型 (商品名：データセンターアクセス)	契約者回線が、当社が別に定める建物内の第2種IPデータ契約者が指定した場所で終端するもの
	備考 1 一般型に係るものは、ユーザ・網インタフェースが1000BASE-Tのものは提供しません。 2 特定契約者回線型に係るものは、10Mb/s、30Mb/s及び100Mb/sから100Mb/sまでごとに1Gb/sまでの品目に限り提供します。 3 第2種IPデータ契約者は、第32条（品目等の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目1の変更の請求はできません。 4 特定契約者回線型に係る契約者回線使用料は、2（料金額）(1)に規定する基本料に含みます。	
	(ウ) 設備の態様による細目2	
	区 別	内 容
(3) 第2種IPデータサービスに係るプラン	通常クラス	準通常クラス以外のもの
	準通常クラス	契約者回線において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、概ねその品目に係る符号伝送速度による通信を行うことができるもの
	備考 設備の態様による細目2の別は、特定契約者回線型のものにあります。	
	ア 第2種IPデータサービスには、次のプランがあります。	
	区 分	内 容
	プラン1	契約者回線群に係る料金を併せて1の料金を設定するもの
	プラン2	この類に規定する契約者回線等に関する料金のほか、契約者回線群について、第2類（契約者回線群使用料）に規定する契約者回線群使用料を加算するもの
	備考 プラン2に係るものは、イーサネット型（1Gイーサネットのもの及び特定契約者回線型のものに限りません。）のものには提供しません。	
	イ 第48条（契約者回線群の設定）の規定にかかわらず、当社は、第2種IPデータ契約者にプラン（（第1（第1種IPデータサービスに係るもの）1(4)アに規定するプランを含みます。）ごとに1の契約者回線群を指定していただきます。 ただし、当該契約者回線群に係る全ての契約者回線等のプランを変更する場合であって、そのプランの変更を同一の日に行わないときは、この限りではありません。	
	ウ IPルーティング網接続専用相当回線、光伝送相当回線、IP通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を使用する第1種IPデータサービス並びに特定契約者回線型に係る第2種IPデータサービスに係るものについては、イの規定は適用しません。	
(4) 削除	エ 第2種IPデータ契約者は、アに規定するプランの変更の請求をすることができます。	
	オ 当社は、エの請求があったときは、第30条（第2種IPデータ契約申込の承諾）並びにイ及びウの規定に準じて取り扱います。	
	削除	
(5) 契約者回線多重を利用している場合の料金の適用	ア 契約者回線多重を利用している場合の2（料金額）(1)ア又はイに規定する「加算料」は、同一の契約者回線多重を利用する契約者回線について、1の契約者回線を除く他の契約者回線については、支払いを要しません。	
	イ 契約者回線多重を利用している場合の契約者回線の区域外線路の加算額は、同一の契約者回線多重を利用する契約者回線について、1の契約者回線を除く他の契約者回線については、支払いを要しません。	

(6) 長期継続利用に係る料金の適用	ア 当社は、第2種IPデータ契約者から、そのIPデータ契約に係る第2種IPデータサービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における合算接続基本料又は接続基本料（基本料に限るものとし、この表の(3)までの適用による場合は、適用した後の合算接続基本料又は接続基本料とします。以下この欄において「合算接続基本料等」といいます。）については、同表に規定する額を減額して適用します。									
	<table><tr><td>区 分</td><td>継続して利用する期間</td><td>減額する合算接続基本料等（月額）</td></tr><tr><td>基本期間</td><td>36 か月</td><td>合算接続基本料等の額に 0.07 を乗じて得た額</td></tr></table>	区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）	基本期間	36 か月	合算接続基本料等の額に 0.07 を乗じて得た額			
	区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）							
	基本期間	36 か月	合算接続基本料等の額に 0.07 を乗じて得た額							
	イ 長期継続利用に係る第2種IPデータ契約者は、アに規定する基本期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、基本期間の満了日の10日前までに、その継続利用を、当社に申し出ていただきます。									
ウ イの申出があった場合には、その期間における合算接続基本料等については、次表に規定する額を減額して適用します。										
<table><tr><td>区 分</td><td>継続して利用する期間</td><td>減額する合算接続基本料等（月額）</td></tr><tr><td rowspan="3">継続期間</td><td>(ア) 基本期間経過後 12 か月</td><td>合算接続基本料等の額に 0.09 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) (ア)の期間経過後 12 か月</td><td>合算接続基本料等の額に 0.10 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ウ) (イ)の期間経過後</td><td>合算接続基本料等の額に 0.11 を乗じて得た額</td></tr></table>	区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）	継続期間	(ア) 基本期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.09 を乗じて得た額	(イ) (ア)の期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.10 を乗じて得た額	(ウ) (イ)の期間経過後	合算接続基本料等の額に 0.11 を乗じて得た額
区 分	継続して利用する期間	減額する合算接続基本料等（月額）								
継続期間	(ア) 基本期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.09 を乗じて得た額								
	(イ) (ア)の期間経過後 12 か月	合算接続基本料等の額に 0.10 を乗じて得た額								
	(ウ) (イ)の期間経過後	合算接続基本料等の額に 0.11 を乗じて得た額								
エ 長期継続利用に係る第2種IPデータ契約者は、長期継続利用期間（ウの表の(ウ)の期間を除きます。）の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の合算接続基本料等に 0.35 を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。										
オ 長期継続利用に係る料金の適用その他の取扱いについては、第1（第1種IPデータサービスに係るもの）1の表の(7)のイ、オ、カ及びキの規定に準ずるものとします。										
(7) 削除	削除									
(8) 削除	削除									
(9) 最低利用期間に係る料金の適用	ア 第2種IPデータサービスについては、(6)に規定する長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。									
	イ アに規定する最低利用期間は、第2種IPデータサービスを提供した日から起算して1年間とします。									
	ただし、契約移行の場合はこの限りではありません。									
	ウ 第2種IPデータ契約者は、最低利用期間内に第2種IPデータ契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「基本額」（合算接続基本料、接続基本料及び加算額に限りです。）の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。									
	エ 第2種IPデータ契約者は、最低利用期間内にIPデータサービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（合算接続基本料、接続基本料及び加算額に限りです。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。									
ただし、その品目等の変更と同時に(3)欄に規定するプランの変更を行うときは、この限りではありません。										
オ エの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はIPデータ契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算して行います。										
(10) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、第2種IPデータ契約者（プラン1に係るもの）に限り、以下(12)欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第2種IPデータサービス（プラン1に係るもの）に限り、以下(12)欄までにおいて同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、当社がそのことを知った時刻から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その契約に係る合算接続基本料									

	(加算料を除きます。以下(12)欄までにおいて同じとします。)の額(その契約が特定契約者回線型に係るものであるときは、その契約に係る合算接続基本料に2分の1を乗じて得た額とします。以下(12)欄までにおいて同じとします。)を第2種IPデータ契約者に返還します。 ただし、その状態が生じた場合に、その第2種IPデータサービスが利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときは、この限りではありません。 イ アの規定による場合の返還する料金額は、その契約に係る合算接続基本料の額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額(以下「故障返還料金額」といいます。)とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以上6時間未満</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>6時間以上72時間未満</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>72時間以上</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> ウ アの規定による場合は、当社は、第69条(定額利用料の支払義務)第4項第3号の表の1欄の規定(合算接続基本料に係るものに限りません。)は適用しません エ アに規定する状態が発生した後、その料金月にその契約者回線等の品目等又はプランの変更があった場合は、当社は、その変更前の契約者回線等の品目等又はプランにより、故障返還料金額を算出します。 オ アに規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。 カ オまでの規定にかかわらず、オまでの適用により返還する料金額は、返還上限額(当該料金月のその契約者回線等に係る合算接続基本料の額をいいます。以下(12)欄までにおいて同じとします。)を上限とします。	アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1時間以上6時間未満	15%	6時間以上72時間未満	60%	72時間以上	100%
アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率								
1時間以上6時間未満	15%								
6時間以上72時間未満	60%								
72時間以上	100%								
(11) サービス品質 (網内平均遅延時間)に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定した網内遅延時間(その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。)の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、当該料金月のその契約者回線等に係る合算接続基本料の額に10分の1を乗じて得た額(以下「網内平均遅延時間返還料金額」といいます。)を第2種IPデータ契約者に返還します。 ただし、その第2種IPデータサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。 イ この欄又は(10)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額及び網内平均遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。								
(12) サービス品質 (稼働率)に係る料金の適用	ア 当社は、次の算式により算出した稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月における第2種IPデータサービスの合算接続基本料の額に10分の1を乗じて得た額(以下、「稼働率返還料金額」といいます。)を、第2種IPデータ契約者に返還します。ただし、その第2種IPデータサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。 $\text{稼働率 (\%)} = 1 - \left(\frac{\text{IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線について、当該料金月に利用できなかった総時間 (当社が別に定める提供区間が利用できないことに起因する場合に限りません。)}}{\text{IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線の数} \times \text{当該料金月の利用可能総時間}} \right) \times 100$ ただし、IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線とは、当社が提供する全ての第1種IPデータ契約に係る接続契約者回線(IP通信網相当回線に係るものを除きます。)及び全ての第2種IPデータ契約に係る契約者回線とします。 イ この欄、(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額、網内平均遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。								

(13) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	契約者回線の終端が加入区域にない場合の加算額は、その契約者回線の終端が収容されている収容 I P データサービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱までの区域外線路について適用します。
(14) 端末設備に係る料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る料金額を適用します。

2 料金額

(1) 基本額

ア 合算接続基本料

(ア) プラン 1

a ATM型

(a) 基本料

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5 Mb/s	7 9, 0 0 0 円 (税込 8 6, 9 0 0 円)
1 Mb/s	1 1 6, 0 0 0 円 (税込 1 2 7, 6 0 0 円)
2 Mb/s	1 6 9, 0 0 0 円 (税込 1 8 5, 9 0 0 円)
3 Mb/s	2 1 9, 0 0 0 円 (税込 2 4 0, 9 0 0 円)
4 Mb/s	2 6 5, 0 0 0 円 (税込 2 9 1, 5 0 0 円)
5 Mb/s	3 1 4, 0 0 0 円 (税込 3 4 5, 4 0 0 円)
6 Mb/s	3 5 8, 0 0 0 円 (税込 3 9 3, 8 0 0 円)
7 Mb/s	4 0 2, 0 0 0 円 (税込 4 4 2, 2 0 0 円)
8 Mb/s	4 4 7, 0 0 0 円 (税込 4 9 1, 7 0 0 円)
9 Mb/s	4 9 1, 0 0 0 円 (税込 5 4 0, 1 0 0 円)
1 0 Mb/s	5 3 6, 0 0 0 円 (税込 5 8 9, 6 0 0 円)
1 1 Mb/s	5 5 6, 0 0 0 円 (税込 6 1 1, 6 0 0 円)
1 2 Mb/s	5 7 6, 0 0 0 円 (税込 6 3 3, 6 0 0 円)
1 3 Mb/s	5 9 6, 0 0 0 円 (税込 6 5 5, 6 0 0 円)
1 4 Mb/s	6 1 6, 0 0 0 円 (税込 6 7 7, 6 0 0 円)
1 5 Mb/s	6 3 6, 0 0 0 円 (税込 6 9 9, 6 0 0 円)
1 6 Mb/s	6 5 6, 0 0 0 円 (税込 7 2 1, 6 0 0 円)
1 7 Mb/s	6 7 6, 0 0 0 円 (税込 7 4 3, 6 0 0 円)
1 8 Mb/s	6 9 6, 0 0 0 円 (税込 7 6 5, 6 0 0 円)
1 9 Mb/s	7 1 6, 0 0 0 円 (税込 7 8 7, 6 0 0 円)
2 0 Mb/s	7 3 6, 0 0 0 円 (税込 8 0 9, 6 0 0 円)
2 1 Mb/s	7 5 6, 0 0 0 円 (税込 8 3 1, 6 0 0 円)
2 2 Mb/s	7 7 6, 0 0 0 円 (税込 8 5 3, 6 0 0 円)
2 3 Mb/s	7 9 6, 0 0 0 円 (税込 8 7 5, 6 0 0 円)
2 4 Mb/s	8 1 6, 0 0 0 円 (税込 8 9 7, 6 0 0 円)
2 5 Mb/s	8 3 6, 0 0 0 円 (税込 9 1 9, 6 0 0 円)
2 6 Mb/s	8 5 6, 0 0 0 円 (税込 9 4 1, 6 0 0 円)
2 7 Mb/s	8 7 6, 0 0 0 円 (税込 9 6 3, 6 0 0 円)
2 8 Mb/s	8 9 6, 0 0 0 円 (税込 9 8 5, 6 0 0 円)
2 9 Mb/s	9 1 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 0 7, 6 0 0 円)
3 0 Mb/s	9 3 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 2 9, 6 0 0 円)
3 1 Mb/s	9 5 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 5 1, 6 0 0 円)
3 2 Mb/s	9 7 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 7 3, 6 0 0 円)
3 3 Mb/s	9 9 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 9 5, 6 0 0 円)
3 4 Mb/s	1, 0 1 6, 0 0 0 円 (税込 1, 1 1 7, 6 0 0 円)
3 5 Mb/s	1, 0 3 6, 0 0 0 円 (税込 1, 1 3 9, 6 0 0 円)
3 6 Mb/s	1, 0 5 6, 0 0 0 円 (税込 1, 1 6 1, 6 0 0 円)
3 7 Mb/s	1, 0 7 6, 0 0 0 円 (税込 1, 1 8 3, 6 0 0 円)
3 8 Mb/s	1, 0 9 6, 0 0 0 円 (税込 1, 2 0 5, 6 0 0 円)

3.9 Mb/s	1, 116, 000円 (税込1, 227, 600円)
4.0 Mb/s	1, 136, 000円 (税込1, 249, 600円)
4.1 Mb/s	1, 156, 000円 (税込1, 271, 600円)
4.2 Mb/s	1, 176, 000円 (税込1, 293, 600円)
4.3 Mb/s	1, 196, 000円 (税込1, 315, 600円)
4.4 Mb/s	1, 216, 000円 (税込1, 337, 600円)
4.5 Mb/s	1, 236, 000円 (税込1, 359, 600円)
4.6 Mb/s	1, 241, 000円 (税込1, 365, 100円)
4.7 Mb/s	1, 246, 000円 (税込1, 370, 600円)
4.8 Mb/s	1, 251, 000円 (税込1, 376, 100円)
4.9 Mb/s	1, 256, 000円 (税込1, 381, 600円)
5.0 Mb/s	1, 261, 000円 (税込1, 387, 100円)
5.0 Mb/sを超える6.0 Mb/sまでのもの	1, 262, 000円 (税込1, 388, 200円)
6.0 Mb/sを超える7.0 Mb/sまでのもの	1, 263, 000円 (税込1, 389, 300円)
7.0 Mb/sを超える8.0 Mb/sまでのもの	1, 264, 000円 (税込1, 390, 400円)
8.0 Mb/sを超える9.0 Mb/sまでのもの	1, 265, 000円 (税込1, 391, 500円)
9.0 Mb/sを超える10.0 Mb/sまでのもの	1, 266, 000円 (税込1, 392, 600円)
10.0 Mb/sを超える13.5 Mb/sまでのもの	1, 269, 000円 (税込1, 395, 900円)

(b) 加算料

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
契約者回線使用料	40, 000円 (税込44, 000円)

b イーサネット型

(a) 基本料

i 一般型

(i) 10Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5 Mb/s	40, 000円 (税込44, 000円)
1 Mb/s	49, 000円 (税込53, 900円)
2 Mb/s	60, 000円 (税込66, 000円)
3 Mb/s	75, 000円 (税込82, 500円)
4 Mb/s	93, 000円 (税込102, 300円)
5 Mb/s	112, 000円 (税込123, 200円)
6 Mb/s	143, 000円 (税込157, 300円)
7 Mb/s	160, 000円 (税込176, 000円)
8 Mb/s	177, 000円 (税込194, 700円)
9 Mb/s	194, 000円 (税込213, 400円)
10 Mb/s	210, 000円 (税込231, 000円)

(ii) 100Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10 Mb/s	277, 000円 (税込304, 700円)
20 Mb/s	343, 000円 (税込377, 300円)
30 Mb/s	409, 000円 (税込449, 900円)

4 0 Mb/s	4 7 5, 0 0 0 円 (税込 5 2 2, 5 0 0 円)
5 0 Mb/s	5 4 1, 0 0 0 円 (税込 5 9 5, 1 0 0 円)
6 0 Mb/s	6 0 7, 0 0 0 円 (税込 6 6 7, 7 0 0 円)
7 0 Mb/s	6 7 3, 0 0 0 円 (税込 7 4 0, 3 0 0 円)
8 0 Mb/s	7 3 9, 0 0 0 円 (税込 8 1 2, 9 0 0 円)
9 0 Mb/s	8 0 5, 0 0 0 円 (税込 8 8 5, 5 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	8 7 0, 0 0 0 円 (税込 9 5 7, 0 0 0 円)

(iii) 1 Gイーサネット

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2 0 0 Mb/s	1, 9 0 0, 0 0 0 円 (税込 2, 0 9 0, 0 0 0 円)
3 0 0 Mb/s	2, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込 2, 9 7 0, 0 0 0 円)
4 0 0 Mb/s	3, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込 3, 8 5 0, 0 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	4, 3 0 0, 0 0 0 円 (税込 4, 7 3 0, 0 0 0 円)
6 0 0 Mb/s	5, 1 0 0, 0 0 0 円 (税込 5, 6 1 0, 0 0 0 円)
7 0 0 Mb/s	5, 9 0 0, 0 0 0 円 (税込 6, 4 9 0, 0 0 0 円)
8 0 0 Mb/s	6, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込 7, 3 7 0, 0 0 0 円)
9 0 0 Mb/s	7, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込 8, 2 5 0, 0 0 0 円)
1 Gb/s	8, 2 0 0, 0 0 0 円 (税込 9, 0 2 0, 0 0 0 円)

ii 特定契約者回線型

(i) 通常クラス

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	2 2 1, 0 0 0 円 (税込 2 4 3, 1 0 0 円)
3 0 Mb/s	3 7 5, 5 0 0 円 (税込 4 1 3, 0 5 0 円)
1 0 0 Mb/s	7 3 6, 0 0 0 円 (税込 8 0 9, 6 0 0 円)
2 0 0 Mb/s	1, 6 2 0, 0 0 0 円 (税込 1, 7 8 2, 0 0 0 円)
3 0 0 Mb/s	2, 2 9 5, 0 0 0 円 (税込 2, 5 2 4, 5 0 0 円)
4 0 0 Mb/s	2, 9 7 0, 0 0 0 円 (税込 3, 2 6 7, 0 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	3, 6 4 5, 0 0 0 円 (税込 4, 0 0 9, 5 0 0 円)
6 0 0 Mb/s	4, 0 5 8, 0 0 0 円 (税込 4, 4 6 3, 8 0 0 円)
7 0 0 Mb/s	4, 4 7 1, 0 0 0 円 (税込 4, 9 1 8, 1 0 0 円)
8 0 0 Mb/s	4, 8 8 4, 0 0 0 円 (税込 5, 3 7 2, 4 0 0 円)
9 0 0 Mb/s	5, 2 9 7, 0 0 0 円 (税込 5, 8 2 6, 7 0 0 円)
1 Gb/s	5, 7 1 0, 0 0 0 円 (税込 6, 2 8 1, 0 0 0 円)

(ii) 準通常クラス

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	1 5 6, 0 0 0 円 (税込 1 7 1, 6 0 0 円)
3 0 Mb/s	2 3 6, 0 0 0 円 (税込 2 5 9, 6 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	3 9 6, 0 0 0 円 (税込 4 3 5, 6 0 0 円)
2 0 0 Mb/s	6 3 0, 0 0 0 円 (税込 6 9 3, 0 0 0 円)
3 0 0 Mb/s	8 2 0, 0 0 0 円 (税込 9 0 2, 0 0 0 円)
4 0 0 Mb/s	1, 0 1 1, 0 0 0 円 (税込 1, 1 1 2, 1 0 0 円)
5 0 0 Mb/s	1, 2 0 3, 0 0 0 円 (税込 1, 3 2 3, 3 0 0 円)
6 0 0 Mb/s	1, 3 9 4, 0 0 0 円 (税込 1, 5 3 3, 4 0 0 円)
7 0 0 Mb/s	1, 5 8 6, 0 0 0 円 (税込 1, 7 4 4, 6 0 0 円)
8 0 0 Mb/s	1, 7 7 7, 0 0 0 円 (税込 1, 9 5 4, 7 0 0 円)
9 0 0 Mb/s	1, 9 6 9, 0 0 0 円 (税込 2, 1 6 5, 9 0 0 円)
1 Gb/s	2, 1 6 0, 0 0 0 円 (税込 2, 3 7 6, 0 0 0 円)

(b) 加算料
i 一般型

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
契約者回線使用料	40,000円 (税込44,000円)
備 考 取扱所交換設備に収容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、当社が別に算定する額を支払っていただきます。	

イ 接続基本料
(ア) プラン2
a ATM型
(a) 基本料

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	品 目	料金額 (月額)
0.5 Mb/s	55,000円 (税込60,500円)	31 Mb/s	724,000円 (税込796,400円)
1 Mb/s	80,000円 (税込88,000円)	32 Mb/s	738,000円 (税込811,800円)
2 Mb/s	110,000円 (税込121,000円)	33 Mb/s	753,000円 (税込828,300円)
3 Mb/s	150,000円 (税込165,000円)	34 Mb/s	768,000円 (税込844,800円)
4 Mb/s	186,000円 (税込204,600円)	35 Mb/s	783,000円 (税込861,300円)
5 Mb/s	229,000円 (税込251,900円)	36 Mb/s	799,000円 (税込878,900円)
6 Mb/s	261,000円 (税込287,100円)	37 Mb/s	815,000円 (税込896,500円)
7 Mb/s	294,000円 (税込323,400円)	38 Mb/s	832,000円 (税込915,200円)
8 Mb/s	328,000円 (税込360,800円)	39 Mb/s	849,000円 (税込933,900円)
9 Mb/s	362,000円 (税込398,200円)	40 Mb/s	866,000円 (税込952,600円)
10 Mb/s	396,000円 (税込435,600円)	41 Mb/s	879,000円 (税込966,900円)
11 Mb/s	410,000円 (税込451,000円)	42 Mb/s	893,000円 (税込982,300円)
12 Mb/s	424,000円 (税込466,400円)	43 Mb/s	907,000円 (税込997,700円)
13 Mb/s	439,000円 (税込482,900円)	44 Mb/s	921,000円 (税込1,013,100円)
14 Mb/s	454,000円 (税込499,400円)	45 Mb/s	935,000円 (税込1,028,500円)
15 Mb/s	470,000円 (税込517,000円)	46 Mb/s	940,000円 (税込1,034,000円)
16 Mb/s	486,000円 (税込534,600円)	47 Mb/s	945,000円 (税込1,039,500円)

1 7 Mb/s	5 0 2, 0 0 0 円 (税込 5 5 2, 2 0 0 円)	4 8 Mb/s	9 5 0, 0 0 0 円 (税込 1, 0 4 5, 0 0 0 円)
1 8 Mb/s	5 1 9, 0 0 0 円 (税込 5 7 0, 9 0 0 円)	4 9 Mb/s	9 5 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 5 1, 6 0 0 円)
1 9 Mb/s	5 3 6, 0 0 0 円 (税込 5 8 9, 6 0 0 円)	5 0 Mb/s	9 6 2, 0 0 0 円 (税込 1, 0 5 8, 2 0 0 円)
2 0 Mb/s	5 5 3, 0 0 0 円 (税込 6 0 8, 3 0 0 円)	5 0 Mb/s を超える 6 0 Mb/s までのもの	9 6 3, 0 0 0 円 (税込 1, 0 5 9, 3 0 0 円)
2 1 Mb/s	5 6 7, 0 0 0 円 (税込 6 2 3, 7 0 0 円)		
2 2 Mb/s	5 8 1, 0 0 0 円 (税込 6 3 9, 1 0 0 円)	6 0 Mb/s を超える 7 0 Mb/s までのもの	9 6 4, 0 0 0 円 (税込 1, 0 6 0, 4 0 0 円)
2 3 Mb/s	5 9 6, 0 0 0 円 (税込 6 5 5, 6 0 0 円)		
2 4 Mb/s	6 1 1, 0 0 0 円 (税込 6 7 2, 1 0 0 円)	7 0 Mb/s を超える 8 0 Mb/s までのもの	9 6 5, 0 0 0 円 (税込 1, 0 6 1, 5 0 0 円)
2 5 Mb/s	6 2 7, 0 0 0 円 (税込 6 8 9, 7 0 0 円)		
2 6 Mb/s	6 4 3, 0 0 0 円 (税込 7 0 7, 3 0 0 円)	8 0 Mb/s を超える 9 0 Mb/s までのもの	9 6 6, 0 0 0 円 (税込 1, 0 6 2, 6 0 0 円)
2 7 Mb/s	6 5 9, 0 0 0 円 (税込 7 2 4, 9 0 0 円)		
2 8 Mb/s	6 7 6, 0 0 0 円 (税込 7 4 3, 6 0 0 円)	9 0 Mb/s を超える 1 0 0 Mb/s までのもの	9 6 7, 0 0 0 円 (税込 1, 0 6 3, 7 0 0 円)
2 9 Mb/s	6 9 3, 0 0 0 円 (税込 7 6 2, 3 0 0 円)		
3 0 Mb/s	7 1 0, 0 0 0 円 (税込 7 8 1, 0 0 0 円)	1 0 0 Mb/s を超える 1 3 5 Mb/s までのもの	9 7 0, 0 0 0 円 (税込 1, 0 6 7, 0 0 0 円)

(b) 加算料

ア(ア) a (b)に規定する料金額と同額

b イーサネット型

(a) 基本料

i 一般型

(i) 1 0 Mイーサネット

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5 Mb/s	4 4, 0 0 0 円 (税込 4 8, 4 0 0 円)
1 Mb/s	5 8, 0 0 0 円 (税込 6 3, 8 0 0 円)
2 Mb/s	7 5, 0 0 0 円 (税込 8 2, 5 0 0 円)
3 Mb/s	9 2, 0 0 0 円 (税込 1 0 1, 2 0 0 円)
4 Mb/s	1 0 9, 0 0 0 円 (税込 1 1 9, 9 0 0 円)
5 Mb/s	1 2 6, 0 0 0 円 (税込 1 3 8, 6 0 0 円)
6 Mb/s	1 4 3, 0 0 0 円 (税込 1 5 7, 3 0 0 円)
7 Mb/s	1 6 0, 0 0 0 円 (税込 1 7 6, 0 0 0 円)
8 Mb/s	1 7 7, 0 0 0 円 (税込 1 9 4, 7 0 0 円)
9 Mb/s	1 9 4, 0 0 0 円 (税込 2 1 3, 4 0 0 円)
1 0 Mb/s	2 1 1, 0 0 0 円 (税込 2 3 2, 1 0 0 円)

(ii) 1 0 0 Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	2 7 7 , 0 0 0 円 (税込 3 0 4 , 7 0 0 円)
2 0 Mb/s	3 4 3 , 0 0 0 円 (税込 3 7 7 , 3 0 0 円)
3 0 Mb/s	4 0 9 , 0 0 0 円 (税込 4 4 9 , 9 0 0 円)
4 0 Mb/s	4 7 5 , 0 0 0 円 (税込 5 2 2 , 5 0 0 円)
5 0 Mb/s	5 4 1 , 0 0 0 円 (税込 5 9 5 , 1 0 0 円)
6 0 Mb/s	6 0 7 , 0 0 0 円 (税込 6 6 7 , 7 0 0 円)
7 0 Mb/s	6 7 3 , 0 0 0 円 (税込 7 4 0 , 3 0 0 円)
8 0 Mb/s	7 3 9 , 0 0 0 円 (税込 8 1 2 , 9 0 0 円)
9 0 Mb/s	8 0 5 , 0 0 0 円 (税込 8 8 5 , 5 0 0 円)
1 0 0 Mb/s	8 7 0 , 0 0 0 円 (税込 9 5 7 , 0 0 0 円)

(b) 加算料

ア(7) b (b)に規定する料金額と同額

ウ 通信料

1のチャンネルごとに

区 分	単 位	料金額
通信料	1の通信につき通信時間 60 秒まで ごとに	1 0 円 (税込 1 1 円)

(2) 加算額

ア 区域外線路使用料

1の区域外線路ごとに

種 別	料金額 (月額)
(7) A T M型に係るもの	当社が別に算定する額
(イ) イーサネット型に係るもの	当社が別に算定する額

イ 端末設備使用料

種 別	区 分	単 位	料 金 額
(7) 回線接続装置 ：取扱局伝送設備との間で信号の送受信及び変換の機能を有するもの	a A T M型 に係るもの	(a) 回線接続装置Ⅲ型の場合	① メタルケーブルのもの
			② 光ケーブルのもの
			(b) 回線接続装置Ⅳ型の場合
			(c) 回線接続装置Ⅴ型の場合
			(d) 回線接続装置Ⅵ型の場合
			(e) 回線接続装置Ⅶ型の場合
(イ) 回線終端装置	a イーサ ネット型 に係るもの	(a) 回線終端装置Ⅰ型の場合	1台ごとに
		(b) 回線終端装置Ⅱ型の場合	1台ごとに

- 第 3 削除
- 第 4 削除
- 第 5 削除

第2類 契約者回線群使用料

第1 適用

契約者回線群に係る料金の適用については、第69条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用									
1 契約者回線群に係る料金の適用	当社は、プラン2に係る第1種IPデータ契約又はプラン2に係る第2種IPデータ契約に係る契約者回線等により構成される契約者回線群について、契約者回線群使用料を適用します。								
2 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。 <table border="1"> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>5 1 2Kb/s</td><td>合計回線品目が5 1 2キロビット／秒までのもの</td></tr> <tr> <td>1 Mb/s</td><td>合計回線品目が5 1 2キロビット／秒を超える1メガビット／秒までのもの</td></tr> <tr> <td>1 Mb/s を超える1 Mb/s</td><td>合計回線品目が1メガビット／秒までのものに、1メガビット／秒を超える1メガビット／秒ごとに、1メガビット／秒の速度の値を加算したものごと</td></tr> </table> 備 考 合計回線品目とは、第2類において、その契約者回線群に所属する契約者回線等（プラン2に係る第1種IPデータ契約及びプラン2に係る第2種IPデータ契約に係るものに限り、第3類（付加機能使用料等）に規定するエクストラネット機能の相手先となるもの及び論理チャネル多重機能に関する相互に通信を行う相手先であって異なる契約者回線群に所属する契約者回線等に係るものを除きます。）の品目（第1種IPデータサービスに係るものについては、接続契約者回線（IP通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線に係るものを除きます。）の品目とします。）の値の合計値をいいます。	品 目	内 容	5 1 2Kb/s	合計回線品目が5 1 2キロビット／秒までのもの	1 Mb/s	合計回線品目が5 1 2キロビット／秒を超える1メガビット／秒までのもの	1 Mb/s を超える1 Mb/s	合計回線品目が1メガビット／秒までのものに、1メガビット／秒を超える1メガビット／秒ごとに、1メガビット／秒の速度の値を加算したものごと
品 目	内 容								
5 1 2Kb/s	合計回線品目が5 1 2キロビット／秒までのもの								
1 Mb/s	合計回線品目が5 1 2キロビット／秒を超える1メガビット／秒までのもの								
1 Mb/s を超える1 Mb/s	合計回線品目が1メガビット／秒までのものに、1メガビット／秒を超える1メガビット／秒ごとに、1メガビット／秒の速度の値を加算したものごと								
3 サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	(1) 当社は、当社が別に定める提供区間において、IPデータ契約者（プラン2に係る第1種IPデータ契約者又はプラン2に係る第2種IPデータ契約者に限ります。以下5欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、そのIPデータサービス（プラン2に係る第1種IPデータサービス又はプラン2に係る第2種IPデータサービスに限ります。以下5欄までにおいて同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、当社がそのことを知った時刻から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その契約に係る契約者回線群使用料の額（利用ができなかった契約者回線等（その契約者回線群に所属するものに限ります。）のそれぞれについて、1の契約者回線群に当該契約者回線等のみ所属する場合に適用となる契約者回線群使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）を返還します。 ただし、その状態が生じた場合に、そのIPデータサービスが利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときは、この限りではありません。 (2) (1)の規定による場合の返還する料金額は、その契約に係る契約者回線群使用料の額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障返還料金額」といいます。）とします。 <table border="1"> <tr> <th>(1)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th><th>料金返還率</th></tr> <tr> <td>1時間以上6時間未満</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>6時間以上</td><td>100%</td></tr> </table> (3) (1)の規定による場合は、当社は、第69条（定額利用料の支払義務）第4項第3号の表の1欄の規定（契約者回線群使用料に係るものに限ります。）は適用しません。 (4) (1)に規定する状態が発生した後、その料金月にその契約者回線等の品目の変更があった場合は、当社は、その変更前の契約者回線等の品目により、故障返還料金額を算出します。 (5) (1)に規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。	(1)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1時間以上6時間未満	20%	6時間以上	100%		
(1)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率								
1時間以上6時間未満	20%								
6時間以上	100%								

	(6) (5)までの規定にかかわらず、(5)までの適用により返還する料金額は、返還上限額（当該料金月のその契約者回線群に係る契約者回線群使用料の額をいいます。以下5欄までにおいて同じとします。）を上限とします。
4 サービス品質 （網内平均遅延時間）に係る料金の適用	(1) 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定した網内遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、当該料金月のその契約者回線群に係る契約者回線群使用料の額に10分の1を乗じて得た額（以下「網内平均遅延時間返還料金額」といいます。）を返還します。 ただし、そのIPデータサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。 (2) この欄又は3欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額及び網内平均遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。
5 サービス品質 （稼働率）に係る料金の適用	(1) 当社は、次の算式により算出した稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月におけるIPデータサービスの契約者回線群使用料の額に10分の1を乗じて得た額（以下、「稼働率返還料金額」といいます。）を、IPデータ契約者に返還します。 ただし、そのIPデータサービスが利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときは、この限りではありません。 $\text{稼働率 (\%)} = 1 - \frac{\text{IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線について、当該料金月に利用できなかった総時間（当社が別に定める提供区間が利用できないことに起因する場合に限ります。）}}{\text{IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線の数} \times \text{当該料金月の利用可能総時間}} \times 100$ ただし、IPデータサービスに係る全ての接続契約者回線及び契約者回線とは、当社が提供する全ての第1種IPデータ契約に係る接続契約者回線（IP通信網相当回線及び特定接続回線に係るものを除きます。）及び全ての第2種IPデータ契約に係る契約者回線とします。 (2) この欄、3欄又は4欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、当社は、故障返還料金額、網内平均遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。

第2 料金額

1 契約者回線群使用料

1 の契約者回線群ごとに

品 目	料金額 (月額)
5 1 2 Kb/s	3 5, 0 0 0 円 (税込 3 8, 5 0 0 円)
1 Mb/s	5 0, 0 0 0 円 (税込 5 5, 0 0 0 円)
2 Mb/s	8 0, 0 0 0 円 (税込 8 8, 0 0 0 円)
3 Mb/s	1 1 0, 0 0 0 円 (税込 1 2 1, 0 0 0 円)
4 Mb/s	1 4 0, 0 0 0 円 (税込 1 5 4, 0 0 0 円)
5 Mb/s	1 7 0, 0 0 0 円 (税込 1 8 7, 0 0 0 円)
6 Mb/s	2 0 0, 0 0 0 円 (税込 2 2 0, 0 0 0 円)
7 Mb/s	2 3 0, 0 0 0 円 (税込 2 5 3, 0 0 0 円)
8 Mb/s	2 6 0, 0 0 0 円 (税込 2 8 6, 0 0 0 円)
9 Mb/s	2 9 0, 0 0 0 円 (税込 3 1 9, 0 0 0 円)
1 0 Mb/s	3 2 0, 0 0 0 円 (税込 3 5 2, 0 0 0 円)
1 1 Mb/s	3 5 0, 0 0 0 円 (税込 3 8 5, 0 0 0 円)
1 2 Mb/s	3 8 0, 0 0 0 円 (税込 4 1 8, 0 0 0 円)
1 3 Mb/s	4 1 0, 0 0 0 円 (税込 4 5 1, 0 0 0 円)
1 4 Mb/s	4 4 0, 0 0 0 円 (税込 4 8 4, 0 0 0 円)
1 5 Mb/s	4 7 0, 0 0 0 円 (税込 5 1 7, 0 0 0 円)
1 5 Mb/s を超える 5 6 Mb/s までのもの	その合計回線品目を 1 5 Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、1 5 Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 1 0, 0 0 0 円 (税込 1 1, 0 0 0 円) を加算した額
5 7 Mb/s	8 8 5, 0 0 0 円 (税込 9 7 3, 5 0 0 円)
5 7 Mb/s を超えるもの	その合計回線品目を 5 7 Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、5 7 Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 5, 0 0 0 円 (税込 5, 5 0 0 円) を加算した額

第3類 付加機能使用料等

第1 適用

付加機能使用料の適用については、第69条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求したIPデータ契約者は、第2（付加機能の種類）に定めるところにより付加機能を利用することができます。

第2 付加機能の種類

区 分		単 位	料金額（月額）
(1) エクストラネット機能	異なる契約者回線群に所属する契約者回線等（IPデータ契約者があらかじめ指定した契約者回線等（IP通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線に係るものを除きます。以下(1)において同じとします。）に限り、）と相互に通信を行う機能をいいます。 （商品名：エクストラネット）	1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）ごとに	1,000円 （税込1,100円）
備 考			
1 当社は、1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）につき1の機能を提供します。			
2 相互に通信を行う契約者回線等は、エクストラネット機能の提供を受けているものに限り、ます。			
3 IPデータ契約者は、相互に通信を行う契約者回線等を指定していただきます。指定できる契約者回線等の数は、当社が別に定める数までとします。			
4 この機能を利用する契約者回線等については、第3条（用語の定義）25の規定にかかわらず、当該契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。			
5 この機能を利用して相互に通信を行うことのできる契約者回線等には、データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線等を含むものとします。この場合、2及び3において「契約者回線等」又は「エクストラネット機能」とあるのは、それぞれ当該契約約款に規定する「契約者回線等」又は「エクストラネット機能」と読み替えて適用します。			
(2) 削除	削除		
(3) 削除	削除		
(4) 優先度設定符号付与機能	契約者回線等（）から送信するIPパケットについて、IPデータ契約者があらかじめ指定した優先度に基づき伝送するための符号（英字又は数字の組合せであって、当社がIPデータ契約者に割り当てるものをいいます。以下「優先度設定符号」といいます。）を付与する機能をいいます。 （商品名：アクセスQoS（クラスセット））	アイ以外の場合	1の契約者回線等ごとに 3,000円 （税込3,300円）
		イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）ごとに 15,000円 （税込16,500円）

備考 1 当社は1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）につき1の優先度設定符号付与機能を提供します。 2 優先度設定符号付与機能を提供する契約者回線等は、第1種IPデータサービスに係る次の(1)若しくは(2)に規定する他社接続回線又は第2種IPデータサービスに係る次の(3)若しくは(4)に規定する契約者回線に限ります。 (1) イーサネット相当回線（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものに限りします。） (2) IPルーティング網接続専用相当回線 (3) ATM型に係る契約者回線 (4) イーサネット型に係る契約者回線						
(5) 指定帯域別通信量制限機能	IPデータ契約者があらかじめ指定した伝送帯域を介して送受される優先度設定符号の付与されたIPパケットについて、その通信量を制限する機能をいいます。 (商品名：アクセス QoS(ポリシング))	タイプ1	当該契約者回線等の終端から送信するIPパケットについて、その通信量を制限するもの	アイ以外の場合	1の契約者回線等ごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)
				アイイーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）ごとに	15,000 円 (税込 16,500 円)
		タイプ2	他の契約者回線等から当該契約者回線等が受信するIPパケットについて、その通信量を制限するもの	アイ以外の場合	1の契約者回線等ごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)
				アイイーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）ごとに	15,000 円 (税込 16,500 円)
備考 1 当社は1の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）につき、タイプの別に1の指定帯域別通信量制限機能を提供します。 2 指定帯域別通信量制限機能を提供する契約者回線等は、第1種IPデータサービスに係る次の(1)若しくは(2)に規定する他社接続回線又は第2種IPデータサービスに係る次の(3)若しくは(4)に規定する契約者回線に限ります。 (1) イーサネット相当回線（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものに限りします。） (2) IPルーティング網接続専用相当回線 (3) ATM型に係る契約者回線 (4) イーサネット型に係る契約者回線						

(6) 優先 受信機 能	優先度設定符号の付与された I P パケットを、その優先度に基づき 受信する機能をいいます。 (商品名：アクセス QoS(スケジュー リング))	ア イ以外の場合	1 の契約者回 線等ごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)
		イ イーサネット相当回線又は I P ルーティング網接続専用相 当回線を使用する第 1 種 I P デ ータサービス及びイーサネット 型に係る第 2 種 I P データサー ビスの場合	1 の契約者回 線等 (論理チャ ネル多重機 能の提供を受 けているとき は論理チャネ ルとしま す。) ごとに	15,000 円 (税込 16,500 円)
備 考 1 当社は 1 の契約者回線等 (論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとしま す。) につき 1 の優先受信機能を提供します。 2 優先受信機能を提供する契約者回線等は、第 1 種 I P データサービスに係る次の (1) 若しくは (2) に規定する他社接続回線又は第 2 種 I P データサービスに係る次の (3) 若しくは (4) に規定する契約 者回線に限ります。 (1) イーサネット相当回線 (別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。) (2) I P ルーティング網接続専用相当回線 (3) A T M 型に係る契約者回線 (4) イーサネット型に係る契約者回線				
(7) 優先 送信機 能	I P データ網から (9) に規定する特定サービス接続機能 I に係る特 定サービス (国際専用回線サービスに限ります。以下この欄におい て同じとします。) に関する電気通信回線設備への通信について、 優先度設定符号の付与された I P パケットを、その優先度に基づき 送信する機能をいいます。	特定サービ スに係る 1 の国際専用 回線ごとに	6,000 円 (税込 6,600 円)	
備 考 1 I P データ契約者 (その所属する契約者回線群の回線群代表者であって、特定サービス接続機能 I (特定サービスに係るものに限ります。) を利用しているものに限ります。) が優先送信機能の 利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第 1 (適用) 1 の規定にかかわらず、その所属する契 約者回線群に係る I P データ契約者は、優先送信機能を利用することができます。 2 国際専用回線とは、国際専用回線サービス契約約款に規定する国際専用回線をいいます。				
(8) 論理 チャネ ル多重 機能	1 の契約者回線等上において複数の論理チャネルを多重し、I P デ ータ契約者が論理チャネルごとにあらかじめ指定した契約者回線等 と相互に通信を行う機能をいいます。 (商品名：VLAN 多重/VP 多重/VC 多重)	1 の論理チャ ネルを除く他 の論理チャネ ルについて、 1 の論理チャ ネルごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)	
備 考 1 当社は、1 の契約者回線等につき、1 の論理チャネル多重機能を提供します。 2 論理チャネル多重機能を提供する契約者回線等は、第 1 種 I P データサービスに係る次の (1) 若し くは (2) に規定する他社接続回線又は第 2 種 I P データサービスに係る次の (3) 若しくは (4) に規定す る契約者回線に限ります。 (1) イーサネット相当回線 (2) I P ルーティング網接続専用相当回線				

	(3) A T M型に係る契約者回線 (4) イーサネット型に係る契約者回線 3 I Pデータ契約者は、相互に通信を行う契約者回線等を契約者回線群単位に指定していただきます。この場合において、異なる契約者回線群に所属する契約者回線等に係る I Pデータ契約者の承諾を得られる場合に限り、その異なる契約者回線群に係る契約者回線等を指定することができます。 4 1の契約者回線等上において多重化できる論理チャネルの数は、当社が別に定める数までとします。 5 2の(2)及び(4)に規定する契約者回線等において、この機能を利用して相互に通信を行うことのできる契約者回線等には、データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線等を含むものとします。この場合、3において「契約者回線等」、「契約者回線群」又は「契約者回線等に係る I Pデータ契約者」とあるのは、それぞれ当該契約約款に規定する「契約者回線等」、「契約者回線群」又は「契約者回線等に係るデータ通信網契約者」と読み替えて適用します。				
(9) 特定サービス接続機能 I	特定サービスに関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	ア 国際専用回線サービス契約約款に規定する国際専用回線サービスに係るもの	接続する国際専用回線サービスに係る品目が 2Mb/s までのもの	1の特定サービスごとに	30,000 円 (税込 33,000 円)
			接続する国際専用回線サービスに係る品目が 45Mb/s のもの		300,000 円 (税込 330,000 円)
			接続する国際専用回線サービスに係る品目が 150Mb/s のもの		1,000,000 円 (税込 1,100,000 円)
		イ ア以外の場合		1の特定サービスごとに	—
備 考 1 特定サービスは、国際専用回線サービス契約約款に規定する国際専用回線サービス、イーサネット通信網サービス契約約款に規定する第 5 種イーサネット通信網サービス、データホスティングサービス契約約款に規定する第 1 種データホスティングサービス若しくは第 5 種データホスティングサービス、国際 I Pデータサービス契約約款に規定する国際 I Pデータサービス又は別に定めるサービスとします。 2 この機能を利用する契約者回線群については、第 3 条（用語の定義）25 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。 3 I Pデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス接続機能 I の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第 1 （適用）1 の規定にかかわらず、その所属する契約者回線群に係る I Pデータ契約者は、特定サービス接続機能 I を利用することができます。 4 I Pデータ契約者は、相互に接続する特定サービスをあらかじめ指定していただきます。 5 イーサネット通信網サービス契約約款に規定する第 5 種イーサネット通信網サービスに係る特定サービス接続機能 I の料金は、第 5 種イーサネット通信網サービスに係る料金と併せて、イーサネット通信網サービス契約約款に定めるものとします。 6 データホスティングサービス契約約款に規定する第 1 種データホスティングサービスに係る特定サービス接続機能 I の料金は、第 1 種データホスティングサービスに係る料金と併せて、第 5 種データホスティングサービスに係る特定サービス接続機能 I の料金は、第 5 種データホスティングサービスに係る料金と併せて、データホスティングサービス契約約款に定めるものとします。					

	7 国際IPデータサービス契約約款に規定する国際IPデータサービスに係る特定サービス接続機能Ⅰの料金は、国際IPデータサービスに係る料金と併せて、国際IPデータサービス契約約款に定めるものとします。 8 別に定めるサービスに係る特定サービス接続機能Ⅰの料金は、当該サービスに係る料金と併せて、当該サービスに係る契約条項等に定めるものとします。 9 指定回線が所属する契約者回線群について、指定回線に係る部分については、1から8までの規定において、「契約者回線等」を「指定回線」に読み替えて適用するものとします。			
(10) 特定サービス接続機能Ⅱ	特定サービスに関する電気通信設備と接続する機能をいいます。 (商品名：Office 365 接続オプション)	IPデータ網から特定サービスへの通信に係るもの 特定サービスからIPデータ網への通信に係るもの	この機能で使用する1のグローバルIPアドレスごとに	200,000円 (税込220,000円) 50,000円 (税込55,000円)
	備 考 1 特定サービスは、Microsoft Corporation の別に定める電気通信サービスとします。 2 特定サービス接続機能Ⅱを提供する契約者回線等は、第1種IPデータサービスに係る特定他社サービス回線（タイプ2のものに限ります。）と接続する接続契約者回線に限ります。 3 この機能は、Microsoft Corporation の別に定める方式により接続するものとします。			
(11) 特定サービス接続機能Ⅲ	特定サービスに関する電気通信設備と接続する機能をいいます。 (商品名：Google Carrier Peering 接続オプション)	IPデータ網から特定サービスへの通信に係るもの 特定サービスからIPデータ網への通信に係るもの	この機能で使用する1のグローバルIPアドレスごとに	200,000円 (税込220,000円) 50,000円 (税込55,000円)
	備 考 1 特定サービスは、Google Inc. の別に定める電気通信サービスとします。 2 特定サービス接続機能Ⅲを提供する契約者回線等は、第1種IPデータサービスに係る特定他社サービス回線（タイプ4のものに限ります。）と接続する接続契約者回線に限ります。 3 この機能については、IPデータ契約者は、第53条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、利用の一時中断の請求はできません。			
(12) 特定回線群接続機能	特定回線群（データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。 (商品名：VPNエクステンション)		1の特定回線群ごとに	—
	備 考 1 この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）25の規定にかかわらず、1の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。 2 IPデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定回線群接続機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第1（適用）1の規定にかかわらず、その所属する契約者回線群に係るIPデータ契約者は、特定回線群接続機能を利用することができます。 3 前項の場合において、この機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者が相互に接続する特定回線群に係る回線群代表者（データ通信網サービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下「特定回線群代表者」といいます。）と異なる場合は、いずれかをこの機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者とし、それが特定回線群代表者であるときは、第48条（契約者回線群の設定）の規定にかかわらず、特定回線群代表者をこの機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者とみなして取り扱います。 4 IPデータ契約者は、相互に接続する特定回線群をあらかじめ指定していただきます。 5 当社は、IPデータ利用契約に基づき、この特定回線群接続機能を提供します。この場合、指定回線はこの特定回線群接続機能に係るデータ通信網契約又はイーサネット通信網契約に係る契約者回線等が所属する特定回線群とこの機能により接続している契約者回線群に所属するものとし、指定回線が所属する契約者回線群について、指定回線に係る部分については、1から4までの規定において、「契約者回線等」を「指定回線」に読み替えて適用するものとします。			

(13) 特定サービス利用機能	特定サービスを、I Pデータ網を介して利用可能とする機能をいいます。	1 の特定サービスごとに	—
	備 考 1 特定サービスは、別に定めるサービスとします。 2 この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）25 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。 3 I Pデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス利用機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第1（適用）1 の規定にかかわらず、その所属する契約者回線群に係るI Pデータ契約者は、特定サービス利用機能を利用することができます。 4 I Pデータ契約者は、利用する特定サービスをあらかじめ指定していただきます。 （注）1 に規定する別に定めるサービスは、P K Iプラットフォームサービス契約条項に規定するP K Iプラットフォームサービスとします。		
(14) 動的経路選択機能（B G P 4）	I Pパケットを伝送する場合において、当社が別に定める方法により、I Pパケットの動的な経路選択を行うことができるようにする機能をいいます。 （商品名：ルーティングプロトコル(BGP4)）		
	1 の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）について経路選択に係る経路数が100までのとき		0円
	1 の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）について経路選択に係る経路数が100を超える100までごとに		10,000円 （税込11,000円）
	備 考 1 当社は、1 の契約者回線等（論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。）につき1 の動的経路選択機能（B G P 4）を提供します。 2 動的経路選択機能（B G P 4）を提供する契約者回線等は、第1種I Pデータサービスに係る特定他社接続回線（I P通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を除きます。）又は第2種I Pデータサービスに係る契約者回線に限ります。 3 経路選択に係る経路数とは、動的な経路選択において契約者回線等の終端からI Pデータ網へ通知する経路数をいいます。 4 I Pデータ契約者は、経路選択に係る経路数を、100を単位として指定していただきます。 5 経路選択に係る経路数は、当社が別に定める数を上限とします。		

(15) 動的経路選択機能 (OSPF)	I P パケットを伝送する場合において、当社が別に定める方法により、I P パケットの動的な経路選択を行うことができるようにする機能をいいます。 (商品名：ルーティングプロトコル (OSPF))		1 の契約者回線 (論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。) ごとに	3, 000 円 (税込 3, 300 円)
	備 考 1 当社は、1 の契約者回線 (論理チャネル多重機能の提供を受けているときは論理チャネルとします。) につき 1 の動的経路選択機能 (OSPF) を提供します。 2 動的経路選択機能 (OSPF) を提供する契約者回線は、第 2 種 I P データサービスに係る契約者回線 (ATM 型に係る契約者回線に限ります。) に限ります。			
(16) マルチキャスト機能	マルチキャストグループ (I P データ契約者があらかじめ指定した契約者回線等に所属するものに限ります。) により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。) において、1 の契約者回線等から送信する I P パケットを複製し他の契約者回線等に同時に伝送する機能をいいます。 (商品名：マルチキャスト)	マルチキャスト送信速度が 1 Mb/s のマルチキャストグループに係るもの	1 の契約者回線等について 1 のマルチキャストグループごとに	6, 000 円 (税込 6, 600 円)
		マルチキャスト送信速度が 5 Mb/s のマルチキャストグループに係るもの		14, 000 円 (税込 15, 400 円)
		マルチキャスト送信速度が 10 Mb/s のマルチキャストグループに係るもの		26, 500 円 (税込 29, 150 円)
		マルチキャスト送信速度が 20 Mb/s のマルチキャストグループに係るもの		51, 500 円 (税込 56, 650 円)
	備 考 1 マルチキャスト送信速度とは、マルチキャスト送信回線 (マルチキャスト機能に係る I P パケットの送信を行う契約者回線等をいいます。以下同じとします。) からマルチキャスト機能に係る I P パケットの送信が可能な符号伝送速度の上限値をいいます。 2 当社は、I P 通信網相当回線、特定接続回線及び特定他社サービス回線を使用する第 1 種 I P データ契約を除き、マルチキャスト機能を提供します。 3 I P データ契約者は、マルチキャスト機能の利用を請求するときは、所属するマルチキャストグループを指定していただきます。その利用の請求が、マルチキャスト送信回線に係るものであるときは、マルチキャスト送信速度の区分を指定していただきます。 4 マルチキャスト送信回線は、イーサネット相当回線若しくは I P ルーティング網接続専用相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約又はイーサネット型の第 2 種 I P データ契約に係る契約者回線等 (特定契約者回線型に係るものを除きます。) に限り、当社が別に定める場合を除き、1 のマルチキャストグループにつき 1 に限ります。 5 1 のマルチキャストグループに所属することができる契約者回線等の数及び 1 の契約者回線群におけるマルチキャストグループの数は、当社が別に定める数までとします。 6 I P データ契約者は、マルチキャスト送信速度がマルチキャスト送信回線の品目に係る符号伝送速度を超える場合において、その品目に係る符号送信速度を超えて I P パケットの送信を行うことはできません。			

(17) I Pパケットフィルタリング機能	I Pデータ契約者があらかじめ指定する条件（当社が別に定める項目に係るものに限ります。）により I Pパケットの伝送を制限する機能をいいます。 （商品名：フィルタリングサービス）	指定する条件の数が5までのとき	1の接続契約者回線又は特定サービス接続機能Ⅰについて送信及び受信のそれぞれごとに	4,000円 （税込4,400円）
		指定する条件の数が6から10までのとき		8,000円 （税込8,800円）
		指定する条件の数が11から15までのとき		12,000円 （税込13,200円）
		指定する条件の数が16から20までのとき		16,000円 （税込17,600円）
	備 考			
1 当社は、1の接続契約者回線（I P通信網相当回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）、1のインターネット接続機能Ⅱ又は1の特定サービス接続機能Ⅰ（別に定めるサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）につき1のI Pパケットフィルタリング機能を提供します。 2 I Pデータ契約者は、I Pパケットの伝送の制限に係る条件を、送信及び受信のそれぞれについてあらかじめ指定していただきます。この場合の送信及び受信とは、この欄において次のとおりとします。 (1) 接続契約者回線に係るものについては、接続契約者回線の終端の場所への伝送方向を送信といい、他の伝送方向を受信といいます。 (2) 特定サービス接続機能Ⅰに係るものについては、特定サービス接続機能Ⅰに係る電気通信設備から特定サービスに係る電気通信回線設備への伝送方向を送信といい、他の伝送方向を受信といいます。 3 指定する条件の数とは、当社所定の様式により I Pデータ契約者が指定する条件の数をいいます。 4 指定する条件の数は、送信及び受信のそれぞれについて、20を上限とします。				
(18) I Pアドレス変換機能	I Pアドレスを異なる I Pアドレスに変換することにより、I Pデータ契約者があらかじめ指定した異なる契約者回線群に所属する契約者回線等と通信を行う機能をいいます。	通信先として指定する1の契約者回線群ごとに	15,000円 （税込16,500円）	
備 考				
1 当社は、1の契約者回線等につき、1のI Pアドレス変換機能を提供します。 2 I Pアドレス変換機能を提供する契約者回線等は、第1種I Pデータサービスに係る次の(1)若しくは(2)に規定する他社接続回線又は第2種I Pデータサービスに係る次の(3)に規定する契約者回線に限ります。 (1) イーサネット相当回線 (2) I Pルーティング網接続専用相当回線 (3) イーサネット型に係る契約者回線 3 I Pデータ契約者は、この機能を利用して通信を行う契約者回線等を契約者回線群単位に指定していただきます。この場合において、異なる契約者回線群に所属する契約者回線等に係るI Pデータ契約者の承諾を得られる場合に限り、その異なる契約者回線群に係る契約者回線等を指定することができます。				

第3 削除

第4 削除

第4類 一時金

第1 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第72条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用	
(1) 線路設置費の適用	ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。 イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。
(2) 線路設置費の差額負担	ア IPデータ契約の申込みをする者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにIPデータ契約を締結して、その場所でIPデータサービスの適用を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受ける IPデータサービス に係るIPデータ契約 を締結したものと みなした場合の線路 設置費の額 － 解除する電気通信サ ービスに係る契約を 新たに締結したもの とみなした場合の線 路設置費の額 ＝ 線路設置費の額 (残額があると きに限りま す。) イ IPデータサービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 変更後の契約者回線 を新設するときの線 路設置費の額 － 変更前の契約者回線 を新設するときの線 路設置費の額 ＝ 線路設置費の額 (残額があると きに限りま す。)

2 線路設置費の額

線路設置費の額	当社が別に算定する額
---------	------------

第2 設備費

1 適用

設備費の適用については、第73条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

設備費の額	当社が別に算定する額
-------	------------

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

第1 適用

ＩＰデータサービスに関する工事費の適用については、第71条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用																															
1 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又はＩＰデータサービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。																														
2 契約者回線等に係る品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	契約者回線等に係る品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																														
3 端末設備に係る種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	端末設備に係る種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																														
4 工事の適用区分	契約者回線等に係る工事の区分は次のとおりとします。 (1) 接続契約者回線に係るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 接続契約者回線の設置に係る工事</td><td>接続契約者回線の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 接続契約者回線の移転に係る工事</td><td>接続契約者回線の移転の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 接続契約者回線の変更に係る工事</td><td>接続契約者回線の品目等の変更（ＩＰ通信網相当回線を使用するものについては、接続契約者回線の設定の変更を含みます。以下この類において同じとします。）の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 他社接続回線接続変更に関する接続契約者回線に係る工事</td><td>他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>カ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事</td><td>ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>キ 利用の一時中断をしたＩＰデータサービスの再利用に係る工事</td><td>ＩＰデータサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ク 取扱所内交換設備に係る工事</td><td>契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table> (2) 特定他社接続回線に係るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 特定他社接続回線の設置等に係る工事</td><td>特定他社接続回線の設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、再利用、ＩＰルーティング網接続専用相当回線に係る回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table> (3) 契約者回線に係るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事</td><td>契約者回線の設置、移転、品目等の変更、回線接続装置の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事</td><td>ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 接続契約者回線の設置に係る工事	接続契約者回線の設置の場合に適用します。	イ 接続契約者回線の移転に係る工事	接続契約者回線の移転の場合に適用します。	ウ 接続契約者回線の変更に係る工事	接続契約者回線の品目等の変更（ＩＰ通信網相当回線を使用するものについては、接続契約者回線の設定の変更を含みます。以下この類において同じとします。）の場合に適用します。	エ 他社接続回線接続変更に関する接続契約者回線に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。	オ 削除		カ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。	キ 利用の一時中断をしたＩＰデータサービスの再利用に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	ク 取扱所内交換設備に係る工事	契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。	工事の区分	適 用	ア 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線の設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、再利用、ＩＰルーティング網接続専用相当回線に係る回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。	工事の区分	適 用	ア 契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事	契約者回線の設置、移転、品目等の変更、回線接続装置の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。	イ 削除		ウ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。
工事の区分	適 用																														
ア 接続契約者回線の設置に係る工事	接続契約者回線の設置の場合に適用します。																														
イ 接続契約者回線の移転に係る工事	接続契約者回線の移転の場合に適用します。																														
ウ 接続契約者回線の変更に係る工事	接続契約者回線の品目等の変更（ＩＰ通信網相当回線を使用するものについては、接続契約者回線の設定の変更を含みます。以下この類において同じとします。）の場合に適用します。																														
エ 他社接続回線接続変更に関する接続契約者回線に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。																														
オ 削除																															
カ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。																														
キ 利用の一時中断をしたＩＰデータサービスの再利用に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。																														
ク 取扱所内交換設備に係る工事	契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。																														
工事の区分	適 用																														
ア 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線の設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、再利用、ＩＰルーティング網接続専用相当回線に係る回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。																														
工事の区分	適 用																														
ア 契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事	契約者回線の設置、移転、品目等の変更、回線接続装置の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。																														
イ 削除																															
ウ ＩＰデータサービスの利用の一時中断に係る工事	ＩＰデータサービスの利用の一時中断の場合に適用します。																														

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 147 853 248">エ 利用の一時中断をした I P データサービスの再利用に係る工事</td><td data-bbox="853 147 1479 248">I P データサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td data-bbox="502 248 853 322">オ 取扱所内交換設備に係る工事</td><td data-bbox="853 248 1479 322">契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。</td></tr> </table>	エ 利用の一時中断をした I P データサービスの再利用に係る工事	I P データサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	オ 取扱所内交換設備に係る工事	契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。
エ 利用の一時中断をした I P データサービスの再利用に係る工事	I P データサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。				
オ 取扱所内交換設備に係る工事	契約者回線群の新設及び変更の場合に適用します。				
5 契約移行に係る工事費の適用	契約者回線等及び付加機能に係る工事について、データ通信網サービス契約約款に規定する契約移行により I P データサービス又は付加機能の提供を開始する場合は、1 の工事ごとに、第 2（工事費の額）に規定する品目等の変更の場合に適用する工事費（取扱所内工事費及び契約者回線設定工事費に限ります。）と同額を適用するものとし、この場合、第 2（工事費の額）に規定する、契約者回線等の設置に係る工事費及び付加機能（当該契約移行に係る付加機能に限ります。）の利用開始に係る工事費の支払いを要しません。				
6 工事費の適用除外	(1) 取扱所内交換設備に係る工事と同時に付加機能（論理チャネル多重機能、動的経路選択機能（BGP4）又は I P パケットフィルタリング機能に係るものに限ります。以下(1)において同じとします。）に係る工事を行う場合は、第 2（工事費の額）の規定にかかわらず、付加機能に係る工事費の支払いを要しません。 (2) 優先度設定符号付与機能、指定帯域別通信量制限機能又は優先受信機能のうち、2 以上の付加機能に係る工事を同時に行う場合は、第 2（工事費の額）の規定にかかわらず、1 の工事を除く他の工事の部分について、付加機能に係る工事費の支払いを要しません。 (3) 削除 (4) 削除 (5) 削除 (6) 削除 (7) 特定他社サービス回線に係る接続契約者回線の設置に係る工事と同時に特定サービス接続機能Ⅱ又は特定サービス接続機能Ⅲに係る工事を行う場合は、第 2（工事費の額）の規定にかかわらず、特定サービス接続機能Ⅱ又は特定サービス接続機能Ⅲに係る工事費の支払いを要しません。				

第2 工事費の額

1 契約者回線等に係るもの

(1) 第1種 I P データサービスに係るもの

ア 接続契約者回線に係るもの

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
接続契約者回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
接続契約者回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
他社接続回線接続変更に関する接続契約者回線に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
I P データサービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
取扱所内交換設備に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備考 I P データサービスの利用の一時中断に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(イ) I P 通信網相当回線と接続する接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線の設置に係る工事	10Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 50,000円 (税込55,000円)
	100Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 80,000円 (税込88,000円)
	200Mb/s及び300Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 100,000円 (税込110,000円)
接続契約者回線の変更に係る工事	10Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 5,000円 (税込5,500円)
	100Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 8,000円 (税込8,800円)
	200Mb/s及び300Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 30,000円 (税込33,000円)
I P データサービスの利用の一時中断に係る工事	10Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 5,000円 (税込5,500円)
	100Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 8,000円 (税込8,800円)
	200Mb/s及び300Mb/sの品目のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 30,000円 (税込33,000円)
備考 I P データサービスの利用の一時中断に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(ウ) 特定接続回線と接続する接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
接続契約者回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	10,000円 (税込11,000円)
IPデータサービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	10,000円 (税込11,000円)
備考 IPデータサービスの利用の一時中断に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(エ) 特定他社サービス回線と接続する接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	10,000円 (税込11,000円)
接続契約者回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)

イ 特定他社接続回線に係るもの

(ア) 日本電信電話株式会社等に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定他社接続回線の設置等に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,200円)
	回線終端装置工事費	1 の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	屋内配線等工事費	1 の工事ごとに	51,000円 (税込56,100円)
備考 利用の一時中断に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(2) 第2種IPデータサービスに係るもの

ア 契約者回線に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

工事の種類		単 位	工事費の額	
			メタルケーブルの場合	光ケーブルの場合
契約者回線の設置、 移転及び変更に係る 工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1, 0 0 0円 (税込1, 1 0 0円)	
	屋内配線工事費	1の工事ごとに	3, 0 0 0円 (税込3, 3 0 0円)	8, 0 0 0円 (税込8, 8 0 0円)
	回線接続装置Ⅲ型工事費	1の工事ごとに	—	7, 0 0 0円 (税込7, 7 0 0円)
	回線接続装置Ⅳ型工事費	1の工事ごとに	—	3 0, 0 0 0円 (税 込3 3, 0 0 0円)
	回線接続装置Ⅴ型工事費	1の工事ごとに	—	3 0, 0 0 0円 (税 込3 3, 0 0 0円)
	回線接続装置Ⅵ型工事費	1の工事ごとに	—	3 0, 0 0 0円 (税 込3 3, 0 0 0円)
	回線接続装置Ⅶ型工事費	1の工事ごとに	—	3 0, 0 0 0円 (税 込3 3, 0 0 0円)
I Pデータサービスの利用の一時中断に係る 工事		1の工事ごとに	1, 0 0 0円 (税込1, 1 0 0円)	
取扱所内交換設備に 係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1, 0 0 0円 (税込1, 1 0 0円)	
備考				
1 回線接続装置工事費は、契約者回線の設置、移転、品目等の変更、利用の一時中断、一時中断の再利用、回線接続装置の種類の変更又は回線相互接続等に伴い、回線接続装置の工事が必要な場合に限り適用します。				
2 I Pデータサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。				

(イ) イーサネット型に係るもの

工事の種類			単 位	工事費の額
契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事	一般型のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに	12,000円 (税込13,200円)
	特定契約者回線型のもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
		契約者回線工事費	1の工事ごとに	12,000円 (税込13,200円)
		契約者回線設定工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	回線接続装置工事費又は回線終端装置工事費		1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
I Pデータサービスの利用の一時中断に係る工事			1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
取扱所内交換設備に係る工事	取扱所内工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備考				
I Pデータサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。				

(3) 削除

2 付加機能に係るもの

区 分			単 位	工事費の額	
付加機能の利用 開始に係る工事	エクストラネット機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)	
	優先度設定符号付 与機能	ア イ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)	
		イ イーサネット相当回線又は I Pルーティング網接続専用 相当回線を使用する第1種 I Pデータサービス及びイーサ ネット型に係る第2種 I Pデ ータサービスの場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)	
	指定帯域別通信量 制限機能	タイプ1	ア イ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
			イ イーサネット相 当回線又はI Pルー ーティング網接続 専用相当回線を使 用する第1種 I P データサービス及 びイーサネット型 に係る第2種 I P データサービスの 場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)
		タイプ2	ア イ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
			イ イーサネット相 当回線又はI Pルー ーティング網接続 専用相当回線を使 用する第1種 I P データサービス及 びイーサネット型 に係る第2種 I P データサービスの 場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)
	優先受信機能	ア イ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)	
		イ イーサネット相当回線又はI Pルーティング網接続専用相当 回線を使用する第1種 I Pデー タサービス及びイーサネット型 に係る第2種 I Pデータサービ スの場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)	
	優先送信機能		1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)	
論理チャネル多重機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)		
特定サービス接続機能Ⅰ（国際専用回線サービス契 約約款に規定する国際専用回線サービスに係るもの に限ります。以下この類において同じとします。）		1の機能ごとに	1,000円 (税込1,100円)		
特定サービス接続機能Ⅱ		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)		

付加機能の変更に係る工事	特定サービス接続機能Ⅲ		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	動的経路選択機能 (BGP4)		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	動的経路選択機能 (OSPF)		1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
	マルチキャスト機能		1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	IPパケットフィルタリング機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	IPアドレス変換機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	エクストラネット機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	優先度設定符号付与機能	アイ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
		イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)
	指定帯域別通信量制限機能	タイプ1	アイ以外の場合	8,000円 (税込8,800円)
			イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	15,000円 (税込16,500円)
		タイプ2	アイ以外の場合	8,000円 (税込8,800円)
			イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	15,000円 (税込16,500円)
	優先受信機能	アイ以外の場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
		イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス及びイーサネット型に係る第2種IPデータサービスの場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込16,500円)
	優先送信機能		1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)

論理チャネル多重機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
特定サービス接続機能Ⅰ		1の機能ごとに	1,000円 (税込1,100円)
特定サービス接続機能Ⅱ		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
特定サービス接続機能Ⅲ		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
動的経路選択機能（BGP4）		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
動的経路選択機能（OSPF）		1の工事ごとに	8,000円 (税込8,800円)
マルチキャスト機能		1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
IPパケットフィルタリング機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
IPアドレス変換機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
エクストラネット機能		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
優先度設定符号付 与機能	ア イ以外の場合		8,000円 (税込8,800円)
	イ イーサネット相当回線又は IPルーティング網接続専用 相当回線を使用する第1種IP データサービス及びイーサ ネット型に係る第2種IPデ ータサービスの場合		15,000円 (税込16,500円)
指定帯域別通信量 制限機能	タイプ1	ア イ以外の場合	8,000円 (税込8,800円)
		イ イーサネット相 当回線又はIPルー ティング網接続 専用相当回線を使 用する第1種IP データサービス及 びイーサネット型 に係る第2種IP データサービスの 場合	15,000円 (税込16,500円)
	タイプ2	ア イ以外の場合	8,000円 (税込8,800円)
		イ イーサネット相 当回線又はIPルー ティング網接続 専用相当回線を使 用する第1種IP データサービス及 びイーサネット型 に係る第2種IP データサービスの 場合	15,000円 (税込16,500円)
優先受信機能	ア イ以外の場合		8,000円 (税込8,800円)

	イーサネット相当回線又は I P ルーティング網接続専用相当回線を使用する第 1 種 I P データサービス及びイーサネット型に係る第 2 種 I P データサービスの場合	1 の工事ごとに	15,000 円 (税込 16,500 円)
優先送信機能		1 の工事ごとに	8,000 円 (税込 8,800 円)
論理チャネル多重機能		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
特定サービス接続機能 I		1 の機能ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
特定サービス接続機能 II		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
動的経路選択機能 (BGP4)		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
動的経路選択機能 (OSPF)		1 の工事ごとに	8,000 円 (税込 8,800 円)
マルチキャスト機能		1 の工事ごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)
I P パケットフィルタリング機能		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
I P アドレス変換機能		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
備 考 付加機能の利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

第3表 附帯サービスに関する料金

料金額

1 申請手数料

区 分	単 位	料金額
申請手数料	1 の申請ごとに	6, 0 0 0 円 (税込 6, 6 0 0 円)
備考 ドメイン名の登録若しくは移転又はドメインに関する変更（別に定めるものに限りです。）に係る申請の場合に適用します。		

2 ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	料金額（年額）
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに	5, 0 0 0 円 (税込 5, 5 0 0 円)
備考 ドメイン名を登録した日の属する月（以下この欄において「起算月」といいます。）から翌年の起算月の末日までの期間は適用しません。		

別 表 I P データサービスにおける基本的な技術的事項

1 第1種 I P データサービス

(1) I P ルーティング網接続専用相当回線に係るもの

ア 1 G イーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
1 G イーサネット	・ 1000 B A S E - L X (IEEE 802. 3z 準拠) F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は L C コネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 -3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m
	・ 1000 B A S E - S X (IEEE 802. 3z 準拠) F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は L C コネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 0dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 0.85 μ m

2 第2種 I P データサービスの場合

(1) A T M 型に係るもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
0.5Mb/s 1Mb/s～24Mb/s (1 Mb/s 毎)	UTP-MIC (RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbit/s	NRZI 符号	3.4V 以下 (P-P 値)
0.5Mb/s 1Mb/s～40Mb/s (1 Mb/s 毎)	B N C 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 CNC02 準拠)	44.736Mbit/s	B3ZS 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
0.5Mb/s 1Mb/s～135Mb/s (1 Mb/s 毎)	コネクタ F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520Mbit/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を提供しない場合	配線設備を提供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s 1Mb/s～135Mb/s (1 Mb/s 毎)	コネクタ F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は 2 心光ファイバコネクタ (注)	コネクタ F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

(注) 2 心光ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・ 光学的結合方式：バットジョイント方式
- ・ 機械的結合方式：プラグ（接栓）－アダプタープラグ方式
- ・ 光ファイバ整列方式：フェルルールに形成した 2 個のガイドライン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式のものである。

(2) イーサネット型に係るもの

ア 1 0 M イーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
1 0 M イーサネット	・ 10 B A S E - T (ISO/IEC 8802-3 準拠) I S O 8 8 7 7 R J - 4 5 8 極モジュラ	100 Ω の負荷抵抗に対して 6.2V (P-P) 以下

イ 1 0 0 M イーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
-----	-------	------

100Mイーサネット	・100BASE-TX (IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して2.1V(P-P) 以下
------------	--	---------------------------

ウ 1Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
1Gイーサネット	・1000BASE-T (IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して3.1V (0-P) 以下
	・1000BASE-LX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	光出力 -3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm
	・1000BASE-SX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	光出力 0dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 0.85 μm

3 削除

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 12 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに係る端末回線に関する経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と締結している端末回線を利用する第 1 種 I P データ契約については、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による契約者回線を利用する第 2 種 I P データ契約に移行したものとみなします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 2 月 9 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。ただし、第 1 種 I P データサービスに係る A T M 専用相当回線に関する変更については、平成 13 年 2 月 28 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 4 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種 I P データサービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの料金表の規定により提供する第 3 種 I P データサービスの次の右欄のタイプ 1 に係るプランとみなします。

プラン 1	タイプ 1 に係るプラン 1
プラン 2	タイプ 1 に係るプラン 2
プラン 3	タイプ 1 に係るプラン 3
プラン 4	タイプ 1 に係るプラン 4

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 8 月 10 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 29 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 6 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 10 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種 I P データサービスのタイプ 2 に係る区分 3 は、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する第 3 種 I P データサービスのタイプ 2 に係る区分 4 とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 6 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 9 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 14 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 23 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 12 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 第 4 種 I P データサービスの回線使用料について、日本電信電話株式会社等の接続約款に規定する端末回線伝送機能（接続約款第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1－2 欄で接続する場合に適用する日本電信電話株式会社等の局内スプリッタを利用しない場合に限り。）の基本料の額及び DSL 回線管理機能の料金額の改定に係る認可があった場合は、その認可のあった日の属する料金月の翌料金月（その認可のあった日が料金月の初日である場合は、その認可のあった日の属する料金月とします。）の初日からその認可のあった料金額を適用するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により、別に定める電気通信設備との接続を行う I P データサービスを利用している者は、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する特定サービス接続機能に係る I P データサービスを利用している者とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 5 月 27 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の料金表の規定により提供しているインターネット接続機能は、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 に係るインターネット接続機能とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 14 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により特定事業者の DSL 等接続専用サービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者は、この改正規定実施の日において、特定事業者の DSL 等接続専用サービスに関する契約のほか、特定事業者のブロードバンド通信ネットワークサービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者とみなします。

(料金等支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。ただし、インターネットアクセス通信機能に関する変更については、平成 14 年 9 月 1 日から、特定事業者の DSL 等接続専用サービス及びブロードバンド通信ネットワークサービスに関する契約に基づいて設置される利用回線（以下この附則において「旧利用回線」といいます。）を使用する第 1 種 IP データサービス及び第 4 種 IP データサービスに関する変更については、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

(旧利用回線を使用する IP データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している旧利用回線を使用する第 1 種 IP データサービス又は第 4 種 IP データサービスに関する料金及び工事に関する費用その他の取扱いは、平成 15 年 1 月 31 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

- (1) 接続基本料（第 4 種 IP データサービスに係るものを除きます。）については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 接続基本料

(ア) 基本料

1 の旧利用回線ごとに

旧利用回線の品目	料金額（月額）
1. 5 Mb/s	39,000 円

- (2) 契約者回線群使用料（第 4 種 IP データサービスに係るものを除きます。）に係る合計回線品目の算定については、旧利用回線の品目を「256 Kb/s」と読み替えて適用します。

- (3) 工事に関する費用については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 工事費の額

区 分		工事費の種別	単 位	工事費の額
回線調整に関する工事	基本工事費	回線調整工事費	1 の工事ごとに	11,400 円
	回線収容替えを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに	9,600 円
	ブリッジタップはずしを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに	10,800 円
保安器の交換に係る工事		保安器交換工事費	1 の工事ごとに	7,300 円

(料金等支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 9 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

(旧第 4 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、平成 14 年 7 月 22 日付届出（経本第 14-0112 号）の附則に定める改正前の規定により提供している「第 4 種 I P データサービス」については、平成 15 年 1 月 31 日までの間、「旧第 4 種 I P データサービス」として取扱います。

(料金等支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 28 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している接続契約者回線を使用する第 1 種 I P データサービスは、この改正規定実施の日において、1 0 0 Mb/s の通常クラスに係る接続契約者回線を使用する第 1 種 I P データサービスとみなします。

(第 2 種 I P データサービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 2 種 I P データサービスの次の表の左欄の品目は、この改正規定実施の日において、イーサネット型に係る第 2 種 I P データサービスの次の表の右欄の品目等とみなします。

1 0 Mb/s	1 0 Mイーサネットの通常クラスに係る 1 0 Mb/s
1 0 0 Mb/s	1 0 0 Mイーサネットの通常クラスに係る 1 0 0 Mb/s

(料金等支払に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスの次の表の左欄の品目は、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスの次の表の右欄の品目等とみなします。

1. 5 Mb/s	通常クラスに係る 1. 5 Mb/s
8 Mb/s	通常クラスに係る 8 Mb/s

(料金等支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。ただし、イーサネット相当回線に係る第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と締結している他社接続回線（高速デジタル伝送相当回線、A T M 専用相当回線、利用回線、クラス 1 に係る A T M データ伝送相当回線又はクラス 2 に係る A T M データ伝送相当回線に限ります。）を利用する第 1 種 I P データ契約については、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による接続契約者回線を利用する第 1 種 I P データ契約に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している接続契約者回線を使用する第 1 種 I P データサービスは、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供するイーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスとみなします。

(料金等支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。ただし、北海道総合通信網株式会社に係るイーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。ただし、東北インテリジェント通信株式会社又は中国通信ネットワーク株式会社のイーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 6 月 23 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 5 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。ただし、株式会社パワードコム of イーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 8 月 8 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 18 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 31 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 20 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 8 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している次の第 1 種 I P データサービスに係る接続基本料（加算料に限ります。）は、この改正規定実施の日において、特定他社接続回線に関する接続基本料とみなします。
 - (1) 株式会社 S T N e t に係るイーサネット相当回線を使用するもの
 - (2) 北海道総合通信網株式会社に係るイーサネット相当回線を使用するもの
 - (3) 東北インテリジェント通信株式会社に係るイーサネット相当回線を使用するもの
 - (4) 株式会社エネルギア・コミュニケーションズに係るイーサネット相当回線を使用するもの
(料金等支払に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 8 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。ただし、I P ルーティング網接続専用相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 10 月 15 日から、北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更は、平成 15 年 11 月 1 日から実施し

ます。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス(10Mイーサネットのものに限ります。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続基本料のうち加算料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額(月額)
10Mイーサネットのもの	146,000円

(料金等支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月30日から実施します。ただし、動的経路選択機能に関する変更については、平成15年10月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月18日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービス(0.5Mb/sの品目のものに限ります。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続基本料のうち加算料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額(月額)
0.5Mb/s	49,000円

(料金等支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

(第1種IPデータサービス及び第2種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなします

第1種IPデータ契約(IP通信網相当回線又は移動体通信網相当回線を使用するものに限ります。)	プラン1に係る第1種IPデータ契約
第1種IPデータ契約(IP通信網相当回線及び移動体通信網相当回線を使用するものを除きます。)	プラン2に係る第1種IPデータ契約

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。ただし、I P ルーティング網接続専用相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスの品目等に関する変更は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 15 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 3 月 29 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 5 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 12 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 20 日から実施します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 26 日から実施します。

附 則

(付加機能に関する経過措置)

- 1 平成 16 年 7 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、料金表第 1 表第 4 類（付加機能使用料）に規定するインターネット接続機能のタイプ 2 の申込みを行った I P データ契約者は、当社がその申込みを承諾し、当該機能の提供を開始した日を含む 3 料金月について、料金表第 1 表第 4 類（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（当該機能に係るものに限ります。）及び料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に係る工事費（当該機能に係るものに限ります。）の支払いを要しません。

- 2 平成 16 年 7 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、この附則の第 1 項に規定する申込みと同時にドメイン名の移転（I P データサービスで使用するためにドメインを移転するものに限ります。）に係る申請を行った I P データ契約者は、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する申請手数料（当該ドメイン名の移転に係るものに限ります。）の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

(利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなします。

利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン1の通常クラスの12Mb/s品目のもの	利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン1の通常クラスの12Mb/s品目のうち符号伝送速度が192キロビット／秒を下回らないのもの
利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン1のエコノミークラスの12Mb/s品目のもの	利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン1の通常クラスの12Mb/s品目のうち符号伝送速度が128キロビット／秒を下回らないのもの
利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン2の通常クラスの12Mb/s品目のもの	利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン2の通常クラスの12Mb/s品目のうち符号伝送速度が192キロビット／秒を下回らないのもの
利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン2のエコノミークラスの12Mb/s品目のもの	利用回線を使用する第1種IPデータ契約であって、プラン2の通常クラスの12Mb/s品目のうち符号伝送速度が128キロビット／秒を下回らないのもの

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。
(料金等支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。
(料金等支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月30日から実施します。ただし、インターネットアクセス通信接続機能Ⅰ及びインターネットアクセス通信接続機能Ⅱに関する変更については、平成16年11月1日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネットアクセス通信機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するインターネットアクセス通信機能Ⅰとみなします。
(料金等支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
(料金等支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 15 日から実施します。
(特定利用回線に係る工事費に関する経過措置)
- 2 平成 16 年 11 月 15 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、特定利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスの申込み又は特定利用回線の移転の請求を行った I P データ契約者は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費（その特定利用回線及びその特定利用回線と接続する接続契約者回線の提供開始又は移転に係るものに限ります。）の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。ただし、利用に係る I P データ契約者の義務に係る変更及びインターネット接続機能に関する変更については、平成 17 年 1 月 17 日から実施します。
(クラス 1 及びクラス 2 に係る A T M データ伝送相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、特定事業者の A T M データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表の規定により最低利用期間の適用を受けている特定他社接続回線（A T M データ契約者回線の部分に限ります。以下この附則 2 において同じとします。）については、改正後のこの約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(イーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（中部テレコミュニケーション株式会社の高速イーサネット専用サービスに係るイーサネット相当回線を使用するものに限りま

す。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

- (1) 特定他社接続回線に係る接続基本料については、次に定める額とします。

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
0. 5 Mb/s	5 4, 0 0 0 円(税込 56,700 円)	7 8, 0 0 0 円(税込 81,900 円)
1 Mb/s	5 5, 2 0 0 円(税込 57,960 円)	7 9, 2 0 0 円(税込 83,160 円)
2 Mb/s	7 9, 2 0 0 円(税込 83,160 円)	1 1 5, 2 0 0 円(税込 120,960 円)
3 Mb/s	1 0 3, 2 0 0 円(税込 108,360 円)	1 5 1, 2 0 0 円(税込 158,760 円)
4 Mb/s	1 2 7, 2 0 0 円(税込 133,560 円)	1 8 7, 2 0 0 円(税込 196,560 円)
5 Mb/s	1 5 1, 2 0 0 円(税込 158,760 円)	2 2 3, 2 0 0 円(税込 234,360 円)
1 0 Mb/s	1 7 5, 2 0 0 円(税込 183,960 円)	3 0 7, 2 0 0 円(税込 322,560 円)
1 0 0 Mb/s	4 1 1, 6 0 0 円(税込 432,180 円)	8 0 7, 6 0 0 円(税込 847,980 円)
備考 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、愛知県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 7 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。ただし、利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更については、平成 17 年 3 月 1 日から実施します。

(利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している利用回線を使用する第 1 種 I P データサービス（1. 5 Mb/s 及び 8 Mb/s の品目のものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続基本料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(ア) プラン 1

a 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1. 5 Mb/s	40,000 円(税込 42,000 円)
8 Mb/s	54,000 円(税込 56,700 円)

(イ) プラン 2

a 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1. 5 Mb/s	35,000 円(税込 36,750 円)
8 Mb/s	49,000 円(税込 51,450 円)

(2) プラン 2 に係る第 1 種 I P データ契約については、契約者回線群に係る合計回線品目の算出にあたり、「1. 5 Mb/s」又は「8 Mb/s」とあるのは、「128 Kb/s」と読み替えて算定します。

(料金等支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。
- (付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、次表の左欄の付加機能の提供を受けている第 1 種 I P データ契約者又は第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、1 の付加機能ごとに、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結したものとみなします。この場合において、当社は、改正後のこの約款の規定にかかわらず、同表の右欄の契約に係る最低利用期間を適用しないものとします。

インターネットアクセス通信接続機能 I	インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって通信の態様による細目 1 がタイプ 1 のもの
インターネットアクセス通信接続機能 II	インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって通信の態様による細目 1 がタイプ 2 のもの

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 3 月 31 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成 16 年 11 月 15 日実施の附則第 2 項に規定する特定利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスの工事費に関する経過措置について、「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 26 日から実施します。ただし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・

ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下この附則において「エヌ・ティ・ティ・ドコモ等」といいます。）に係る移動体通信網相当回線を使用する第1種IPデータサービスに関する変更については、平成17年5月1日から実施します。

（移動体通信網相当回線を使用する第1種IPデータサービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているエヌ・ティ・ティ・ドコモ等に係る移動体通信網相当回線を使用する第1種IPデータサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 合算接続基本料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(ア) プラン1

a タイプ1

1のIPアドレスごとに

区 分	料金額（月額）
同時に利用可能なIPアドレスの数が100までのとき	3,300円(税込3,465円)
備考 同時に利用可能なIPアドレスの数の上限は、100とします。	

b タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 Mb/s	112,000円(税込117,600円)
2 Mb/s	148,000円(税込155,400円)
3 Mb/s	183,000円(税込192,150円)
4 Mb/s	198,000円(税込207,900円)
5 Mb/s	213,000円(税込223,650円)
6 Mb/s	228,000円(税込239,400円)

（料金等支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年5月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月26日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月27日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年6月27日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 16 日から実施します。ただし、特定利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスのサービス品質に係る料金の適用に関する変更については、平成 17 年 11 月 21 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 2 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。ただし、移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する変更については、平成 18 年 3 月 31 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能（日本テレコムネットワーク情報サービス株式会社が提供する国際フレームリレーサービスに係るものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
特定サービス接続機能	特定サービスに関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1 の特定サービスごとに	30,000 円 (税込 31,500 円)
	備 考 1 特定サービスは、国際マネージド・データサービス契約約款（旧日本テレコムネットワーク情報サービス株式会社に係るものをいいます。）に規定する国際フレームリレーサービスとします。 2 I P データ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス接続機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、その所属する契約者回線群に係る I P データ契約者は、特定サービス接続機能を利用することができます。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 24 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービス又は第 2 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者又は第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

第 1 種 I P データ契約であって動的な経路選択（別に定めるものに限り、）を利用するもの	第 1 種 I P データ契約であって動的経路選択機能（BGP4）の提供を受けるもの
第 2 種 I P データ契約であって動的な経路選択（別に定めるものに限り、）を利用するもの	第 2 種 I P データ契約であって動的経路選択機能（BGP4）の提供を受けるもの
第 1 種 I P データ契約であって動的経路選択機能の提供を受けるもの	第 1 種 I P データ契約であって動的経路選択機能（OSPF）の提供を受けるもの
第 2 種 I P データ契約であって動的経路選択機能の提供を受けるもの	第 2 種 I P データ契約であって動的経路選択機能（OSPF）の提供を受けるもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 7 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 7 月 14 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 8 月 21 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 16 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能（国際データ伝送サービス契約約款に規定する国際 I P データサービスに係るものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額
特定サービス接続機能	特定サービスに関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1 の特定サービスごとに	—

備 考

- 1 特定サービスは、国際データ伝送サービス契約約款に規定する国際 I P データサービスとします。
- 2 I P データ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス接続機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、その所属する契約者回線群に係る I P データ契約者は、特定サービス接続機能を利用することができます。
- 3 特定サービス接続機能の料金は、国際 I P データサービスに係る料金と併せて、国際データ伝送サービス契約約款に定めるものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 15 日から実施します。ただし、第 4 種 I P データサービスに係る変更については、平成 18 年 12 月 20 日から、第 3 種 I P データサービスに係る変更については、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

（第 1 種 I P データサービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の第 1 種 I P データ契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄の第 1 種 I P データ契約とみなします。

利用回線を使用するものであって通常クラスのもの	利用回線を使用するものであって通常クラスの一般型のもの
-------------------------	-----------------------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

（第 1 種 I P データサービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット相当回線（東日本電信電話株式会社の L A N 型通信網サービスに係るものに限ります。）を使用する第 1 種 I P データサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

（1）合算接続基本料又は接続基本料については、次に定める額とします。

イーサネット相当回線を使用するものと同額

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 19 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定接続回線を使用する第 1 種 I P データサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
- (1) 合算接続基本料については、次に定める額とします。
- ア イ以外のもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	3 0 , 0 0 0 円(税込 31,500 円)
1 0 Mb/s	8 8 , 0 0 0 円(税込 92,400 円)
3 0 Mb/s	1 9 0 , 0 0 0 円(税込 199,500 円)
1 0 0 Mb/s	2 9 8 . 0 0 0 円(税込 312,900 円)

イ 接続契約者回線が二重化されているもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	6 0 , 0 0 0 円(税込 63,000 円)
1 0 Mb/s	1 7 6 , 0 0 0 円(税込 184,800 円)
3 0 Mb/s	3 8 0 , 0 0 0 円(税込 399,000 円)
1 0 0 Mb/s	5 9 6 . 0 0 0 円(税込 625,800 円)

備考

接続契約者回線が二重化されているものは、二重化された接続契約者回線を 1 の接続契約者回線として取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 4 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、インターネット接続機能の提供を受けている第 1 種 I P データ契約者又は第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定によるインターネット接続機能 I の提供を受けているものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 8 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。ただし、インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに係る変更については、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービス又は第 2 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者又は第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

イーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって通常クラスのもの	イーサネット相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約
I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 1 のもの	I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約
インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約のうちタイプ 1 又はタイプ 2 であって区分 2 のもの	インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 1 又はタイプ 2 のもの
イーサネット型に係る第 2 種 I P データ契約であって通常クラスのもの	イーサネット型に係る第 2 種 I P データ契約

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（イーサネット相当回線を使用するものであってエコノミークラスのもの、I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するものであってエコノミークラスのもの及びインターネット接続相当回線を使用するもののうちタイプ 1 又はタイプ 2 であって区分 1 のものに限り、以下 4 までにおいて同じとします。）及び第 2 種 I P データサービス（イーサネット型であってエコノミークラスのものに限り、以下 3 において同じとします。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i イーサネット相当回線を使用するもの

(i) エコノミークラス（接続契約者回線（その接続契約者回線に接続される設備等を含みます。）において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの）

(i)-1 10Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Mb/s	60,000円(税込63,000円)

(i)-2 100Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
100Mb/s	250,000円(税込262,500円)

ii IPルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

- (i) エコノミークラス（接続契約者回線（その接続契約者回線に接続される設備等を含みます。）において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、準通常クラス以外のもの）

(i)-1 10Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
10Mb/s	基本料	60,000円(税込63,000円)
	加算料	146,000円(税込153,300円)

備考

「区域内」のものに限り提供します。

(i)-2 100Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
100Mb/s	基本料	250,000円(税込262,500円)
	加算料	236,000円(税込247,800円)

備考

「区域内」のものに限り提供します。

iii インターネット接続相当回線を使用するもの

(i) タイプ1

- (i)-1 区分1（接続契約者回線から送信された契約者識別符号及びグループ識別符号並びに暗証符号により、当社が第1種IPデータ契約者を識別するもの）

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	50,000円(税込52,500円)
256Kb/s	75,000円(税込78,750円)
512Kb/s	100,000円(税込105,000円)
1Mb/s	150,000円(税込157,500円)
2Mb/s	200,000円(税込210,000円)
3Mb/s	230,000円(税込241,500円)
4Mb/s	260,000円(税込273,000円)
5Mb/s	290,000円(税込304,500円)
6Mb/s	320,000円(税込336,000円)
7Mb/s	380,000円(税込399,000円)
8Mb/s	440,000円(税込462,000円)
9Mb/s	500,000円(税込525,000円)
10Mb/s	560,000円(税込588,000円)
15Mb/s	760,000円(税込798,000円)
20Mb/s	960,000円(税込1,008,000円)
25Mb/s	1,160,000円(税込1,218,000円)
30Mb/s	1,360,000円(税込1,428,000円)
35Mb/s	1,560,000円(税込1,638,000円)
40Mb/s	1,760,000円(税込1,848,000円)

(ii) タイプ 2

(ii)－1 区分 1 (接続契約者回線から送信された契約者識別符号及びグループ識別符号並びに暗証符号により、当社が第 1 種 I P データ契約者を識別するもの)

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2 5 6 Kb/s	2 8, 0 0 0 円(税込 29, 400 円)
5 1 2 Kb/s	5 0, 0 0 0 円(税込 52, 500 円)
1 Mb/s	1 0 0, 0 0 0 円(税込 105, 000 円)
2 Mb/s	1 3 0, 0 0 0 円(税込 136, 500 円)
3 Mb/s	1 5 0, 0 0 0 円(税込 157, 500 円)
4 Mb/s	1 7 0, 0 0 0 円(税込 178, 500 円)
5 Mb/s	1 9 0, 0 0 0 円(税込 199, 500 円)
6 Mb/s	2 1 0, 0 0 0 円(税込 220, 500 円)
7 Mb/s	2 5 0, 0 0 0 円(税込 262, 500 円)
8 Mb/s	2 8 0, 0 0 0 円(税込 294, 000 円)
9 Mb/s	3 1 0, 0 0 0 円(税込 325, 500 円)
1 0 Mb/s	3 4 0, 0 0 0 円(税込 357, 000 円)

b 接続基本料

(a) プラン 2

i イーサネット相当回線を使用するもの

(i) エコノミークラス (接続契約者回線 (その接続契約者回線に接続される設備等を含みます。)) において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの)

(i)－1 1 0 M イーサネット

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	6 0, 0 0 0 円(税込 63, 000 円)

(i)－2 1 0 0 M イーサネット

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 0 Mb/s	2 5 0, 0 0 0 円(税込 262, 500 円)

ii I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

(i) エコノミークラス (接続契約者回線 (その接続契約者回線に接続される設備等を含みます。)) において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、準通常クラス以外のもの)

(i)－1 1 0 M イーサネット

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
1 0 Mb/s	基本料	6 0, 0 0 0 円(税込 63, 000 円)
	加算料	1 4 6, 0 0 0 円(税込 153, 300 円)

備考

「区域内」のものに限り提供します。

(i)－2 1 0 0 M イーサネット

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
1 0 0 Mb/s	基本料	2 5 0, 0 0 0 円(税込 262, 500 円)
	加算料	2 3 6, 0 0 0 円(税込 247, 800 円)

備考

「区域内」のものに限り提供します。

イ 第2種IPデータサービスに係るもの

(7) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i イーサネット型

(i) エコノミークラス（契約者回線（その契約者回線に接続される設備等を含みます。）において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの）

(i)-1 基本料

(i)-1-1 10Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
10Mb/s	60,000円(税込63,000円)

(i)-1-2 100Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
100Mb/s	250,000円(税込262,500円)

(i)-2 加算料

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
契約者回線使用料	40,000円（税込42,000円）

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

b 接続基本料

(a) プラン2

i イーサネット型

(i) エコノミークラス（契約者回線（その契約者回線に接続される設備等を含みます。）において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの）

(i)-1 基本料

(i)-1-1 10Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
10Mb/s	60,000円(税込63,000円)

(i)-1-1 100Mイーサネット

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
100Mb/s	250,000円(税込262,500円)

(i)-2 加算料

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
契約者回線使用料	40,000円（税込42,000円）

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

4 プラン2に係る第1種IPデータサービス又は第2種IPデータサービスについて、契約者回線群使用料に係る合計回線品目の算定にあたり、接続契約者回線又は契約者回線の品目を、次のとおり取り扱います。

(1) イーサネット相当回線又はIPルーティング網接続専用相当回線と相互に接続する接続契約者回線（エコノミークラスに係るものに限ります。）の品目については、「10Mb/s」とあるのは「2Mb/s」と、「100Mb/s」とあるのは「20Mb/s」と読み替えて算定します。

(2) イーサネット型の契約者回線（エコノミークラスに係るものに限ります。）に係る品目については、第2（第2種IPデータサービスに係るもの）1の表中「10Mb/s」とあるのは「2Mb/s」と、「100Mb/s」とあるのは「20Mb/s」と読み替えて算定します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 4 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 7 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種 I P データサービスに係る変更については、平成 20 年 7 月 3 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービス又は第 2 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（高速デジタル伝送相当回線を使用するものであって 3 Mb/s、4. 5 Mb/s 及び 6 Mb/s のものに限ります。）及び第 2 種 I P データサービス（高速デジタル伝送型であって 3 Mb/s、4. 5 Mb/s 及び 6 Mb/s のものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)－1 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	7 7 9, 0 0 0 円(税込 817,950 円)
4. 5 Mb/s	9 5 9, 0 0 0 円(税込 1,006,950 円)
6 Mb/s	1, 0 7 9, 0 0 0 円(税込 1,132,950 円)

(i)－2 エコノミークラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 Mb/s	7 3 0, 0 0 0 円(税込 766,500 円)

(ii) 加算料

1 の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
① ②以外のもの	1 8, 0 0 0 円(税込 18,900 円)
② 東北インテリジェント通信株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、O T N e t 株式会社又は K V H 株式会社に係るもの	1 6, 0 0 0 円(税込 16,800 円)

b 接続基本料

(a) プラン 2

i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)－1 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	7 3 2, 0 0 0 円 (税込 768,600 円)
4. 5 Mb/s	8 8 2, 0 0 0 円 (税込 926,100 円)
6 Mb/s	1, 0 0 2, 0 0 0 円 (税込 1,052,100 円)

(i)－2 エコノミークラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 Mb/s	5 3 0, 0 0 0 円 (税込 556,500 円)

(ii) 加算料

a (a) i (ii) に規定する料金額と同額

イ 第 2 種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i 高速デジタル伝送型

- (i) 基本料
(i) - 1 通常クラス

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	3 6 2 , 0 0 0 円 (税込 380,100 円)
4. 5 Mb/s	4 6 0 , 0 0 0 円 (税込 483,000 円)
6 Mb/s	5 2 6 , 0 0 0 円 (税込 552,300 円)

- (ii) 加算料

1 の契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
光ケーブルのもの	4 0 , 0 0 0 円 (税込 42,000 円)

- b 接続基本料

- (a) プラン 2

- i 高速ディジタル伝送型

- (i) 基本料

- (i) - 1 通常クラス

1 の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	2 8 5 , 0 0 0 円 (税込 299,250 円)
4. 5 Mb/s	3 3 8 , 0 0 0 円 (税込 354,900 円)
6 Mb/s	3 9 0 , 0 0 0 円 (税込 409,500 円)

- (ii) 加算料

- a (a) i (ii) に規定する料金額と同額

- (イ) 加算額

- a 端末設備使用料

種 別	区 分	単 位	料 金 額
(ア) 回線接続装置 ：取扱局伝送設備と の間で信号の送受 信及び変換の機能 を有するもの	a 高速ディ ジタル伝送 型に係るも の	(a) 回線接続装 置Ⅰ型の場合	3 Mb/s、4.5Mb/s、 6 Mb/s 用のもの
		(b) 回線接続装 置Ⅱ型の場合	3 Mb/s、4.5Mb/s 又 は 6 Mb/s 用のもの
		備 考 Ⅰ インターフェースに係るものに限り提供します。	
		1 台ごとに	2 1 , 0 0 0 円 (税込 22,050 円)
			2 0 , 0 0 0 円 (税込 21,000 円)

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能（IPセントレックスサービス契約約款に規定するIPセントレックスサービスに係るものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分	単 位	料金額
特定サービス接続機能	1 の特定サー ビスごとに	30,000 円 (税込 31,500 円)
備 考 1 特定サービスは、IPセントレックスサービス契約約款に規定するIPセントレックスサービスとします。 2 IPデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス接続機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、その所属する契約者回線群に係るIPデータ契約者は、特定サービス接続機能を利用することができます。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(第 1 種 IP データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（インターネット接続相当回線を使用するものであってタイプ1のものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i インターネット接続相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)-1 タイプ1

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
128Kb/s	40,000円(税込42,000円)
256Kb/s	60,000円(税込63,000円)
512Kb/s	80,000円(税込84,000円)
1Mb/s	120,000円(税込126,000円)
2Mb/s	160,000円(税込168,000円)
3Mb/s	180,000円(税込189,000円)
4Mb/s	200,000円(税込210,000円)
5Mb/s	220,000円(税込231,000円)
6Mb/s	240,000円(税込252,000円)
7Mb/s	290,000円(税込304,500円)
8Mb/s	340,000円(税込357,000円)
9Mb/s	390,000円(税込409,500円)
10Mb/s	440,000円(税込462,000円)
15Mb/s	615,000円(税込645,750円)
20Mb/s	790,000円(税込829,500円)
25Mb/s	965,000円(税込1,013,250円)
30Mb/s	1,140,000円(税込1,197,000円)
35Mb/s	1,315,000円(税込1,380,750円)
40Mb/s	1,490,000円(税込1,564,500円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年8月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年11月28日から実施します。ただし、IPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータサービスに係る変更については、平成20年12月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

IP通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約	IP通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約であってタイプ1のもの
--------------------------	-------------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約	移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって一般接続型のもの
--------------------------------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 30 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(国際通信回線に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際通信回線に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(付加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している優先送信機能（タイプ 1 に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
優先送信機能（タイプ 1）	I P データ網から別に定める外国側電気通信事業者の電気通信サービスに係る契約者回線等への通信について、優先度設定符号の付与された I P パケットを、その優先度に基づき送信する機能をいいます。	1 の国際通信回線ごとに	15,000 円

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ 2 に係る優先送信機能	優先送信機能
-----------------	--------

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 7 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているウィルスチェック機能及び情報ページ閲覧規制機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額
ウィルス チェック 機能	次に掲げる事項を提供する機能を います。 ア 情報ページウィルスチェック (利用者がインターネット接続機 能Ⅰを利用して情報ページ(情報 公開のためのデータベースをい います。以下同じとします。)の閲 覧をする場合であって、その情報 ページにコンピュータウィルス (通信やコンピュータ等の機能に 妨害を与えるためのプログラムで あって、当社が別に定めるものを いいます。以下同じとします。) が含まれているときに、別に定め るところによりそのコンピュータ ウィルスの削除等を行うことをい います。)	提供を受けているインターネ ット接続機能Ⅰに係る品目が 0.5 Mb/s、1 Mb/s 又は 2 Mb/s のもの	1 の契約者 回線群ごと に 50,000円 (税込 52,500円)
		提供を受けているインターネ ット接続機能Ⅰに係る品目が 3 Mb/s、4 Mb/s 又は 5 Mb/s の もの	80,000円 (税込 84,000円)
		提供を受けているインターネ ット接続機能Ⅰに係る品目が 6 Mb/s、7 Mb/s 又は 8 Mb/s の もの	110,000円 (税込 115,500円)
		提供を受けているインターネ ット接続機能Ⅰに係る品目が 9 Mb/s 又は 10 Mb/s のもの	130,000円 (税込 136,500円)
イ メール等ウィルスチェック(利 用者がインターネット接続機能Ⅰ を利用して送り、又は受ける電子 メール等(メールのアドレスを使 用して送り、若しくは受ける電子 情報又は当社が別に定める手順に より送り、若しくは受ける電子情 報をいいます。)にコンピュータ ウィルスが含まれている場合に、 当社が別に定めるところにより、 そのコンピュータウィルスの削除 等を行うことをいいます。) 備 考 1 当社は、1の契約者回線群(タイプ1に係るインターネット接続機能Ⅰの提供を受けているものに 限ります。)につき1のウィルスチェック機能を提供します。 2 IPデータ契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)がこの機能の利用を 請求し、その承諾を受けたときは、その契約者回線群に所属するIPデータ契約者は、ウィルスチェ ック機能を利用することができます。 3 当社は、ウィルスチェック機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。			
情報ペー ジ閲覧規 制機能	利用者がインターネット接続機能Ⅰを利用して情報ページの閲覧を する場合に、当社が別に定めるところにより指定した情報ページの 閲覧をできなくする機能をいいます。	1 の契約者 回線群ごと に	50,000円 (税込 52,500円)
備 考 1 当社は、1の契約者回線群(ウィルスチェック機能の提供を受けているものであって、提供を受け ているインターネット接続機能Ⅰに係る品目が6 Mb/s までのものに限ります。)につき1の情報ペ ージ閲覧規制機能を提供します。 2 IPデータ契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)がこの機能の利用を 請求し、その承諾を受けたときは、その契約者回線群に所属するIPデータ契約者は、情報ページ閲 覧規制機能を利用することができます。 3 当社は、情報ページ閲覧規制機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。			

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 29 日から実施します。ただし、I P ルーティング網接続専用相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに係る変更については、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって特定方式接続型のもの	移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって特定方式接続型の区分 1 のもの
--	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 14 日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

接続通信機能	接続通信機能 I
--------	----------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 29 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 2 のもの	インターネット接続相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって、タイプ 2 のうち I P データ網への同時接続数が 1 0 0 までのもの
--	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。ただし、I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データサービスに係る変更については、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約のうちタイプ 1 の 1 0 M イーサネットであって、品目が 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s までのもの	I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約のうちタイプ 2 の品目が 1 0 Mb/s であって、伝送速度に係る細目が 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s までのもの
I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約のうちタイプ 1 の 1 0 0 M イーサネットであって、品目が 1 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s までのもの	I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約のうちタイプ 2 の品目が 1 0 0 Mb/s であって、伝送速度に係る細目が 1 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s までのもの
I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 2 のもの	I P 通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 3 のもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 23 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 30 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

特定接続回線を使用する第 1 種 I P データ契約	特定接続回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって通常クラスのもの
----------------------------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

利用回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってエコノミークラスのもの	利用回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって、エコノミークラスの一般型のもの
---	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 24 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

インターネット接続相当回線を使用する第1種IPデータ契約であってタイプ2のもの	インターネット接続相当回線を使用する第1種IPデータ契約
---	------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（移動体通信網相当回線を使用するものであって日本通信株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 移動体通信網相当回線を使用するもの

(i) 日本通信株式会社に係るもの

(i)-1 タイプ1

1のIPアドレスごとに

区 分	料金額（月額）
同時に利用可能なIPアドレスの数が1から99までのとき	4,400円(税込4,620円)
同時に利用可能なIPアドレスの数が100から499までのとき	3,800円(税込3,990円)
同時に利用可能なIPアドレスの数が500以上のとき	2,900円(税込3,045円)

(i)-2 タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 Mb/s	82,000円(税込86,100円)
2 Mb/s	118,000円(税込123,900円)
3 Mb/s	153,000円(税込160,650円)
4 Mb/s	168,000円(税込176,400円)
5 Mb/s	183,000円(税込192,150円)
6 Mb/s	198,000円(税込207,900円)

(第1種IPデータサービスに係る特定他社接続回線に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービスに係る特定他社接続回線（移動体通信網相当回線に限ります。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（高速デジタル

伝送相当回線又はＡＴＭ専用相当回線を使用するものであって株式会社ケイ・オプティコムに係るものに限りま
す。)に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(第 1 種 Ｉ Ｐ データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 Ｉ Ｐ データサービス（高速デジタル
伝送相当回線を使用するものであって東北インテリジェント通信株式会社、ＫＤＤ Ｉ 株式会社又は中部テレコ
ミュニケーション株式会社に係るもの及びＡＴＭ専用相当回線を使用するものであって北海道総合通信網株式会社、
東北インテリジェント通信株式会社、ＫＤＤ Ｉ 株式会社又は中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの
（ＫＤＤ Ｉ 株式会社に係るものは、旧株式会社パワードコムに係るものとします。）に限ります。）に関する料
金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 Ｉ Ｐ データサービス（Ｉ Ｐ 通信網相当
回線を使用するものであってタイプ 2 に限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、
なお従前のとおりとします。

- (1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 Ｉ Ｐ データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i Ｉ Ｐ 通信網相当回線を使用するもの

(i) タイプ 2

(i)－1 基本料

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	伝送速度に係る細目	料金額（月額）
1 0 Mb/s	1 Mb/s	1 0 4 , 0 0 0 円(税込 109,200 円)
	2 Mb/s	1 2 9 , 0 0 0 円(税込 135,450 円)
	3 Mb/s	1 4 4 , 0 0 0 円(税込 151,200 円)
	4 Mb/s	1 5 9 , 0 0 0 円(税込 166,950 円)
	5 Mb/s	1 7 4 , 0 0 0 円(税込 182,700 円)
	6 Mb/s	1 8 9 , 0 0 0 円(税込 198,450 円)
	7 Mb/s	2 0 4 , 0 0 0 円(税込 214,200 円)
	8 Mb/s	2 1 9 , 0 0 0 円(税込 229,950 円)
	9 Mb/s	2 3 4 , 0 0 0 円(税込 245,700 円)
	1 0 Mb/s	2 4 9 , 0 0 0 円(税込 261,450 円)
1 0 0 Mb/s	1 0 Mb/s	3 5 0 , 0 0 0 円(税込 367,500 円)
	2 0 Mb/s	5 0 0 , 0 0 0 円(税込 525,000 円)
	3 0 Mb/s	6 5 0 , 0 0 0 円(税込 682,500 円)
	4 0 Mb/s	8 0 0 , 0 0 0 円(税込 840,000 円)
	5 0 Mb/s	9 5 0 , 0 0 0 円(税込 997,500 円)
	6 0 Mb/s	1 , 1 0 0 , 0 0 0 円(税込 1,155,000 円)
	7 0 Mb/s	1 , 2 5 0 , 0 0 0 円(税込 1,312,500 円)
	8 0 Mb/s	1 , 4 0 0 , 0 0 0 円(税込 1,470,000 円)
	9 0 Mb/s	1 , 5 5 0 , 0 0 0 円(税込 1,627,500 円)
	1 0 0 Mb/s	1 , 7 0 0 , 0 0 0 円(税込 1,785,000 円)

(i)－2 加算料

(i)－2－1 東日本電信電話株式会社に係る Ｉ Ｐ 通信網相当回線を使用するとき

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 Mb/s	3 1 1, 0 0 0 円(税込 326,550 円)
1 0 0 Mb/s	1, 8 2 0, 0 0 0 円(税込 1,911,000 円)

(i)－2－2 西日本電信電話株式会社に係る I P 通信網相当回線を使用するとき

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 Mb/s	3 1 1, 0 0 0 円(税込 326,550 円)
1 0 0 Mb/s	1, 5 3 0, 0 0 0 円(税込 1,606,500 円)

(付加機能に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能（イクアントネットワークサービス契約約款に規定する I P ダイヤルサービス、デジタルデータサービス契約約款（旧日本テレコム I D C 株式会社に係るものをいい、以下この附則において「デジタルデータサービス契約約款（I）」といいます。）に規定する I P－V P N サービス、国際データ伝送サービス（V）契約約款に規定する国際 I P データサービス（V）、国際データ伝送サービス（S）契約約款に規定する第 2 種国際 I P データサービス（S）若しくは第 3 種国際 I P データサービス（S）に係るものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。

区 分		単 位	料金額
特定サービス接続機能	特定サービスに関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1 の特定サービスごとに	—
備 考			
1 特定サービスは、イクアントネットワークサービス契約約款に規定する I P ダイヤルサービス、デジタルデータサービス契約約款（I）に規定する I P－V P N サービス、国際データ伝送サービス（V）契約約款に規定する国際 I P データサービス（V）、国際データ伝送サービス（S）契約約款に規定する第 2 種国際 I P データサービス（S）若しくは第 3 種国際 I P データサービス（S）とします。			
2 I P データ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）が特定サービス接続機能の利用の請求をし、その承諾を受けたときは、その所属する契約者回線群に係る I P データ契約者は、特定サービス接続機能を利用することができます。			
3 イクアントネットワークサービス契約約款に規定する I P ダイヤルサービスに係る特定サービス接続機能の料金は、I P ダイヤルサービスに係る料金と併せて、イクアントネットワークサービス契約約款に定めるものとします。			
4 デジタルデータサービス契約約款（I）に規定する I P－V P N サービスに係る特定サービス接続機能の料金は、I P－V P N サービスに係る料金と併せて、デジタルデータサービス契約約款（I）に定めるものとします。			
5 国際データ伝送サービス（V）契約約款に規定する国際 I P データサービス（V）に係る特定サービス接続機能の料金は、国際 I P データサービス（V）に係る料金と併せて、国際データ伝送サービス（V）契約約款に定めるものとします。			
6 国際データ伝送サービス（S）契約約款に規定する第 2 種国際 I P データサービス（S）に係る特定サービス接続機能の料金は、第 2 種国際 I P データサービス（S）に係る料金と併せて、第 3 種国際 I P データサービス（S）に係る特定サービス接続機能の料金は、第 3 種国際 I P データサービス（S）に係る料金と併せて、国際データ伝送サービス（S）契約約款に定めるものとします。			

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 29 日から実施します。ただし、I P パケットフィルタリング機能に係る変更については、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 12 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。
(第 2 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

イーサネット型に係る第 2 種 I P データ契約	イーサネット型に係る第 2 種 I P データ契約であって一般型のもの
---------------------------	-------------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 25 日から実施します。ただし、利用回線を使用する第 1 種 I P データサービスのうち 1 Mb/s のものに係る変更については、平成 24 年 3 月 31 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

利用回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって、品目が 1 2 Mb/s のタイプ 1 のもの	利用回線を使用する第 1 種 I P データ契約であって、品目が 1 2 Mb/s のもの
--	---

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（利用回線を使用するものであって 1 Mb/s のものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

- ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの
- (ア) 基本額
- a 合算接続基本料
- (a) プラン 1
- i 利用回線を使用するもの
- (i) エコノミークラス
- (i)－1 一般型
- (i)－1－1 タイプ 1

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 Mb/s	1 3, 0 0 0 円(税込 13, 650 円)

(i)-1-2 タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	11,000円(税込11,550円)

b 接続基本料

(a) プラン2

i 利用回線を使用するもの

(i) エコノミークラス

(i)-1 タイプ1

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	12,000円(税込12,600円)

(i)-2 タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	10,000円(税込10,500円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（特定利用回線を使用するものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

- (1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 特定利用回線を使用するもの

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2 Mb/s	42,500円(税込44,625円)
10 Mb/s	51,000円(税込53,550円)

b 接続基本料

(a) プラン2

i 特定利用回線を使用するもの

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2 Mb/s	37,500円(税込39,375円)
10 Mb/s	46,000円(税込48,300円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(第4種IPデータサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第4種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

イーサネット型に係る第4種I Pデータ契約であつてプラン2のコース1のもの	プラン2に係る第4種I Pデータ契約
イーサネット型に係る第4種I Pデータ契約であつてプラン3のもの	プラン3に係る第4種I Pデータ契約

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種I Pデータサービス（S T M型のものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

（第1種I Pデータサービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種I Pデータサービス（高速デジタル伝送相当回線又はA T M専用相当回線を使用するものであって北陸通信ネットワーク株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年3月17日から実施します。

（第1種I Pデータサービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種I Pデータサービス（インターネット接続相当回線を使用するものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

（1）料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種I Pデータサービスに係るもの

（ア）基本額

a 合算接続基本料

（a）プラン1

i インターネット接続相当回線を使用するもの

（i）基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
2 5 6 Kb/s	2 3, 0 0 0 円(税込 24, 150 円)
5 1 2 Kb/s	4 0, 0 0 0 円(税込 42, 000 円)
1 Mb/s	8 0, 0 0 0 円(税込 84, 000 円)
2 Mb/s	1 0 0, 0 0 0 円(税込 105, 000 円)
3 Mb/s	1 2 0, 0 0 0 円(税込 126, 000 円)
4 Mb/s	1 4 0, 0 0 0 円(税込 147, 000 円)
5 Mb/s	1 6 0, 0 0 0 円(税込 168, 000 円)
6 Mb/s	1 8 0, 0 0 0 円(税込 189, 000 円)
7 Mb/s	2 0 0, 0 0 0 円(税込 210, 000 円)
8 Mb/s	2 2 0, 0 0 0 円(税込 231, 000 円)
9 Mb/s	2 5 0, 0 0 0 円(税込 262, 500 円)
1 0 Mb/s	2 8 0, 0 0 0 円(税込 294, 000 円)
2 0 Mb/s	4 2 3, 0 0 0 円(税込 444, 150 円)
3 0 Mb/s	5 6 5, 0 0 0 円(税込 593, 250 円)
4 0 Mb/s	7 0 8, 0 0 0 円(税込 743, 400 円)
5 0 Mb/s	8 5 1, 0 0 0 円(税込 893, 550 円)

(ii) 加算料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	単 位	料金額 (月額)
I Pデータ網への同時接続数が100を超えるもの	同時接続数が100を超える100までごとに	20,000円 (税込21,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月31日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1に係るインターネット接続機能Iに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分			単 位	料金額（月額）
インターネット 接続機能Ⅰ （タイプⅠ）	別に定めるインターネ ット接続事業者に係る 電気通信回線設備と接 続する機能（インター ネット接続機能Ⅱを除 きます。）をいいま す。	0. 5 Mb/s	1 の契約者回線群 ごとに	95,000 円(税込 99,750 円)
		1 Mb/s		120,000 円(税込 126,000 円)
		2 Mb/s		150,000 円(税込 157,500 円)
		3 Mb/s		180,000 円(税込 189,000 円)
		4 Mb/s		210,000 円(税込 220,500 円)
		5 Mb/s		240,000 円(税込 252,000 円)
		6 Mb/s		270,000 円(税込 283,500 円)
		7 Mb/s		300,000 円(税込 315,000 円)
		8 Mb/s		330,000 円(税込 346,500 円)
		9 Mb/s		360,000 円(税込 378,000 円)
		1 0 Mb/s		390,000 円(税込 409,500 円)
備 考				
I Pデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）がインターネ ット接続機能Ⅰの利用の請求をし、その承諾を受けたときは、その所属する契約者回線群に係 るI Pデータ契約者は、インターネット接続機能Ⅰを利用することができます。				

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ2に係るインターネット接続機能I	インターネット接続機能I
---------------------	--------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定他社接続回線のうち、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ又は株式会社 S T N e t の高速デジタル伝送サービス及び A T M 専用サービスに係るものの料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（高速デジタル伝送相当回線を使用するものであって北海道総合通信網株式会社、九州通信ネットワーク株式会社又は沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの及び A T M 専用相当回線を使用するものであって九州通信ネットワーク株式会社又は沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 12 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

2 平成 16 年 12 月 1 日実施の附則から平成 24 年 3 月 31 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 8 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 5 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

特定他社サービス回線を使用する第 1 種 I P データ契約	特定他社サービス回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 1 のもの
--------------------------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（I P 通信網相当回線を使用するものであってタイプ 3 のものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(7) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i IP通信網相当回線を使用するもの

(i) タイプ3

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 0 Mb/s	1 5, 0 0 0 円(税抜)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

IP通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約であってタイプ1のもの	IP通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約
-------------------------------------	--------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（利用回線を使用するものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 利用回線に係るもの

(7) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 通常クラス

(i) 一般型

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 Mb/s 符号伝送速度が1 2 8 キロビット/秒を下回らないもの	3 0, 0 0 0 円(税抜)
符号伝送速度が1 9 2 キロビット/秒を下回らないもの	4 0, 0 0 0 円(税抜)

(ii) 予備型

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 Mb/s	1 6, 8 0 0 円(税抜)

ii エコノミークラス

(i) 一般型

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 Mb/s	5, 5 0 0 円(税抜)

(ii) 特定契約条件型

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 Mb/s	4, 1 0 0 円(税抜)

b 接続基本料

(a) プラン2

i 通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 Mb/s 符号伝送速度が1 2 8キロビット/秒を下回らないもの	2 5, 0 0 0円(税抜)
符号伝送速度が1 9 2キロビット/秒を下回らないもの	3 5, 0 0 0円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年7月17日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第1種IPデータサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービスのうち、高速デジタル伝送相当回線、ATM専用相当回線、クラス1に係るATMデータ伝送相当回線又はクラス2に係るATMデータ伝送相当回線(ATMデータ契約者回線(特定事業者のデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの契約者回線に係る部分をいいます。以下この附則において同じとします。))に係る部分を除きます。以下この附則2において同じとします。)に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
- (1) 料金額については、次に定める額とします。
- ア 第1種IPデータサービスに係るもの
- (ア) 合算接続基本料
- (a) プラン1
- i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの
- (i) 基本料
- (i)-1 通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	6 2, 5 7 0円(税抜)
1 2 8 Kb/s	7 6, 5 7 0円(税抜)
1 9 2 Kb/s	1 4 5, 0 0 0円(税抜)
2 5 6 Kb/s	1 7 0, 0 0 0円(税抜)
3 8 4 Kb/s	2 1 3, 0 0 0円(税抜)
5 1 2 Kb/s	2 4 7, 0 0 0円(税抜)
7 6 8 Kb/s	3 0 2, 0 0 0円(税抜)
1 Mb/s	3 7 0, 0 0 0円(税抜)
1. 5 Mb/s	4 3 2, 0 0 0円(税抜)

(i)-2 エコノミークラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	2 9, 5 7 0円(税抜)

1 2 8 Kb/s	4 0, 5 7 0 円(税抜)
1. 5 Mb/s	2 6 4, 0 0 0 円(税抜)

(ii) 加算料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
(i) 64Kb/s 又は 128Kb/s のもの	2, 4 3 0 円(税抜)
(ii) (i)以外のもの	1 8, 0 0 0 円(税抜)

ii ATM専用相当回線を使用するもの

(i) 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)					
	ゾーン 1	ゾーン 2	ゾーン 3	ゾーン 4	ゾーン 5	ゾーン 6
0. 5 Mb/s	96,000 円 (税抜)	118,000 円 (税抜)	126,000 円 (税抜)	135,000 円 (税抜)	159,000 円 (税抜)	249,000 円 (税抜)
1 Mb/s	152,000 円 (税抜)	196,000 円 (税抜)	202,000 円 (税抜)	220,000 円 (税抜)	268,000 円 (税抜)	448,000 円 (税抜)
2 Mb/s	243,000 円 (税抜)	322,000 円 (税抜)	335,000 円 (税抜)	371,000 円 (税抜)	467,000 円 (税抜)	827,000 円 (税抜)
3 Mb/s	312,000 円 (税抜)	425,000 円 (税抜)	459,000 円 (税抜)	510,000 円 (税抜)	646,000 円 (税抜)	1,156,000 円 (税抜)
4 Mb/s	371,000 円 (税抜)	500,000 円 (税抜)	573,000 円 (税抜)	638,000 円 (税抜)	815,000 円 (税抜)	1,475,000 円 (税抜)
5 Mb/s	419,000 円 (税抜)	565,000 円 (税抜)	653,000 円 (税抜)	750,000 円 (税抜)	958,000 円 (税抜)	1,738,000 円 (税抜)
6 Mb/s	467,000 円 (税抜)	630,000 円 (税抜)	728,000 円 (税抜)	849,000 円 (税抜)	1,081,000 円 (税抜)	1,951,000 円 (税抜)
7 Mb/s	515,000 円 (税抜)	683,000 円 (税抜)	785,000 円 (税抜)	943,000 円 (税抜)	1,199,000 円 (税抜)	2,159,000 円 (税抜)
8 Mb/s	563,000 円 (税抜)	736,000 円 (税抜)	809,000 円 (税抜)	1,037,000 円 (税抜)	1,317,000 円 (税抜)	2,367,000 円 (税抜)
9 Mb/s	611,000 円 (税抜)	789,000 円 (税抜)	897,000 円 (税抜)	1,131,000 円 (税抜)	1,414,000 円 (税抜)	2,554,000 円 (税抜)
1 0 Mb/s	659,000 円 (税抜)	843,000 円 (税抜)	954,000 円 (税抜)	1,220,000 円 (税抜)	1,486,000 円 (税抜)	2,716,000 円 (税抜)
1 1 Mb/s から 4 4 Mb/s までのもの	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 24,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 32,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 35,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 44,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 68,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を 10Mb/s のものとみなした場合 に適用される額に、10Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 158,000 円(税抜)を加算した額
4 5 Mb/s	1,483,000 円 (税抜)	1,951,000 円 (税抜)	2,165,000 円 (税抜)	2,740,000 円 (税抜)	3,830,000 円 (税抜)	8,150,000 円 (税抜)

4 6 Mb/s から 1 3 5 Mb/s ま でのもの	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 8,000 円(税抜) を加算した額	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 12,000 円(税抜) を加算した額	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 13,000 円(税抜) を加算した額	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 16,000 円(税抜) を加算した額	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 24,000 円(税抜) を加算した額	その特定他社接 続回線を 45Mb/s のもの とみなした場合 に適用される額 に、45Mb/s を 超える 1 Mb/s ごとに 54,000 円(税抜) を加算した額
-------------------------------------	---	--	--	--	--	--

(ii) 加算料

1 の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
1 芯式の場合	6 5, 0 0 0 円(税抜)
2 芯式の場合	1 3 3, 0 0 0 円(税抜)

iii クラス 1 に係る A T M データ伝送相当回線を使用するもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5 Mb/s	6 4, 9 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	1 0 6, 8 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	1 7 0, 8 0 0 円(税抜)

iv クラス 2 に係る A T M データ伝送相当回線を使用するもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目		料金額 (月額)
上限伝送 品目	最低伝送 品目	
0. 5 Mb/s	0. 1 Mb/s	2 8, 1 0 0 円(税抜)
0. 5 Mb/s	0. 3 Mb/s	4 7, 7 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	0. 1 Mb/s	3 1, 8 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	0. 5 Mb/s	6 8, 5 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	0. 2 Mb/s	4 6, 3 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	1 Mb/s	1 1 1, 0 0 0 円(税抜)
3 Mb/s	0. 3 Mb/s	6 0, 9 0 0 円(税抜)
3 Mb/s	1. 5 Mb/s	1 4 6, 2 0 0 円(税抜)
4 Mb/s	0. 4 Mb/s	7 2, 5 0 0 円(税抜)
4 Mb/s	2 Mb/s	1 7 8, 4 0 0 円(税抜)
5 Mb/s	0. 5 Mb/s	8 4, 6 0 0 円(税抜)
5 Mb/s	2. 5 Mb/s	2 1 0, 8 0 0 円(税抜)
6 Mb/s	0. 6 Mb/s	9 4, 8 0 0 円(税抜)
6 Mb/s	3 Mb/s	2 4 2, 2 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	0. 7 Mb/s	1 0 5, 5 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	3. 5 Mb/s	2 7 1, 3 0 0 円(税抜)
8 Mb/s	0. 8 Mb/s	1 1 5, 1 0 0 円(税抜)
8 Mb/s	4 Mb/s	2 9 8, 5 0 0 円(税抜)
9 Mb/s	0. 9 Mb/s	1 2 4, 7 0 0 円(税抜)
9 Mb/s	4. 5 Mb/s	3 2 4, 5 0 0 円(税抜)
1 0 Mb/s	1 Mb/s	1 3 5, 2 0 0 円(税抜)
1 0 Mb/s	5 Mb/s	3 5 0, 6 0 0 円(税抜)

(i) 接続基本料

(a) プラン 2

i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)-1 通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	6 4, 5 7 0 円 (税抜)
1 2 8 Kb/s	7 9, 5 7 0 円 (税抜)
1 9 2 Kb/s	1 5 7, 0 0 0 円 (税抜)
2 5 6 Kb/s	1 8 2, 0 0 0 円 (税抜)
3 8 4 Kb/s	2 2 2, 0 0 0 円 (税抜)
5 1 2 Kb/s	2 5 7, 0 0 0 円 (税抜)
7 6 8 Kb/s	3 2 2, 0 0 0 円 (税抜)
1 Mb/s	4 0 2, 0 0 0 円 (税抜)
1. 5 Mb/s	5 3 2, 0 0 0 円 (税抜)

(i)-2 エコノミークラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	2 7, 5 7 0 円 (税抜)
1 2 8 Kb/s	3 5, 5 7 0 円 (税抜)
1. 5 Mb/s	2 1 7, 0 0 0 円 (税抜)

(ii) 加算料

ア(ア)(a) i (ii)に規定する料金額と同額

ii A T M専用相当回線を使用するもの

(i) 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)					
	ゾーン 1	ゾーン 2	ゾーン 3	ゾーン 4	ゾーン 5	ゾーン 6
0. 5 Mb/s	75,000 円 (税抜)	88,000 円 (税抜)	91,000 円 (税抜)	100,000 円 (税抜)	124,000 円 (税抜)	214,000 円 (税抜)
1 Mb/s	120,000 円 (税抜)	146,000 円 (税抜)	152,000 円 (税抜)	170,000 円 (税抜)	218,000 円 (税抜)	398,000 円 (税抜)
2 Mb/s	193,000 円 (税抜)	243,000 円 (税抜)	255,000 円 (税抜)	291,000 円 (税抜)	387,000 円 (税抜)	747,000 円 (税抜)
3 Mb/s	260,000 円 (税抜)	332,000 円 (税抜)	349,000 円 (税抜)	400,000 円 (税抜)	536,000 円 (税抜)	1,046,000 円 (税抜)
4 Mb/s	317,000 円 (税抜)	411,000 円 (税抜)	433,000 円 (税抜)	499,000 円 (税抜)	675,000 円 (税抜)	1,335,000 円 (税抜)
5 Mb/s	364,000 円 (税抜)	476,000 円 (税抜)	502,000 円 (税抜)	580,000 円 (税抜)	788,000 円 (税抜)	1,568,000 円 (税抜)
6 Mb/s	404,000 円 (税抜)	533,000 円 (税抜)	562,000 円 (税抜)	649,000 円 (税抜)	881,000 円 (税抜)	1,751,000 円 (税抜)
7 Mb/s	444,000 円 (税抜)	585,000 円 (税抜)	617,000 円 (税抜)	713,000 円 (税抜)	969,000 円 (税抜)	1,929,000 円 (税抜)
8 Mb/s	484,000 円 (税抜)	637,000 円 (税抜)	672,000 円 (税抜)	777,000 円 (税抜)	1,057,000 円 (税抜)	2,107,000 円 (税抜)
9 Mb/s	524,000 円 (税抜)	689,000 円 (税抜)	727,000 円 (税抜)	841,000 円 (税抜)	1,145,000 円 (税抜)	2,285,000 円 (税抜)
1 0 Mb/s	564,000 円 (税抜)	739,000 円 (税抜)	780,000 円 (税抜)	903,000 円 (税抜)	1,231,000 円 (税抜)	2,461,000 円 (税抜)

1 1 Mb/s から 4 4 Mb/s までのもの	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 20,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 32,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 35,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 44,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 68,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を10Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、10Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 158,000 円(税抜)を加算した額
4 5 Mb/s	1,247,000 円 (税抜)	1,847,000 円 (税抜)	1,991,000 円 (税抜)	2,423,000 円 (税抜)	3,575,000 円 (税抜)	7,895,000 円 (税抜)
4 6 Mb/s から 1 3 5 Mb/s までのもの	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 3,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 7,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 8,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 11,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 19,000 円(税抜)を加算した額	その特定他社接続回線を45Mb/s のものとみなした場合に適用される額に、45Mb/s を超える 1 Mb/s ごとに 49,000 円(税抜)を加算した額

iii クラス 1 に係る A T M データ伝送相当回線を使用するもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5 Mb/s	4 8, 9 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	7 7, 8 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	1 3 2, 8 0 0 円(税抜)

iv クラス 2 に係る A T M データ伝送相当回線を使用するもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	品 目	料金額 (月額)
上限伝送 品目	最低伝送 品目	
0. 5 Mb/s	0. 1 Mb/s	2 3, 1 0 0 円(税抜)
0. 5 Mb/s	0. 3 Mb/s	3 7, 7 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	0. 1 Mb/s	2 7, 8 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	0. 5 Mb/s	5 3, 5 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	0. 2 Mb/s	4 0, 3 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	1. 0 Mb/s	8 3, 0 0 0 円(税抜)
3 Mb/s	0. 3 Mb/s	5 0, 9 0 0 円(税抜)
3 Mb/s	1. 5 Mb/s	1 1 3, 2 0 0 円(税抜)
4 Mb/s	0. 4 Mb/s	6 1, 5 0 0 円(税抜)
4 Mb/s	2 Mb/s	1 4 0, 4 0 0 円(税抜)
5 Mb/s	0. 5 Mb/s	6 9, 6 0 0 円(税抜)
5 Mb/s	2. 5 Mb/s	1 6 8, 8 0 0 円(税抜)
6 Mb/s	0. 6 Mb/s	7 7, 8 0 0 円(税抜)
6 Mb/s	3 Mb/s	1 9 6, 2 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	0. 7 Mb/s	8 4, 5 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	3. 5 Mb/s	2 1 9, 3 0 0 円(税抜)
8 Mb/s	0. 8 Mb/s	9 3, 1 0 0 円(税抜)
8 Mb/s	4 Mb/s	2 4 4, 5 0 0 円(税抜)
9 Mb/s	0. 9 Mb/s	9 8, 7 0 0 円(税抜)

9 Mb/s	4. 5 Mb/s	268,500円(税抜)
10 Mb/s	1 Mb/s	107,200円(税抜)
10 Mb/s	5 Mb/s	291,600円(税抜)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービスのうち、ATMデータ契約者回線に係る特定他社接続回線に関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 基本額

(ア) 接続基本料

(a) 回線使用料

1のATMデータ契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	12,500円(税抜)
6 Mb/s	14,900円(税抜)
9 Mb/s	16,100円(税抜)
12 Mb/s	17,300円(税抜)
15 Mb/s	18,600円(税抜)
18 Mb/s	19,900円(税抜)
21 Mb/s	21,100円(税抜)
24 Mb/s	22,300円(税抜)
27 Mb/s	23,700円(税抜)
30 Mb/s	24,900円(税抜)
33 Mb/s	26,200円(税抜)
36 Mb/s	27,400円(税抜)
39 Mb/s	28,700円(税抜)
42 Mb/s	30,000円(税抜)

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月19日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

特定サービス接続機能	特定サービス接続機能 I
------------	--------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 30 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

特定接続回線を使用する第 1 種 I P データ契約	特定接続回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 1 のもの
----------------------------	---

- (付加機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能の提供を受けている第 1 種 I P データ契約者又は第 2 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、1 の付加機能ごとに、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

特定サービス接続機能 I のうち別に定めるサービスに係るもの	特定接続回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 2 のもの
--------------------------------	---

- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 30 日から実施します。ただし、ユニバーサルサービス料に関する変更については、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネット接続機能 I、インターネット接続機能 II 及び特定装置接続機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分				単 位	料金額 (月額)
インターネット接続機能 I	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備と接続する機能 (次欄に定めるインターネット接続機能 II を除きます。) をいいます。 (商品名：インターネットゲートウェイ)	プラン 1	プラン 2 以外のもの	0. 5 Mb/s	150,000 円 (税抜)
				1 Mb/s	180,000 円 (税抜)
				2 Mb/s	210,000 円 (税抜)
				3 Mb/s	240,000 円 (税抜)
				4 Mb/s	270,000 円 (税抜)
				5 Mb/s	300,000 円 (税抜)
				6 Mb/s	330,000 円 (税抜)
				7 Mb/s	360,000 円 (税抜)
				8 Mb/s	390,000 円 (税抜)
				9 Mb/s	420,000 円 (税抜)
				1 0 Mb/s	450,000 円 (税抜)
				1 5 Mb/s	510,000 円 (税抜)
				2 0 Mb/s	570,000 円 (税抜)
				2 5 Mb/s	630,000 円 (税抜)

				3 0 Mb/s	690, 000 円 (税抜)
				3 5 Mb/s	750, 000 円 (税抜)
				4 0 Mb/s	810, 000 円 (税抜)
				4 5 Mb/s	870, 000 円 (税抜)
				5 0 Mb/s	930, 000 円 (税抜)
				6 0 Mb/s	1, 030, 000 円 (税抜)
				7 0 Mb/s	1, 130, 000 円 (税抜)
				8 0 Mb/s	1, 230, 000 円 (税抜)
				1 0 0 Mb/s	1, 350, 000 円 (税抜)
				プラン 2	接 続 に 係 る 電 気 通 信 設 備 が 二 重 化 さ れ て い る も の
	1 Mb/s	300, 000 円 (税抜)			
	2 Mb/s	350, 000 円 (税抜)			
	3 Mb/s	400, 000 円 (税抜)			
	4 Mb/s	450, 000 円 (税抜)			
	5 Mb/s	500, 000 円 (税抜)			
	6 Mb/s	550, 000 円 (税抜)			
	7 Mb/s	600, 000 円 (税抜)			
	8 Mb/s	650, 000 円 (税抜)			
	9 Mb/s	700, 000 円 (税抜)			
	1 0 Mb/s	750, 000 円 (税抜)			
	1 5 Mb/s	850, 000 円 (税抜)			
	2 0 Mb/s	950, 000 円 (税抜)			
	2 5 Mb/s	1, 050, 000 円 (税抜)			
	3 0 Mb/s	1, 150, 000 円 (税抜)			
	3 5 Mb/s	1, 250, 000 円 (税抜)			
	4 0 Mb/s	1, 350, 000 円 (税抜)			
	4 5 Mb/s	1, 450, 000 円 (税抜)			
	5 0 Mb/s	1, 550, 000 円 (税抜)			
	6 0 Mb/s	1, 720, 000 円 (税抜)			
	7 0 Mb/s	1, 890, 000 円 (税抜)			
	8 0 Mb/s	2, 050, 000 円 (税抜)			
	1 0 0 Mb/s	2, 250, 000 円 (税抜)			
	備 考				
1 この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）25 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。					
2 I Pデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）がインターネット接続機能Ⅰの利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第1（適用）1 の規定にかかわらず、その所属する契約者回線群に係る I Pデータ契約者は、インターネット接続機能Ⅰを利用することができます。					
インターネット接続機能Ⅱ	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備と接続する機能であって、品目に係る符号伝送速度を保証しないものをいいます。 （商品名：インターネットゲートウェイライト）	1 0 0 Mb/s	1 の契約者回線群ごとに	40, 000 円 (税抜)	
備 考					
1 この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）25 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。					
2 I Pデータ契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）がインターネット接続機能Ⅱの利用の請求をし、その承諾を受けたときは、第1（適用）1 の規定にかかわらず、その所属する契約者回線群に係る I Pデータ契約者は、インターネット接続機能Ⅱを利用することができます。					

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するものであって通常クラスのものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
- (1) 料金額については、次に定める額とします。
- ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの
- (ア) 基本額
- a 合算接続基本料
- (a) プラン 1
- i I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するもの
- (i) 基本料
- (i)－i 10Mイーサネット
- (i)－i－i 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0. 5 Mb/s	40,000 円(税抜)
1 Mb/s	49,000 円(税抜)
2 Mb/s	60,000 円(税抜)
3 Mb/s	75,000 円(税抜)
4 Mb/s	93,000 円(税抜)
5 Mb/s	112,000 円(税抜)

- (ii) 加算料
- (ii)－i 10Mイーサネット
- (ii)－i－i 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0. 5 Mb/s	45,000 円(税抜)
1 Mb/s	49,000 円(税抜)
2 Mb/s	63,000 円(税抜)
3 Mb/s	77,000 円(税抜)
4 Mb/s	91,000 円(税抜)
5 Mb/s	105,000 円(税抜)

- b 接続基本料
- (a) プラン 2
- i I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するもの
- (i) 基本料
- (i)－i 10Mイーサネット

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0. 5 Mb/s	44,000 円(税抜)
1 Mb/s	58,000 円(税抜)
2 Mb/s	75,000 円(税抜)
3 Mb/s	92,000 円(税抜)
4 Mb/s	109,000 円(税抜)
5 Mb/s	126,000 円(税抜)

- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス (A T M 専用相当回線、クラス 1 に係る A T M データ伝送相当回線及びクラス 2 に係る A T M データ伝送相当回線を使用するものであって、東日本電信電話株式会社に係るものに限り、) に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第 1 種 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約であってタイプ 2 のもの	移動体通信網相当回線を使用する第 1 種 I P データ契約
---	--------------------------------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービスのうち、移動体通信網相当回線に係る当社接続回線 (当社の 3 G 通信サービス及び 4 G 通信サービスに係るものを除きます。) 又は他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i 移動体通信網相当回線を使用するもの

(i) K D D I 株式会社に係るもの

(i) - 1 タイプ 2

(i) - 1 - 1 基本料

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5 Mb/s	8 1, 0 0 0 円 (税抜)
1 Mb/s	1 0 5, 0 0 0 円 (税抜)
2 Mb/s	1 3 0, 0 0 0 円 (税抜)
3 Mb/s	1 5 5, 0 0 0 円 (税抜)
4 Mb/s	1 8 0, 0 0 0 円 (税抜)
5 Mb/s	2 0 5, 0 0 0 円 (税抜)
6 Mb/s	2 3 3, 0 0 0 円 (税抜)
7 Mb/s	2 5 8, 0 0 0 円 (税抜)
8 Mb/s	2 8 3, 0 0 0 円 (税抜)
9 Mb/s	3 0 8, 0 0 0 円 (税抜)
1 0 Mb/s	3 3 6, 0 0 0 円 (税抜)
1 5 Mb/s	4 3 6, 0 0 0 円 (税抜)
2 0 Mb/s	5 3 9, 0 0 0 円 (税抜)
2 5 Mb/s	6 4 5, 0 0 0 円 (税抜)
3 0 Mb/s	7 4 5, 0 0 0 円 (税抜)

3 5 Mb/s	8 5 6 , 0 0 0 円(税抜)
4 0 Mb/s	9 6 1 , 0 0 0 円(税抜)
4 5 Mb/s	1 , 0 7 2 , 0 0 0 円(税抜)
5 0 Mb/s	1 , 1 7 7 , 0 0 0 円(税抜)
6 0 Mb/s	1 , 3 4 3 , 0 0 0 円(税抜)
7 0 Mb/s	1 , 5 0 9 , 0 0 0 円(税抜)
8 0 Mb/s	1 , 6 7 5 , 0 0 0 円(税抜)
1 0 0 Mb/s	1 , 8 6 7 , 0 0 0 円(税抜)

(i) - 1 - 2 加算料

区 分	単 位	料金額 (月額)
同時に利用可能な I P アドレスの数が 2 9 を超えるとき	2 9 を超える 2 9 の I P アドレスごとに	3 , 0 0 0 円(税抜)

(ii) 当社又は株式会社ウィルコム沖縄に係るもの

(ii) - 1 タイプ 1

(ii) - 1 - 1 基本料

1 の接続契約者回線ごとに

料金額 (月額)
4 0 , 0 0 0 円(税抜)

(ii) - 1 - 2 加算料

区 分	単 位	料金額 (月額)
同時に利用可能な I P アドレスの数に係るもの	接続契約者回線への接続に利用する 1 の電気通信番号において同時に利用可能な I P アドレスの数が 1 2 までのとき	1 2 , 0 0 0 円 (税抜)
	接続契約者回線への接続に利用する 1 の電気通信番号において同時に利用可能な I P アドレスの数が 2 8 までのとき	2 8 , 0 0 0 円 (税抜)
	接続契約者回線への接続に利用する 1 の電気通信番号において同時に利用可能な I P アドレスの数が 6 0 までのとき	6 0 , 0 0 0 円 (税抜)
	接続契約者回線への接続に利用する 1 の電気通信番号において同時に利用可能な I P アドレスの数が 1 2 4 までのとき	1 2 4 , 0 0 0 円 (税抜)
	接続契約者回線への接続に利用する 1 の電気通信番号において同時に利用可能な I P アドレスの数が 2 5 2 までのとき	2 5 2 , 0 0 0 円 (税抜)

接続契約者回線への接続に利用する1の電気通信番号において同時に利用可能なIPアドレスの数が508までのとき		508,000円 (税抜)
接続契約者回線への接続に利用する1の電気通信番号において同時に利用可能なIPアドレスの数が1,016までのとき		1,016,000円 (税抜)
接続契約者回線への接続に利用する1の電気通信番号において同時に利用可能なIPアドレスの数が1,524までのとき		1,524,000円 (税抜)
接続契約者回線への接続に利用する電気通信番号の数に係るもの	1の電気通信番号ごとに	18,000円(税抜)
備考		
1 同時に利用可能なIPアドレスの数に係るものは、接続契約者回線への接続に利用する電気通信番号ごとに、いずれかの区分を選択していただきます。		
2 接続契約者回線への接続に利用する電気通信番号の数に係るものは、利用する電気通信番号の数から1を減じた数の電気通信番号に適用します。		

(ii) - 2 タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5Mb/s	78,000円(税抜)
1 Mb/s	98,000円(税抜)
2 Mb/s	118,000円(税抜)
3 Mb/s	138,000円(税抜)
4 Mb/s	158,000円(税抜)
5 Mb/s	178,000円(税抜)

(iii) 株式会社NTTドコモに係るもの

(iii) - 1 タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5Mb/s	83,000円(税抜)
1 Mb/s	103,000円(税抜)
2 Mb/s	123,000円(税抜)
3 Mb/s	143,000円(税抜)
4 Mb/s	163,000円(税抜)
5 Mb/s	183,000円(税抜)
6 Mb/s	203,000円(税抜)
7 Mb/s	223,000円(税抜)
8 Mb/s	243,000円(税抜)
9 Mb/s	263,000円(税抜)
10 Mb/s	283,000円(税抜)
15 Mb/s	395,000円(税抜)
20 Mb/s	485,000円(税抜)
25 Mb/s	575,000円(税抜)
30 Mb/s	665,000円(税抜)
35 Mb/s	755,000円(税抜)
40 Mb/s	845,000円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 11 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（特定他社サービス回線を使用するものであってタイプ 3 のものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（ATM 専用相当回線、クラス 1 に係る ATM データ伝送相当回線及びクラス 2 に係る ATM データ伝送相当回線を使用するものに限り。）に関する料金その他の取扱い（基本額のうち加算料の額の再算定を含みます。）は、なお従前のとおりとします。

(高速デジタル伝送相当回線に係る特定他社接続回線を使用する第1種IPデータサービスの廃止)

3 平成27年8月1日実施の附則第2項に定める特定他社接続回線を使用する第1種IPデータサービスのうち、高速デジタル伝送相当回線に係るものは、廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

移動体通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約であって一般接続型のもの	移動体通信網相当回線を使用する第1種IPデータ契約
---------------------------------------	---------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービスのうち、移動体通信網相当回線を使用するものであって特定方式接続型に係るものに関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 移動体通信網相当回線を使用するもの

(i) 特定方式接続型

(i)-1 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6.4Kb/s	80,000円(税抜)
12.8Kb/s	95,000円(税抜)
19.2Kb/s	120,000円(税抜)
25.6Kb/s	140,000円(税抜)
38.4Kb/s	160,000円(税抜)
0.5Mb/s	180,000円(税抜)
1Mb/s	220,000円(税抜)
1.5Mb/s	250,000円(税抜)
3Mb/s	550,000円(税抜)
6Mb/s	1,200,000円(税抜)
10Mb/s	3,000,000円(税抜)
20Mb/s	4,000,000円(税抜)

備考

基本料には、IPデータ網との通信に係る1のURLの料金を含みます。

(i)-2 加算料

区 分			単 位	料金額 (月額)
区分1及び区分2	IPデータ網との通信に係るURLに係るもの	IPデータ網との通信に係るURLの数が2以上のとき	1のURLを除く 1のURLにつき	15,000円 (税抜)
区分2	識別する移動体通信設備の数に係るもの	100までのとき	1の接続契約者回線ごとに	50,000円 (税抜)
		300までのとき		120,000円 (税抜)
		500までのとき		150,000円 (税抜)

	1,000 までのとき	200,000円 (税抜)
	3,000 までのとき	300,000円 (税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 31 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 1 月 7 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービスのうち、移動体通信網相当回線を使用するものに関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

- (1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

f 動体通信網相当回線を使用するもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0. 5Mb/s	78,000円(税抜)
1 Mb/s	98,000円(税抜)
2 Mb/s	118,000円(税抜)
3 Mb/s	138,000円(税抜)
4 Mb/s	158,000円(税抜)
5 Mb/s	178,000円(税抜)
6 Mb/s	198,000円(税抜)
7 Mb/s	218,000円(税抜)
8 Mb/s	238,000円(税抜)
9 Mb/s	258,000円(税抜)
10 Mb/s	278,000円(税抜)
15 Mb/s	390,000円(税抜)
20 Mb/s	480,000円(税抜)
25 Mb/s	570,000円(税抜)
30 Mb/s	660,000円(税抜)
35 Mb/s	750,000円(税抜)
40 Mb/s	840,000円(税抜)
45 Mb/s	930,000円(税抜)
50 Mb/s	1,020,000円(税抜)
60 Mb/s	1,136,000円(税抜)
70 Mb/s	1,236,000円(税抜)
80 Mb/s	1,336,000円(税抜)
100 Mb/s	1,440,000円(税抜)
200 Mb/s	1,490,000円(税抜)
300 Mb/s	1,540,000円(税抜)
400 Mb/s	1,590,000円(税抜)
500 Mb/s	1,640,000円(税抜)

6 0 0 Mb/s	1, 7 0 0, 0 0 0 円(税抜)
7 0 0 Mb/s	1, 7 6 0, 0 0 0 円(税抜)
8 0 0 Mb/s	1, 8 3 0, 0 0 0 円(税抜)
9 0 0 Mb/s	1, 9 0 0, 0 0 0 円(税抜)
1 Gb/s	1, 9 8 0, 0 0 0 円(税抜)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P データサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P データサービス（I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するものであって通常クラスのものに限ります。）に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第 1 種 I P データサービスに係るもの

(7) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン 1

i I P ルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)－i 1 0 M イーサネット

(i)－i－i 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
6 Mb/s	1 4 3, 0 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	1 6 0, 0 0 0 円(税抜)
8 Mb/s	1 7 7, 0 0 0 円(税抜)
9 Mb/s	1 9 4, 0 0 0 円(税抜)
1 0 Mb/s	2 1 0, 0 0 0 円(税抜)

(i)－ii 1 0 0 M イーサネット

(i)－ii－i 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 Mb/s	2 7 7, 0 0 0 円(税抜)
2 0 Mb/s	3 4 3, 0 0 0 円(税抜)
3 0 Mb/s	4 0 9, 0 0 0 円(税抜)
4 0 Mb/s	4 7 5, 0 0 0 円(税抜)
5 0 Mb/s	5 4 1, 0 0 0 円(税抜)
6 0 Mb/s	6 0 7, 0 0 0 円(税抜)
7 0 Mb/s	6 7 3, 0 0 0 円(税抜)
8 0 Mb/s	7 3 9, 0 0 0 円(税抜)
9 0 Mb/s	8 0 5, 0 0 0 円(税抜)
1 0 0 Mb/s	8 7 0, 0 0 0 円(税抜)

(ii) 加算料

(ii)－i 1 0 M イーサネット

(ii)－i－i 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
6 Mb/s	1 4 6, 0 0 0 円(税抜)
7 Mb/s	
8 Mb/s	
9 Mb/s	
1 0 Mb/s	

(ii)－ii 100Mイーサネット

(ii)－ii－i 通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Mb/s	236,000円(税抜)
20Mb/s	
30Mb/s	
40Mb/s	
50Mb/s	
60Mb/s	
70Mb/s	
80Mb/s	
90Mb/s	
100Mb/s	

b 接続基本料

(a) プラン2

i IPルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

(i) 基本料

(i)－i 10Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6Mb/s	143,000円(税抜)
7Mb/s	160,000円(税抜)
8Mb/s	177,000円(税抜)
9Mb/s	194,000円(税抜)
10Mb/s	211,000円(税抜)

(i)－ii 100Mイーサネット

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Mb/s	277,000円(税抜)
20Mb/s	343,000円(税抜)
30Mb/s	409,000円(税抜)
40Mb/s	475,000円(税抜)
50Mb/s	541,000円(税抜)
60Mb/s	607,000円(税抜)
70Mb/s	673,000円(税抜)
80Mb/s	739,000円(税抜)
90Mb/s	805,000円(税抜)
100Mb/s	870,000円(税抜)

(ii) 加算料

a (a) i (ii)に規定する料金額と同額

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月20日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

IPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータ契約であって通常クラスのもの	IPルーティング網接続専用相当回線を使用する第1種IPデータ契約
--	----------------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（IPルーティング網接続専用相当回線を使用するものであって準通常クラスのものに限ります。）に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

(a) プラン1

i IPルーティング網接続専用相当回線を使用するもの

(i) 基本料

i 10Mイーサネット

(i)-i 準通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0.5Mb/s	44,000円(税抜)
1Mb/s	46,000円(税抜)
2Mb/s	53,000円(税抜)
3Mb/s	61,000円(税抜)
4Mb/s	63,000円(税抜)
5Mb/s	65,000円(税抜)
6Mb/s	67,000円(税抜)
7Mb/s	70,000円(税抜)
8Mb/s	72,000円(税抜)
9Mb/s	74,000円(税抜)
10Mb/s	76,000円(税抜)

ii 100Mイーサネット

(ii)-i 準通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
20Mb/s	116,000円(税抜)
30Mb/s	156,000円(税抜)
40Mb/s	183,000円(税抜)
50Mb/s	210,000円(税抜)
60Mb/s	237,000円(税抜)
70Mb/s	265,000円(税抜)
80Mb/s	292,000円(税抜)
90Mb/s	319,000円(税抜)
100Mb/s	346,000円(税抜)

iii 1Gイーサネット

(iii)-i 準通常クラス

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
200Mb/s	660,000円(税抜)
300Mb/s	910,000円(税抜)
1Gb/s	2,860,000円(税抜)

(第4種IPデータサービスに関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種IPデータサービス（接続契約者回線を使用するものに限り、）に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続基本料のうち接続契約者回線使用料については、次に定める額とします。

ア 第4種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

(a) 接続基本料

i 接続契約者回線使用料（特定他社接続回線の料金を含みます。）

1の接続契約者回線及び特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）
-----	---------

1 0 0 Mb/s	2 3 6, 0 0 0 円(税抜)
1 Gb/s	7 1 0, 0 0 0 円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年8月31日から実施します。

(第1種 I P データサービス又は第2種 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種 I P データサービス（高速デジタル伝送相当回線を使用するものに限ります。）及び第2種 I P データサービス（高速デジタル伝送型のものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの

(i) 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
6 4 Kb/s	2 5, 0 0 0 円(税抜)
1 2 8 Kb/s	3 4, 0 0 0 円(税抜)

(ii) 加算料

1の特定他社接続回線ごとに、特定事業者との相互接続協定等により当社が特定事業者を支払う額（以下この附則において「接続料」といいます。）に基づいて定額利用料の額を算定し、特定事業者、品目並びに区域内及び区域外ごと（区域外については、その特定他社接続回線の回線距離ごととします。）の料金を別に定めます。

この場合において、高速デジタル伝送相当回線に係る特定他社接続回線の終端が、同一の単位料金区域（特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する単位料金区域をいいます。）に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

なお、接続料の改定があったときは、加算料を再算定し、その改定があった暦月の初日から適用します。

b 接続基本料

(a) プラン2

i 高速デジタル伝送相当回線を使用するもの

(i) 基本料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
6 4 Kb/s	2 3, 0 0 0 円（税抜）
1 2 8 Kb/s	2 9, 0 0 0 円（税抜）

(ii) 加算料

a (a) i (ii) に規定する料金額と同額

イ 第2種 I P データサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 高速デジタル伝送型

(i) 基本料

(i)－1 通常クラス

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	2 7, 0 0 0 円(税抜)
1 2 8 Kb/s	3 5, 0 0 0 円(税抜)
1 9 2 Kb/s	6 6, 0 0 0 円(税抜)
2 5 6 Kb/s	7 8, 0 0 0 円(税抜)
3 8 4 Kb/s	1 0 1, 0 0 0 円(税抜)
5 1 2 Kb/s	1 1 5, 0 0 0 円(税抜)
7 6 8 Kb/s	1 4 4, 0 0 0 円(税抜)
1 Mb/s	1 7 8, 0 0 0 円(税抜)
1. 5 Mb/s	1 9 3, 0 0 0 円(税抜)

(i) - 2 エコノミークラス

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	1 6, 0 0 0 円(税抜)
1 2 8 Kb/s	2 4, 0 0 0 円(税抜)
1. 5 Mb/s	1 5 0, 0 0 0 円(税抜)

(ii) 加算料

1の契約者回線ごとに

区 分		料金額 (月額)
契約者回線使用料	メタルケーブルのもの	1 0, 0 0 0 円 (税抜)
	光ケーブルのもの	4 0, 0 0 0 円 (税抜)

b 接続基本料

(a) プラン 2

i 高速ディジタル伝送型

(i) 基本料

(i) - 1 通常クラス

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	2 7, 0 0 0 円 (税抜)
1 2 8 Kb/s	3 3, 0 0 0 円 (税抜)
1 9 2 Kb/s	7 0, 0 0 0 円 (税抜)
2 5 6 Kb/s	8 0, 0 0 0 円 (税抜)
3 8 4 Kb/s	9 6, 0 0 0 円 (税抜)
5 1 2 Kb/s	1 0 8, 0 0 0 円 (税抜)
7 6 8 Kb/s	1 3 6, 0 0 0 円 (税抜)
1 Mb/s	1 7 6, 0 0 0 円 (税抜)
1. 5 Mb/s	2 1 0, 0 0 0 円 (税抜)

(i) - 2 エコノミークラス

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	1 4, 0 0 0 円 (税抜)
1 2 8 Kb/s	1 9, 0 0 0 円 (税抜)
1. 5 Mb/s	9 4, 0 0 0 円 (税抜)

(ii) 加算料

a (a) i (ii) に規定する料金額と同額

(i) 加算額

a 区域外線路使用料

1の区域外線路ごとに

料金額 (月額)	
当社が別に算定する額	

b 端末設備使用料

種 別	区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-----	-------

(ア) 回線接続装置 ：取扱局伝送設備と の間で信号の送受 信及び変換の機能 を有するもの	a 高速ディ ジタル伝送 型に係るもの	(a) 回線接続 装置Ⅰ型の 場合	① 64Kb/s、128Kb/s 用 のもの	1 台ごとに	1, 7 0 0 円 (税抜)
			② 192Kb/s、256Kb/s、 384Kb/s、512Kb/s、 768Kb/s、1 Mb/s 又 は 1.5Mb/s 用のもの		1 9, 0 0 0 円 (税抜)
		(b) 回線接続 装置Ⅱ型の 場合	① 64Kb/s、128Kb/s 用 のもの		4, 0 0 0 円 (税抜)
			② 192Kb/s、256Kb/s、 384Kb/s、512Kb/s、 768Kb/s、1 Mb/s 又 は 1.5Mb/s 用のもの		2 0, 0 0 0 円 (税抜)
	備 考 Ⅰ インターフェースに係るものに限り提供します。				

(契約者回線群使用料に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン2に係る第1種IPデータサービス又は第2種IPデータサービスについて、契約者回線群使用料に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 契約者回線群使用料

1 の契約者回線群ごとに

品 目	料金額 (月額)
6 4 Kb/s	5, 0 0 0 円 (税抜)
1 2 8 Kb/s	1 0, 0 0 0 円 (税抜)
1 9 2 Kb/s	1 5, 0 0 0 円 (税抜)
2 5 6 Kb/s	2 0, 0 0 0 円 (税抜)
3 8 4 Kb/s	3 0, 0 0 0 円 (税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年11月1日から実施します。

(第1種IPデータサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している第1種IPデータ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

特定接続回線を使用する第1種IPデータ契約であ って通常クラスのもの	特定接続回線を使用する第1種IPデータ契約
---------------------------------------	-----------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IPデータサービス（特定接続回線を使用するものであってタイプ1のもののうちデータホスティングサービスに係る電気通信設備と接続するものに限り
ます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 第1種IPデータサービスに係るもの

(ア) 基本額

a 合算接続基本料

(a) プラン1

i 特定接続回線を使用するもの

(i) 通常クラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
5 Mb/s	0 円

1 0 Mb/s	1 0 0, 0 0 0 円(税抜)
1 0 0 Mb/s	1 8 0, 0 0 0 円(税抜)
2 0 0 Mb/s	3 6 0, 0 0 0 円(税抜)
3 0 0 Mb/s	5 4 0, 0 0 0 円(税抜)

(ii) エコノミークラス

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額)
1 0 0 Mb/s	5 0, 0 0 0 円(税抜)

(旧第4種データホスティング契約者等からの申込みに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日以降、データホスティングサービス契約約款の令和元年11月1日実施の附則の第3項に定める旧第4種データホスティング契約者又はデータホスティングサービス契約約款の平成28年12月28日実施の附則の第2項に定める旧第2種データホスティング契約者から、特定接続回線に係る第1種IPデータサービスのうちタイプ1のものの申し込みがあった場合、第13条（第1種IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月23日から実施します。
(通信利用の制限に関する経過措置)
- 2 当社は、平成27年4月1日実施の附則第2項に定める第1種IPデータサービス（IP通信網相当回線を使用するものであってタイプ3のものに限り、）について、通信が著しくふくそうしたとき又はふくそうするおそれがあるときは、第1種IPデータサービスに係る通信速度を制限することがあります。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月30日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年11月8日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年3月1日から実施します。
(第4種IPデータサービスの廃止)
- 2 第4種IPデータサービスについては、令和7年2月28日をもって廃止します。
 - (1) 料金額
 - ア 臨時第4種IPデータ契約以外の契約に関するもの
 - (ア) 基本額
 - a 接続基本料
 - (a) 基本料

i プラン2

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 0 Mb/s	4 5 0, 0 0 0 円（税込4 9 5, 0 0 0 円）

ii プラン3

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 Gb/s	9 0 0, 0 0 0 円（税込9 9 0, 0 0 0 円）

iii プラン4

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 Gb/s	利用速度を1ギガビット／秒として、1メガビット／秒あたり6, 0 0 0 円（税込6, 6 0 0 円）を乗じて得た額

(b) 加算料

i プラン2、プラン3又はプラン4

1の契約者回線ごとに

区 分	単 位	料金額（月額）
基本料に係る利用速度を超える部分	最大受信速度 1 Mb/s までごとに	6, 0 0 0 円 （税込6, 6 0 0 円）
	最大受信速度を超える部分について 1 Mb/s までごとに	1, 5 0 0 円 （税込1, 6 5 0 円）

(c) 契約者回線使用料

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
光ケーブルのもの	4 0, 0 0 0 円（税込4 4, 0 0 0 円）

(i) 加算額

a 区域外線路使用料

1の区域外線路ごとに

区 分	料金額（月額）
区域外線路使用料	当社が別に算定する額

b 端末設備使用料

1の回線終端装置ごとに

区 分			料金額（月額）
回線終端装置	(a) 回線終端装置Ⅰ型の場合	1 0 0 Mb/s 用のもの	4, 0 0 0 円 （税込4, 4 0 0 円）
	(b) 回線終端装置Ⅱ型の場合	1 0 0 Mb/s 及び 1 Gb/s 用のもの	4 0, 0 0 0 円 （税込4 4, 0 0 0 円）

イ 臨時第4種 I Pデータ契約に関するもの

(7) 基本料、加算料、契約者回線使用料及び加算額

日額

その I Pデータサービスを臨時 I Pデータ契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の 10分の1
--

(2) 工事費の額

工事の種類				単 位	工事費の額
					光ケーブルの場合
契約者回線の設置及び移転に係る工事	取扱所内工事費			1の工事ごとに	100,000円 (税込110,000円)
契約者回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	品目の変更に係る	(7) (イ)以外の場合	1の工事ごとに	100,000円 (税込110,000円)

		もの	(イ) 取扱 所内設備 の設定変 更のみの 場合	1の工事ごとに	20,000円 (税込22,000円)
複数契約者回線 群の設定等に係 る工事	取扱所内工 事費	複数契約者回線群の 設定及び変更に係る もの		1の工事ごとに	20,000円 (税込22,000円)
		指定契約者回線の指 定の変更に係るもの		1の工事ごとに	20,000円 (税込22,000円)
I Pデータサービスの利用の一時中断に係る工事				1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)

(特定電気通信サービスの廃止)

3 特定電気通信サービスについては、令和7年2月28日をもって廃止します。

(1) 料金額

ア 接続基本料

(ア) 最大受信速度に係るもの

月額

オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの料金額（「1の契約者回線群ごとに」を「1の特定電気通信サービスごとに」と読み替え、「利用速度が合算最大受信速度である場合」を「最大受信速度に係るもの」と読み替え、区分における「利用速度」を「最大受信速度」と読み替えて適用するものとします。）と同額

(イ) 最大送信速度に係るもの

月額

オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する特定サービス型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの料金額（「1の契約者回線群ごとに」を「1の特定電気通信サービスごとに」と読み替え、「利用速度が合算最大送信速度である場合」を「最大送信速度に係るもの」と読み替え、区分における「利用速度」を「最大送信速度」と読み替えて適用するものとします。）と同額

(2) 工事費の額

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定電気通信サービスに係る回線の設置 等に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

附則別表 加入料金区域

区域区分	単 位 料 金 区 域 の 名 称
ゾーン 1	青森、赤磐、秋田、旭川、厚木、池田、石岡、伊勢崎、市川、一関、一宮、市原、茨木、揖斐川、岩出、磐田、宇治、宇都宮、浦和、大分、大垣、大阪、大津、岡山、邑久、帯広、小山、尾張横須賀、鹿児島、柏、春日井、金沢、鹿沼、鹿屋、刈谷、川口、川崎、北九州、北見、岐阜、京都、釧路、下松、熊谷、熊本、倉敷、呉、桑名、郡家、高知、甲府、神戸、郡山、国分寺、小松、小松島、佐賀、堺、寒河江、相模原、佐世保、札幌、静岡、渋川、上越、白河、須賀川、仙台、草加、総社、高岡、高崎、高富、高松、滝川、立川、竜野、田原、千葉、津、津島、土浦、東京、徳島、徳山、栃木、鳥取、苫小牧、富岡、富山、豊橋、富田林、長岡、長崎、中津、長野、名古屋、那覇、奈良、新潟、西尾、西宮、葦崎、沼津、寝屋川、函館、八王子、八戸、廿日市、浜松、半田、東松山、姫路、平塚、弘前、広島、福井、福岡、福島、福山、藤岡、藤沢、船橋、別府、前橋、松江、松本、松山、丸亀、水戸、三春、宮崎、武蔵野三鷹、盛岡、八尾、八代、山形、山口、大和高田、山梨、横浜、四日市、米沢、和歌山
ゾーン 2	相生、鯉ヶ沢、芦別、阿南、甘木、新井、飯塚、飯山、諫早、石狩、石狩深川、石川、和泉、伊勢、伊東、井原、指宿、今市、岩沼、因島、上田、魚津、臼杵、青梅、大河原、大瀬戸、太田、大根占、大野、男鹿、岡崎、小田原、尾道、加賀、加計、掛川、加古川、笠岡、笠間、鯉沢青柳、加治木、鹿島、柏崎、蟹田、亀岡、亀山、鴨方、加茂川、鴨島、鳥山、川越、観音寺、木古内、岸和田貝塚、木次、杵築、桐生、久喜、久万、小出、古河、五条、五所川原、御殿場、佐川、佐野、三条、三田、三戸、三本松、鹿部、新発田、志布志、島田、下市、修善寺大仁、白糠、新城、須崎、諏訪、関、瀬戸、園部、高鍋、高梁、武雄、武生、玉名、玉野、千歳、天竜、東金、当別、十勝池田、十勝清水、所沢、土佐山田、土庄、豊田、十和田、長井、中野、成田、新津、二本松、丹生谷、沼田、榛原、萩、早来、播磨山崎、東広島、備前、常陸太田、常陸大宮、美幌、平戸、福崎、福野、富士、富士宮、府中、豊後高田、防府、銚田、本庄、前原、巻、松阪、松橋、三重、三木、水沢、水海道、水口、美祢、美濃加茂、鶴川、宗像、村山、真岡、茂原、安来、安塚、柳井、矢部、山鹿、大和榛原、湯浅、行橋、横須賀、吉田、吉野、竜ヶ崎、嶺北
ゾーン 3	会津若松、安芸、安芸吉田、阿児、足利、厚岸、網走、天草、石巻、出水、出雲、潮来、糸魚川、伊那、今津、今治、伊万里、岩泉、いわき、磐木富岡、岩国、岩手、岩見沢、上野、宇部、宇和、江差、恵那、遠軽、大口、大洲、大田原、大月、大原、大船渡、大曲、大町、小樽、角館、掛合、加世田、上川、上北山、上士幌、鴨川、唐津、木更津、木曽福島、喜多方、北上、木江、久賀、郡上八幡、玖珠、久世、俱知安、国東、窪川、熊本の宮、倉吉、栗山、久留米、黒磯、甲山、小林、御坊、小諸、佐伯、佐久、佐渡、佐原、設楽、士別、島原、下田、下館、下関、庄原、白石、新庄、洲本、瀬高、川内、大子、高萩、高森、田川、竹田、竹原、田島、多治見、田辺、田主丸、田万川、丹波柏原、秩父、千代田、津川、築館、津名、津山、鶴岡、敦賀、弟子屈、東城、十日町、遠野、十津川、鳥羽、長門、長野原、長浜、中湧別、名護、七尾、新居浜、新見、西脇、日南、直方、能代、野辺地、伯方、羽咋、迫、花巻、原町、飯能、彦根、日田、人吉、富良野、古川、本荘、本別、三瀬谷、水俣、美濃白川、身延、美作、都城、三次、六日町、牟岐、村上、森、門別富川、柳津、八女、八幡浜、夕張、余市、八日市、八日市場、横手、和歌山橋本、脇町
ゾーン 4	会津山口、阿南町、海士、有川、阿波池田、飯田、硫黄島、伊豆大島、厳原、今金、伊予三島、岩内、石見大田、浦河、宇和島、大館、奥尻、興部、小浜、尾鷲、鹿角、釜石、神岡、川本、久慈、串本、熊石、熊野、気仙沼、下呂、江津、郷ノ浦、西郷、酒田、静内、斜里、荘川、新宮、宿毛、寿都、高千穂、鷹巣、高山、伊達、館山、種子島、銚子、土佐清水、土佐中村、豊岡、中甕、中標津、中津川、名寄、二戸、根雨、根室、根室標津、能都、延岡、羽幌、浜坂、浜田、美深、日向、広尾、福江、福知山、舞鶴、松前、御荘、峰山、宮古、宮津、むつ、室戸、室蘭、紋別、焼尻、屋久島、八雲、湯沢、八鹿、米子、留萌、輪島
ゾーン 5	えりも、北見枝幸、対馬佐賀、津和野、天塩、浜頓別、益田、三宅、利尻礼文、稚内
ゾーン 6	小笠原、沖縄宮古、瀬戸内、徳之島、中之島、名瀬、八丈島、南大東、八重山

別紙1 第1種IPデータサービスに係る協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款の名称等

1 2以外のもの

(1) イーサネット相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社オプテージ	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網サービス契約約款
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社トークネット	高速イーサネット網サービス	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社エネコム	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第Ⅲ種イーサネット網サービス	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社QTnet	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款
OTNet株式会社	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(2) IPルーティング網接続専用相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
NTT東日本株式会社	IPルーティング網接続専用サービス	専用サービス契約約款
NTT西日本株式会社	IPルーティング網接続専用サービス	専用サービス契約約款
備考 IPルーティング網接続専用サービスは、特定事業者の契約約款に規定する第3種サービスに係るタイプ2のものに限ります。		

(3) 光伝送相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
中部テレコミュニケーション株式会社	Ether コミュファサービス	Ether コミュファサービス契約約款

2 他社接続回線（特定他社接続回線を除きます。）に係るもの

(1) IP通信網相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
NTT東日本株式会社	IP通信網サービス	IP通信網サービス契約約款
NTT西日本株式会社	IP通信網サービス	IP通信網サービス契約約款
備考 IP通信網サービスは、特定事業者の契約約款に規定するメニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るものに限ります。		

別紙２ 削除

別紙３ 削除

別紙４ 加入料金区域

１ イーサネット相当回線に係るもの

(１) 加入料金区域を単位料金区域ごとに定めるもの

区域区分	特定他社接続回線に係る特定事業者	単 位 料 金 区 域 名
区域内	北海道総合通信網株式会社	札幌

(２) 加入料金区域を都道府県ごとに定めるもの

区域区分	特定他社接続回線に係る特定事業者	都 道 府 県 名
区域内	株式会社オプテージ	大阪府、京都府、兵庫県
	株式会社ＳＴＮｅｔ	香川県、愛媛県
	株式会社トークネット	宮城県
	株式会社エネコム	広島県、岡山県
	KDD I 株式会社	東京都、神奈川県
	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県
	北陸通信ネットワーク株式会社	石川県
	株式会社ＱＴｎｅｔ	福岡県

２ ＩＰルーティング網接続専用相当回線に係るもの

区域区分	単 位 料 金 区 域 名
区域内	別に定める単位料金区域

別紙5 接続契約者回線とイーサネット相当回線の組合せの条件

1 北海道総合通信網株式会社に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10Mイーサネット	0.5Mb/s	特定事業者の契約約款（別紙1の1の(1)に係るものに限り、以下別紙5において同じとします。）に規定する1Mb/sのもの
	1Mb/s	
	2Mb/s	
	3Mb/s	
	4Mb/s	
	5Mb/s	
	6Mb/s	
	7Mb/s	
	8Mb/s	
	9Mb/s	
	10Mb/s	
100Mイーサネット	10Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する100Mb/sのもの
	20Mb/s	
	30Mb/s	
	40Mb/s	
	50Mb/s	
	60Mb/s	
	70Mb/s	
	80Mb/s	
	90Mb/s	
	100Mb/s	
1Gイーサネット	200Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1Gb/sのもの
	300Mb/s	
	400Mb/s	
	500Mb/s	
	600Mb/s	
	700Mb/s	
	800Mb/s	
	900Mb/s	
	1Gb/s	

2 株式会社STNet、株式会社トークネット及び北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10Mイーサネット	0.5Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する0.5Mb/sのもの
	1Mb/s	
	2Mb/s	
	3Mb/s	
	4Mb/s	
	5Mb/s	
	6Mb/s	
	7Mb/s	
	8Mb/s	
	9Mb/s	
	10Mb/s	
100Mイーサネット	10Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する100Mb/sのもの
	20Mb/s	
	30Mb/s	
	40Mb/s	
	50Mb/s	
	60Mb/s	
	70Mb/s	
	80Mb/s	

9 0 Mb/s
1 0 0 Mb/s

3 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
1 0 Mイーサネット	0. 5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する0. 5 Mb/s のもの
	1 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Mb/s のもの
	2 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 Mb/s のもの
	3 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 Mb/s のもの
	4 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 Mb/s のもの
	5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 Mb/s のもの
	6 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 Mb/s のもの
	7 Mb/s	
	8 Mb/s	
	9 Mb/s	
	1 0 Mb/s	
1 0 0 Mイーサネット	1 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	2 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 0 Mb/s のもの
	3 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 0 Mb/s のもの
	4 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 0 Mb/s のもの
	5 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 0 Mb/s のもの
	6 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	7 0 Mb/s	
	8 0 Mb/s	
	9 0 Mb/s	
	1 0 0 Mb/s	

4 株式会社オプテージに係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
1 0 Mイーサネット	0. 5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する0. 5 Mb/s のもの
	1 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Mb/s のもの
	2 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 Mb/s のもの
	3 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 Mb/s のもの
	4 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 Mb/s のもの
	5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 Mb/s のもの
	6 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 Mb/s のもの
	7 Mb/s	
	8 Mb/s	
	9 Mb/s	
	1 0 Mb/s	
1 0 0 Mイーサネット	1 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	2 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 0 Mb/s のもの
	3 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 0 Mb/s のもの
	4 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 0 Mb/s のもの
	5 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 0 Mb/s のもの
	6 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	7 0 Mb/s	
	8 0 Mb/s	
	9 0 Mb/s	
	1 0 0 Mb/s	
1 Gイーサネット	2 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Gb/s のもの
	3 0 0 Mb/s	
	4 0 0 Mb/s	
	5 0 0 Mb/s	
	6 0 0 Mb/s	

	7 0 0 Mb/s
	8 0 0 Mb/s
	9 0 0 Mb/s
	1 Gb/s

5 KDDI 株式会社、株式会社エネコム及び株式会社Q T n e tに係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
1 0 Mイーサネット	0. 5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する0. 5 Mb/s のもの
	1 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Mb/s のもの
	2 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 Mb/s のもの
	3 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 Mb/s のもの
	4 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 Mb/s のもの
	5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 Mb/s のもの
	6 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 Mb/s のもの
	7 Mb/s	
	8 Mb/s	
	9 Mb/s	
	1 0 Mb/s	
1 0 0 Mイーサネット	1 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	2 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 0 Mb/s のもの
	3 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 0 Mb/s のもの
	4 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 0 Mb/s のもの
	5 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 0 Mb/s のもの
	6 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	7 0 Mb/s	
	8 0 Mb/s	
	9 0 Mb/s	
	1 0 0 Mb/s	
1 Gイーサネット	2 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 0 0 Mb/s のもの
	3 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 0 0 Mb/s のもの
	4 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 0 0 Mb/s のもの
	5 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 0 0 Mb/s のもの
	6 0 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Gb/s のもの
	7 0 0 Mb/s	
	8 0 0 Mb/s	
	9 0 0 Mb/s	
	1 Gb/s	

6 O T N e t 株式会社に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
1 0 Mイーサネット	0. 5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 Mb/s のもの
	1 Mb/s	
	2 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する2 Mb/s のもの
	3 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する3 Mb/s のもの
	4 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する4 Mb/s のもの
	5 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する5 Mb/s のもの
	6 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 Mb/s のもの
	7 Mb/s	
	8 Mb/s	
	9 Mb/s	
	1 0 Mb/s	
1 0 0 Mイーサネット	1 0 Mb/s	特定事業者の契約約款に規定する1 0 0 Mb/s のもの
	2 0 Mb/s	
	3 0 Mb/s	
	4 0 Mb/s	

5 0 Mb/s
6 0 Mb/s
7 0 Mb/s
8 0 Mb/s
9 0 Mb/s
1 0 0 Mb/s